

土田 慎君 本田 太郎君
三谷 英弘君 田野瀬太道君

十月二十七日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）
内閣の重要政策に関する件
公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
栄典及び公式制度に関する件
男女共同参画社会の形成の促進に関する件
国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件
公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件（人事院勧告）

○大西委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官加野幸司君外二十七名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大西委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。平将明君。

○平委員 自由民主党の平将明です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速質問に入っていきたいと思いますが、ちよつと順番を変えて、先に後藤大臣にお尋ねをいたします。

今、円安が進んでいたり、日本経済、様々な課題を抱えているわけですが、元々、小泉政権や第二次安倍政権では、財政政策と金融政策と成長戦略をパッケージで、司令塔をつくって対応してきたと思います。特にアベノミクスもそうで、アベノミクスは単なる金融緩和ではなくて、経済の状態を見ながら、その三つの柱の政策を微調整しながら対処していくというのが自民党のやってきた政策だということに思っております。

一方で、今、なかなか中央銀行が今の円安に関しても動きにくい状態にある中で、じゃ、財政政策をどうするのか、更に言うと、成長戦略をどうするのかというのが問われているはずで、ちよつと前までは、経済財政諮問会議というのがあって、それなりに機能していたと思います。我々が野党のときも、経済財政諮問会議を復活させるべきだと、当時の政権は成長戦略もなかったしマクロ経済政策もありませんでしたから、そういう提案を私が経産部会長のときにもさせていだいて、我々が政権を奪取して経済財政諮問会議も復活をさせたわけでありますが、今、この局面で、ちよつと手詰まり感がある中で、何か経済財政諮問会議のニュースも聞きませんし、あと、三つの柱でいくと、やはり成長戦略が弱いですね。

人口減少していく中で、じゃ、日本はどうやって経済を成長させていくのか。それはやはり、自由貿易の推進であったり、レギュレーションのデザインであつたりするわけですが、そのレギュレーションのデザインといったものが余り聞こえてこない。

この辺を、経済財政担当の大臣として、やはり、リーダーシップを取って、国民にこの手詰まり感、いや、大丈夫だ、こういう手を打つから大丈夫だといった情報をしっかりと発信してもらいたいし、経済財政諮問会議もその本来の役割を果たしていただきたいと思えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 ただいま平委員から御指摘がありましたとおり、経済諮問会議が、政府の経済財政運営の司令塔、また金融財政、また成長戦略、そうしたものの司令塔としての機能を発揮していくということは非常に重要なことであるというふうに考えております。

これまでも経済財政諮問会議では、平成二十五年の政府と日本銀行の共同声明に基づきまして、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況等について定期的な検証を行つてきておりまして、引き続き、諮問会議の場で日本銀行と経済情勢に関する認識も共有しつつ、財政政策と金融政策、成長戦略を含めて適切なポリシーミックスで緊密に連携をしていきたいというふうに考えています。

加えて、先般、諮問会議における岸田総理からの指示もありましたけれども、官民連携による成長力強化に向けた一体的な取組を進める、多年度の経済財政フレームをしっかりと議論していくという、成長と分配の好循環を実現して、成長と財政規律も両立させていくという大きな枠組みでの議論について御指示もありましたので、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○平委員 しつかりとマクロ経済の司令塔を機能させていたでいて、やはり、国民の人たちに、国民の皆さんにしっかりと説明するというのが大事だと思います。

あと、更に言うと、規制改革は今、岡田大臣が担当していると思いますけれども、そこも含めて大臣から強力に発信をしていただきたいと思えます。

す。
質問は以上ですので、大臣、よろしければ御退席ください。

○大西委員長 後藤大臣、どうぞ。

○平委員 それでは、谷大臣にお伺いしたいと思いますが、私の今の最大の関心事項はサイバーセキュリティであります。ロシアのウクライナの侵略戦争を見ても、いわゆるハイブリッド戦争というところで、まずサイバー空間からいわゆる戦いが始まるということになっております。

まずは、サイバーセキュリティの担当大臣、五輪担当大臣と一緒にくついできたわけですね。五輪でいわゆるサイバー攻撃を受けるということやってきたんですが、やはりなかなか、デジタルが苦手な人がやっていたものですから、答弁なんか結構厳しいところがあつて、そこで、デジタル担当大臣にサイバーセキュリティ担当大臣をくつ付けたという経緯があるんです。

今回、今度は、いわゆる国家公安委員長兼務の内閣府特命大臣、谷大臣のところにサイバーセキュリティの担当が移つたということですから、でも、これは何か、どうしてそっちに担当が移つたのか、教えていただきたいと思えます。

○谷国務大臣 お答えいたします。

人事のことでございますので、担当大臣が変わつた理由は私は分かりません。むしろ、デジタル担当大臣の方がより詳しいのではないかと個人的には思っております。

ただ、平委員御指摘のように、昨今、様々なものがサイバー攻撃の標的となつていて、官だけではなくて民もなつていて、サイバー空間の脅威が間違いなく高まつている、これは事実であろうかと思えます。

具体的には、令和四年上半期に都道府県警察から警察庁へ報告のあつたランサムウェア被害の報告件数は百十四件です。二年前の令和二年下半期以降、右肩上がりで増加しているなど、サイバー犯罪の増加も確実に見られるところであります。自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現する

ためには、警察庁など各省庁の連携の下、政府として一体的に取り組んでいく必要があると考えており、サイバーセキュリティ担当大臣の私といたしましては、関係省庁と連携を図りつつ、我が国のサイバーセキュリティの確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○平委員 何でデジタル大臣から国家公安委員長兼務の特命大臣に変わったのかということは分からないということなので、また総理なり官房長官に聞いてみたいと思いますが。

今大臣おっしゃったとおり、警察の分野でも本当にサイバーセキュリティが重要になってきて、サイバー犯罪が非常に増えているわけで、警察庁にサイバー部隊も新設をしました。国際連携も極めて重要になっていくと思います。

しかし、ランサムウェアとか刑事事件のところのみならず、例えば、これから進めていくデジタルガバメントをセキュアにするためのサイバーセキュリティもあれば、いわゆる安全保障の分野でのサイバーセキュリティもあるわけでありです。更に言うと、サイバーセキュリティはアクティブディフェンスというのをやらないとどうにもならないことになっていて、この辺が、かなり、日本でやるとなるとなかなか大変な仕事になっていくわけでありまして、さらには、世界と、関係国と情報共有するときには、セキュリティクリアランスというものが重要になってくるわけでありまして。

申し上げたとおり、警察の範囲を超えてサイバーセキュリティの対応が重要になっていくというふうに思いますが、政府全体のサイバーセキュリティの司令塔というのはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○谷国務大臣 お答えします。

先ほどお話ししましたように、昨今の様々な情勢を踏まえると、政府機関や重要インフラ事業者のみならず、様々なものがサイバー攻撃の標的になっているところであり、サイバー空間における脅威は高まっていると認識しているところであり

ます。

深刻化するサイバー攻撃に対処するためには、関係省庁間、官民間、国際間の情報共有の推進を始めとする連携協力体制の強化や、それらを通じた対処能力の向上により、国全体で包括的に取り組むことが重要であると考えております。

司令塔機能の強化について御指摘をいただきました。

仰せのとおり、大変重要な御指摘だと考えております。これにつきましては、新たな国家安全保障戦略等の策定のプロセスの中であらゆる選択肢を排除せずに検討しているところであり、現時点で結論について予断を持つてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

ただ、いずれにしても、サイバーセキュリティ担当大臣として、サイバー分野の安全保障政策の強化について政府内の議論をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○平委員 今、司令塔はお答えできないということなんですけれども、私の理解だと、一応、官房長官ヘッドでサイバーセキュリティの会議をやられているはずなので、やはり空白があつてはいけないと思います。谷大臣は、専ら刑事事件という警察権の範囲でのサイバーセキュリティを担当されているんだろうというふうに推察いたしますので、しっかりと、官房長官ヘッドで、今言った安全保障も含めて様々な課題を対応していただきたいと思えますし、当然、防衛省も入ってくるんだというふうに思いますけれども、そういうことで対応をしていただいたいというふうに思っています。司令塔不在というのはあり得ませんので、刻一刻と事態は進んでいますので、政府はしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、デイスインフォメーション対策をお伺いしたいと思うんですが、SNSなどを使ってデイスインフォメーションを流したり、また、社会の分断とか、あと、選挙のときなんかよく行われるんですが、実際にツイートしている人は一私人

だったりするんですが、それにいいねをつけたリツイートすることによって様々な世論に対して影響を与えるということが、今非常に、こういうSNSが発達した時代において容易になってきました。

同盟国、同志国の対応なんか見ても、やはり、自由と民主主義をしっかりと海外の内政干渉から守らなければならないという意識を非常に強く持っています。ある国は、日本で言うところの総務省、内務省と言った方がいいのかな、そういうような組織の中に内政干渉対策室をつくって、あと、ブラットフォーマー事業者と連携をして、そして選挙管理委員会とも連携をして、外国からの介入、デイスインフォメーションなどの対策をしているという話も聞いています。

そういった意味では、国際協力も大変重要になってくるわけでありまして、こういった民主主義をしっかりと守るためのデイスインフォメーション対策というのは政府はどかが担当しているのか、教えていただきたいと思います。

○加野政府参考人 お答え申し上げます。

自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値というのは、いかなる国でも尊重されるべきものでございます。

オンラインを含め、悪意のある偽情報、すなわちデイスインフォメーションの拡散につきましては、これらの普遍的価値に対する脅威となるものというふうに考えてございます。

同時に、この偽情報につきましては、安全保障上も悪影響をもたらし得るものでございまして、例えば、ロシアのウクライナ侵略等におきましては、ハイブリッド戦、その文脈におきまして、軍事的手段に加えて、インターネットやメディアを通じた偽情報の拡散などによる影響工作といった非軍事手段が複合的に用いられているというふうに指摘をされているところでございます。

委員御指摘のとおり、同志国との協力といった面も含めまして、偽情報への対応というのは非常に重要な問題であるというふうに認識しておると

ところでございまして、政府といたしましても、その対応の体制の在り方、そうした面も含めて、新たな国家安全保障戦略等の策定の過程でしっかりと検討してまいりる考えでございます。

○平委員 ちよつと更問いで申し訳ないんですが、でも、そうすると、今、デイスインフォメーション対策をする部署がないのか、取りあえず、NISCでやっているなりどこかでやっているなりしているのか、どっちなんでしょうか。

○加野政府参考人 お答えを申し上げます。

デイスインフォメーション対策につきまして、その対応が多岐にわたるということがございまして、今、政府、関係各庁において一体として進めてきているというところではございます。

他方で、これを体系的に、どのような形で、どこまでスコープを広げて考えていくかということについては、しっかりとした議論が必要であるというふうに考えておりまして、そうした見地から、国家安全保障戦略の策定の中でしっかりと議論をしてまいりたいということでございます。

○平委員 今の答弁を聞くと、どこに問い合わせていいかわからないということだと思えます。

クアッドとかいろいろなところで話題になっているので、せめて窓口を、どこへ連絡したらいいの、日本国政府のというのは、つくつてもらわないと話にならないと思うので、やることはいっぱいありますし、その整理は必要だと思いますけれども、しっかりと窓口をつくつていただきたいというふうに思います。あと、国際連携もしっかりと進めてもらいたいと思います。

最後に、ファイブアイズについてお伺いしたいんですが、ハイブリッド戦争が当たり前の世の中になってきたときに、日本の意思とかかわらず、どこかの国からハイブリッド戦争をしかけられるというリスクはあると思うんですが、今のままだと、日本は孤立して、日本の技術とリソースのみで守り切らなさいけない、そういう状況にあります。リアルな戦争をしかけられたときは、

集団的自衛権始め、同盟国との連携というのはできるんだけど、サイバーにおいては、今ほぼほぼできないということになっています。

これは本当に深刻な問題で、今、じゃ、ファイブアイズへ入れるかといったら、入れません、日本は。全然、法整備できていませんし、議論も進んでいません、国民の理解も進んでいませんが、もしそういう事態になれば日本を守ることはできないので、これはやはり、ローメーカーがこういう現実を直視して、結構難易度が高い法律も作っていないといけないんだろうというふうに思っています。

この辺、ファイブアイズ加入自体、検討していいないと思いますが、加入に向けた法整備が私は必要だと思っていますが、政府の検討状況、あるのかないかも含めて教えてください。

○柳政府参人 お答えいたします。

我が国を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す中、政府全体の情報収集、分析能力の向上を図ることは不可欠であります。その際、我が国自身の能力向上はもとより、関係国との連携強化を深めていくことも極めて重要だと考えております。

このような認識の下、我が国は、米国、英国を始めとする関係国と平素から緊密に連携し、様々な情報交換等を行っております。

詳細については、事柄の性質上、お答えを差し控えさせていただきますが、引き続き、我が国の情報収集、分析能力の一層の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○平委員 こういう答弁にならざるを得ないと思うんですが、これはやはり立法の方で、若しくは党の方で議論して提案しないといけないと思うんです。かなり多岐にわたります、これを対応しようと思うと。

ただ一方で、国会議員がぼけっとしていたら、何か一たびそういうことが起きたときに、ほぼほぼ日本は手も足も出ないというのが今の現状ですから、是非、この委員会にいらっしやる議員の皆様にも問題意識を共有をして取り組んでいきたい

というふうに思っております。

それでは、時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○大西委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹です。

今日は、子育て支援に特化をして質問をさせていただきます。

来年四月には、いよいよこども家庭庁がスタートをいたします。小倉大臣には、是非、その先頭に立って、子供、子育て支援について力強く進めていっていただきたいというふうに思います。

その上で、取組を充実させるためには、当然予算が必要になります。私ども公明党も、子供関連予算の倍増は喫緊の課題だ、このように訴えまして、総理の方からも、子供関連予算の倍増、これを明言をいただいておりますけれども、まず、小倉大臣として、これにどう取り組んでいくのか、この決意をお伺いしたいと思えます。

○小倉国務大臣 國重委員、温かいお言葉ありがとうございます。

子供関連予算についてお尋ねがありました。来年四月に発足をいたしますこども家庭庁の下で、子供の視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せてその充実に取り組むことといったしております。

國重委員が提案者のお一人となりましたと野党を超えた賛同を得て議員立法で成立をいたしましたこども基本法では、その十六条におきまして、政府は、こども大綱の定めるところにより、子供施策の幅広い展開そのほかの子供施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないと規定しているところであります。

子供の視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめ、安定財源を確保した上で強力に進めていくことが立法院の意思でもあると理解をいたし

ております。

現在、こども家庭庁の創設を待たずに、私自身がこどもまんなかフォーラムを開催をし、子供や若者、関係者の方々から直接意見を聞きながら、こども大綱に向けた検討を進めているところであります。

総理も、来年の骨太の方針におきましては、将来的な子供予算の倍増を目指していく上での当面の方針、すなわち倍増への道筋について示していきたいというふうな意欲を示しております。そういう意味では、令和五年度の予算が将来的な倍増を目指していく上で明確な一歩となるよう、予算編成において、私もリーダーシップを発揮しながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと思えます。

いずれにしても、子供施策における主役は何よりも子供、若者でありまして、こどもまんなか社会の実現のために、常に子供の視点に立つて、全力で取り組んでまいりたいと思えます。

○國重委員 小倉大臣から、こどもまんなか社会の実現に向けて、今決意がございました。我が党としても、こどもまんなか社会の実現に向けまして、まずは年内に子育て応援トータルプラン、これを発表いたしましたして、結婚、妊娠、出産、幼児教育から高等教育までの支援を段階的に充実させるべく、今取組を進めているところであります。

特に、全体の子育て支援の中でも手薄になっているというゼロ歳から二歳児までの支援、この補強に優先的に取り組んでいくということ、妊娠当初からの相談に乗る伴走型の支援と経済的支援の拡充に向けて、これまでの党首会談、また代表質問、予算委員会、こういったことを通して今繰り返し訴えているところであります。

総理からも、伴走型の相談支援と経済的な支援を合わせたパッケージとして充実させ、継続的に実施していきたいという旨の答弁をいただいております。

全ての子供に対する支援、これが重要であることはもちろんでありますけれども、小倉大臣に

は、まずは、とりわけこのゼロ歳から二歳児に焦点を当てた支援の拡充に向けて、各省と連携しながら新たな取組、また既存の取組の拡充にしっかりと取り組んでいっていただきたいと思えます。

このゼロ歳から二歳児の支援の取組の重要性について、小倉大臣としてどのようにお考えか。また、それを踏まえた大臣の今後の取組の決意、意気込みをお伺いしたいと思います。

○小倉国務大臣 どうもありがとうございます。

國重委員始め、公明党の皆様方にいつも子育てに関して具体的なかつ的確な御提言をいただいておりますこと、感謝を申し上げます。

核家族化が進んで地域つながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊産婦、子育て家庭も少なくありません。私自身も、子育て当事者の生の声を聞いてまいりましたが、例えば、子育ての広場や産後ケアを行う施設で、子育てに関する様々な御苦労を伺っているところであります。

とりわけ、委員御指摘のように、未就園児が多い〇―二歳児のいる子育て家庭の中には、日々通う場がない方もおられ、また、地域子育て支援拠点や一時預かりなど、年齢を問わず利用できるサービスが地域によっては偏りがあることなどによって子育ての負担感や孤立感につながりがち、いわゆる、子育てが孤立の孤になってしまっている方が多数いらっしゃることを認識しております。

妊産婦や〇―二歳児のいる子育て世帯への支援の拡充は喫緊の課題だというふうに考えております。

そのための方策についてでありますけれども、今般、これも御指摘がありましたけれども、妊娠時から出産、子育てまで、身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を合わせたパッケージとして充実をさせていただいて、継続的にこれを実施することとし、総合経済対策に盛り込んでまいりたいというふうに思います。

今後、本当に子育て当事者のためになるような具体的な内容を詰めてまいりたいというふうに思っております。

○國重委員 小倉大臣は、これまで自由民主党の青年局長も務めてこられたということで、様々な若い人たちの声も聞いてこられたと思います。今現在も聞いておられると思います。しっかりとそういった声を生かして取組を進めていっていただきたいと思っています。

次に、生後四か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭に対して保健師や助産師などが訪問をする乳児家庭全戸訪問事業、いわゆるこんにちば赤ちゃん事業についてお伺いをいたします。

産後うつなどのリスクを未然に防止するとともに、子育ての不安を軽減する上で大切な事業であります。現在、ほぼ全ての自治体で実施をされております。これについては評価をします。

一方で、この訪問の際には、かえってお母さんやお父さんが不安になることを言ったり、強い言葉で叱責をしたり、誤った知識、情報に基づく指導を行う場合があるとの声があります。私もそのような声を聞いております。

伴走型の支援で一貫して重要になるのは、お母さん方の心にどこまでも寄り添っていくという姿勢であると思います。指導を行う際には、精神的に不安定になりがちな産後の心身の状態に配慮し、言い方にも工夫をしていく必要があります。

また、訪問事業を担っているのは、資格者だけではなくて地域の子育て経験者など、多様な人材に担っていただいております。これはこれでいいことなんですけれども、ただ、訪問スタッフとしてアドバイスをする以上は、正確な知識に基づいた発言が求められます。この点、厚労省はガイドラインを作っております。また、自治体の現場でも研修が行われているというふうに聞いております。

ただ、現場のお母さん方からは、先ほど言いましたとおり、訪問時に言われたことで傷ついたとの声、また、自分が小児科などで聞いたアドバイスとは違う指導を受けて混乱した、こういった声などが届いているからには、その声に寄り添って改善をしていかなければなりません。

例えば、厚労省のガイドラインでは、訪問に際しての留意事項として、受容的な対応を心がける、これだけ記載をされておりますが、これをより分かりやすくする。具体的には、実際にお母さん方の声を聞いて、その受け止め方などを検証してみる、そしてそこから、例えば、こういう言い方はちょっと注意しないといけないですよとか、こういう言い方をするといいですよ、ここに配慮するのいいですよ、具体例を通して自治体に情報提供していく、こういったことも考えられると思います。

このようなことを含めて、今後、訪問スタッフの質の向上に向けてより一層取り組んでいただきたいと思っております。これに対する大臣の見解、今後の取組についてお伺いいたします。これは政府参考人で結構です。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の乳児家庭全戸訪問事業、こんにちば赤ちゃん事業でございますけれども、こちらはやはり昨今、生まれ育った場所とは違う場所です。子育てをしたりとかといった様々な事情で子育てについて孤立化をしがちである、そういったことを防ぐために、生後四か月までの乳児のいる家庭、全ての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供とか養育環境の情報を提供するということを期待をしてやっております。これはもう先生御指摘のとおりでございます。

そうした中で、先生御指摘のように、なかなか、来た人と、受けたお母様方、御家族の方々の間でのコミュニケーションであるとか、あるいは情報の伝達がうまくいっていないという事例があったという御指摘かと思っております。

その事業の実施に際しましては、このガイドラインの中でも、御指摘のように、事前の研修をやることと併せまして、訪問の際には、親子の状態というのを最優先に考慮しながら話を進めること、受容的な対応を心がけることというのを定めてございます。

今般、さきの国会において成立をさせていた

きました児童福祉法の改正、こちらの中で、こども家庭センターの創設など、こういった一連の子育て家庭と関わる相談支援体制とか情報提供体制、こういったものを強化していくという方向性を打ち出されたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本事業のガイドラインにつきましても、御指摘のような点も含め、より子育て世帯に寄り添った事業として展開していただけるように、ガイドラインの中に反映するかどうか、あるいは、今も、通知の中でも、傾聴とかコミュニケーションというのが留意項目として挙がっておりますので、そういったところについて取組の強化ができないか、より具体的なことをお示しすることができないか等を含め、いろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○國重委員 お母さんを守ることが子供を守ることにつながりますので、是非しっかりとした取組をよろしくお願いいたします。

次に、産後ケア事業について幾つかお伺いしたいと思っております。

この産後ケア事業、二〇二四年度までの全国展開が目指されておまして、現在、千三百六十市町村、約八割の市町村で実施をされております。これも実施自治体が増えていること、これは評価をいたします。

一方で、じゃ、どの程度、お母さん方に利用されているのか。産後ケアには、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型、こういったものがありますが、二〇二〇年の厚生労働省の調査によりまして、出生数当たりの利用者の割合はいずれも一%前後、極めて利用者が少ない状況となっております。

産後ケアホテルを運営する株式会社マムズが昨年十一月に行った調査によりまして、産後ケア施設があれば利用したかったですかという問いに対して、六割以上のお母さん方が、非常に利用したかった。また、利用したかったと答えております。

この乖離はなぜ生まれるのか。まず、この点について、厚労省としてどのように認識、分析しているのか、お伺いいたします。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

厚労省といたしましては、産後ケア事業、こちらの全国展開に向けて、現場における課題などを把握するための調査研究を、今年度の調査研究事業として実施をさせていただいております。

その調査研究の中で、幾つかの市町村の中でも直接のヒアリングというのを研究班というか調査チームの中で行ってもらっておりますが、やはり、その中でも、市町村の方からは、利用者の増加といったものに十分対応できていない、あるいは、利用ニーズを抱えている方全ての方にこの産後ケアサービスを提供するだけの基盤がないといったようなお答えをいただいております。やはり提供体制の整備というのがまだ追いついていないということがうかがえるというふうに考えております。

さらには、ほかの事情として、中にいただいた声としては、自己負担額、こういったものというのを考えて利用を断念してしまう人がいるのではないのかといった御意見であるとか、あるいは、なかなか認知がされていない、つまり、周知がまだ行き届いていないのか、この事業について、そういうのは知らなかったというような形で、やはりまだ知られていなかった面があるといったような御意見もございます。

こうした要因によって、まだ実際の利用にまで至れていないということがあると思いますので、こういった提供体制の整備の課題、さらには事業周知等々といった課題、こういったものがあるのかと考えております。

○國重委員 まだ産後ケアを実施していない自治体にこれを広げていく、また、今やっているところも強化していく、この両輪が大事だと思えます。

自治体の中には、利用者を家族等から支援が受けられない人に限定しているところも多くありま

す。しかし、家族がいたとしても産後ケアを利用したいという人はいます。受託先の限界など様々な課題はありますけれども、利用を希望する人がはじかれることがないように、受皿を更に広げていかなければなりません。

また、厚労省の令和二年度の調査によりますと、産後ケアの認知度は六四％。そもそも、先ほど答弁にもありましたとおり、周知が不十分な点もあります。これから伴走型支援をより充実させていく、寄り添った支援をしていくというのであれば、産後の特に大変な時期の支援の強化は必要不可欠であります。

小倉大臣、現在のこの利用実態も踏まえて、今後、産後ケアがもっと利用しやすくなるような取組、これを是非強化していったきたいと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○小倉国務大臣 妊産婦の方々の産前産後のうつの問題は非常に深刻な問題だと思っております。妊産婦の死因の第一位が自殺でありますので、私としても、この状況を何とかしても変えたいというふうに考えております。

先ほど申し上げた伴走型支援、今般の総合経済対策に盛り込み、かつ継続的に実施をすることとなっておりまして、これが一つの鍵になるのではないかと思います。この伴走型支援によりまして、心身のケアや育児サポート等を必要とする妊産婦の産後ケア事業への利用の案内も行うことができるようになりますし、経済的な支援もございまして、それと併せ持つて産後ケア事業の利用負担の軽減が図られることによって、産後ケアの利用にもつながりやすくなることが期待をされております。

私自身も、愛育クリニックを先日視察をいたしました。大変すばらしい取組をされております。やはり、こういうすばらしい取組をされている方たちがハブとなつて、自治体間に質にばらつきがあった場合には、人材育成等も含めてバックアップをしてもらうことも重要だというふうに思っております。

國重委員から、様々な具体的な御指摘をいただきました。今、厚労省が具体的な内容を詰めておりまして、来年の四月以降はこども家庭庁に移管をされることとなります。そういった様々な御指摘を受けて、とにかくお母さん方にとってすばらしい事業になるように、具体的な内容を詰めていきたいというふうに思っております。

○國重委員 最後の質問になります。

今言いました産後ケア事業の一環であります、母乳育児をする人のお母さん方のサポート、乳房ケア、母乳ケアについて伺います。

育児のやり方には、母乳やミルク、混合など様々ありますけれども、厚労省の調査によりますと、母乳で育てている人の割合が増加している、このことが明らかとなっております。そういったお母さん方を支えて、悩みやリスクを軽減すること、乳房ケアをより受けやすくしていくことが大切だと考えます。

現実には、ミキハウスが昨年七月から八月に実施したアンケートによりますと、回答者の八割近くのお母さん方が、産後の最大のトラブルの一つとして授乳トラブルを挙げております。うまく飲んでくれない、痛い、出ない、どれだけ出ているかわからない、体勢が難しく腰痛や腱鞘炎になる、こういった授乳にまつわる悩みは非常に多くあります。

授乳によって傷ついて細菌が入ったり、つくる量と飲む量との需給バランスが崩れたまま放置しますと、乳腺炎になってしまうこともあります。この乳腺炎、非常に大変で、強い痛みと、四十度を超える高熱が出たり、相当つらい思いをすることになります。私も、こういったお母さん方からも話を聞いてまいりました。

乳腺炎になる前の早い段階で、助産師にマッサージをしてもらったり、アドバイスをもらつて授乳方法を見直すなどして状況の改善をすることが、お母さんの体にとっては極めて重要になります。

現在、乳房ケアは産後ケア事業の一環として提

供されております。病院や助産院などに行くデイスービス型、助産師などが家に来てくれるアウトリーチ型を中心に、できるだけ安い費用でマッサージや授乳指導など、これが受けられるようになっていくわけでありまして。

しかし、先ほど述べましたとおり、そもそも、産後ケアを受けたくても受けられない人たちがいます。また、このような乳房ケアのサービスが産後ケアの中で受けられるということが十分に周知されていない、あるいは利用回数が一人一回までと限定されているなど、まだまだ課題は多くあります。

小倉大臣、今後の産後ケアの充実を考える際に、是非、乳房ケアにももっと光を当てて、その普及、充実に取り組んでいただきたいと思ひますけれども、今後の取組、決意をお伺いいたします。

○小倉国務大臣 委員の御指摘のとおり、授乳は、子供に栄養素を与えるだけでなく、母子、親子のきずなを深め、子供の心身の健やかな成長、発達を促す上で大変重要だと思っております。

産後ケア事業については、厚生労働省において二〇二四年度末までの全国展開を目指した取組が進められておりますが、こども家庭庁におきまして、その取組をしつかりと引き継いで、乳房ケアも含めまして、支援を必要とする全ての方に産後ケアを提供できるよう取り組んでまいりたいと思ひます。

○國重委員 是非よろしく願ひします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○大西委員長 次に、宮路拓馬君。

○宮路委員 質問の機会をいただき、ありがとうございます。

前こども家庭庁担当内閣府大臣政務官として、本日は、子供、子育て政策について質問をさせていただきます。

こども家庭庁担当政務官として考えていたことは、昨今の子供、子育てをめぐる非常に厳しい現

実、それを縦軸と横軸でしっかりと議論し、その解決に持つていく、そういう思いで仕事をさせていただいております。

縦軸というのは、すなわち個別の課題です。例えば、虐待、あるいはいじめ、不登校、そして子供の貧困、あるいは少子化対策。それぞれ長年にわたり各省庁が取り組んできましたが、依然として解決の段には至らず、むしろ状況は悪化していつている。そうした問題に対して、これまでとは違ったアプローチで対応する必要があるのではないかと。それが、いわゆる横軸というふうに私が考えていたものです。

今回のこども家庭庁設置法あるいはこども基本法等にその考え方が反映されていると思ひますが、一つには、そもそも、子供あるいは子育て当事者の意見をしっかりと子供、子育て政策に反映しなければならぬ。つまり、子供の意見表明、聴取をし表明をしていただく、それに基づいて子供、子育て政策が企画立案され、実行されなければいけないということ。

二つに、そうした子供、子育て、非常に難しい現場があるわけですが、虐待もいじめも不登校も子供の貧困も。もはや行政だけではとてもカバーし切れない状況にある。したがって、NPOあるいは民間と共に、協働してそうした難題に当たっていく必要がある。NPO、民間との協働を前提として施策を立案、実行していかなければいけません。そういった横串の問題。

そして、こども家庭庁という名称になった以上、子供と共に過ごせる、そして仕事と家庭の両立が図れる、そうした組織でなければ、こども家庭庁が発する施策というのはそもそも現場において説得力を持つて届かない、そういう思いもありました。つまり、こども家庭庁自体の働き方の問題、そうした横軸を意識しながら施策に当たつていたわけでありまして。

そうした中で、まず縦軸の方、幾つか質問させていただきます。いじめの問題です。

やはり記憶にまだ新しいのは旭川の問題、あるいは大阪泉南市においてもいじめの問題が、深刻化した問題が挙げられました。

これまで、いじめの問題は、とかく文部科学省の所管だ、文部科学省がまず一義的に対応するものだということでこれまで来たわけですが、やはりそのアプローチには限界があるということが、こども家庭庁の議論の中でもされていたところだと思います。

こども家庭庁は、そもそも、司令塔機能を持つて、そして省庁の縦割りを打破し、こどもまんなかで子供、子育て施策を推進していくということが柱に掲げられております。

そして、そのための担保として各省庁に対する勧告権というものが規定をされました。それを背景に、こうしたいじめの問題、文部科学省だけでは対応できないのであれば、しっかりとこども家庭庁もコミットをしていく、そうした姿勢が必要だと思います。

そのためには、規定された勧告権を行使するにちゅうちよなく対応していく必要があると考えますが、政府の考えをお聞きしたいと思います。

○渡辺政府参考人 委員御指摘ございましたように、いじめの問題というのは、従来、文部科学省を中心に対応してまいりましたが、こども家庭庁におきましても、子供の権利擁護という、こういった観点からいじめ防止対策を担うこととなっております。

いじめ問題の解決に当たりましては、学校内だけでは解決が困難で、警察あるいは児童相談所、法務局といった様々な関係機関の連携が必要なケースもございますし、また、ニーズの酌み上げといった観点からも、学校や教育委員会になかなか相談できないケースへの対応といったこともやっていく必要があると思っております。

このため、こども家庭庁では、社会全体でのいじめ防止対策を推進するために、文部科学省とも連携をしながら、地方自治体における学校以外の相談体制の充実、あるいはいじめの重大事案調査

の実施の際の第三者性の確保といった、こういった点も文部科学省と連携をしながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、御指摘ございましたように、こども家庭庁を担当する特命大臣には、いわば勧告権というものがございます。いじめについても、必要に応じて、ちゅうちよなくこの勧告権を発動することが重要だと考えておりますが、まずは、この勧告権を背景に司令塔機能をしつかりと発揮をいたしまして、こどもまんなかという発想の下で、いじめ問題、関係省庁としつかり連携をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○宮路委員 いじめの問題、対応するにしても、やはり文科省だと、どうしても教育委員会として先生方への配慮があつてなかなか突っ込んで対応できないのではないかとということも指摘をされてきました。したがって、しっかりと、教育委員会、文科省とはまた別のアプローチでの対応が求められる機会も出てくると思います。その際は、勧告権を行使するにちゅうちよなく是非対応いただきたいというふうに思います。

続いて、もう一つの縦軸、個別テーマですが、不登校の問題です。

この不登校、私の把握する限り、不登校者十九万人、それに長期欠席者を加えると二十九万人。一学年百万人程度だとすると、義務教育九年間で、九百万人の中で実に三十万人の子供が学校に通えない状況になっている。これは非常に深刻な事態だというふうに受け止めております。しかも、それがコロナ禍で更にその数が増えているのではないかとこの声も寄せられています。

子供の数が減る中で不登校者数が増えているということは、これは非常に重大な事態でありまして、それもまた、これまでの文科省のアプローチ、すなわち、不登校者は学校に返すのが第一だ、学校に通えるようにすることが第一だと。それは確かにそうかもしれませんが、しかし、学校に通うことが本当にその子にとって最善なのかということを改めて問い直される必要があるという

ふうに思っています。

そうした場合、やはり、その受皿となる場所を、居場所をつくっていくことが非常に重要である。既に、日本財団などの協力もあり、その居場所づくりというのが全国で進められています。しかし、いかにせん不登校者の数が激増していくという中であつて、これまでのベースで居場所づくりを進めていては到底間に合わないではないか、行政だけではとても手が回らないような状況になっている。だからこそ、先ほど申し上げたNPO、民間団体の取組が必要なんだろうと思います。

しかし、行政が一つ一つのNPO、民間団体とパイで協力していくというのは、非常に時間もかかり、また実手が回らないところもあろうかと思ひます。最近では、いわゆる中間支援団体、あるいは広域NPOと言われる組織が出てきました。つまり、まだまだよちよち歩き、あるいはできたばかりのNPOを、しつかり先輩NPOとして、指導ではありませんが、ノウハウを提供し、そしてまた、伴走してNPO自体を育てていく。いまだ管内にNPO、民間団体のない小規模な自治体も多数あろうかと思ひます。そうしたときに、そうした広域、中間支援団体的NPOを活用し、共に課題に当たつていく、居場所づくりを進めていくという視点が不可欠だろうと考えておりますが、政府の見解をお伺いいたします。

○渡辺政府参考人 委員御指摘ございましたように、子供の居場所づくりというのは非常に重要な課題だと思つておりまして、まず、こども家庭庁におきましては、来年四月に設立以降、子供の居場所づくりに関する指針といったものを新たに策定をして、政府の取組を強化していきたいというふうに思っております。

同時に、具体的な取組におきましては、委員御指摘がございましたように、NPOを始めとする様々な民間団体が極めて重要な役割を担っております。このため、NPOなどとの積極的な連携、協働により取組を進めるために、来年度の予算の

概算要求におきまして、NPO等が創意工夫をして行う居場所づくりに関するモデル事業というものを盛り込んでいくところでございます。

また、今年度、こども家庭庁の設立を待つことなく具体的な取組も進めておりまして、その中で、実態把握等のための調査研究も行っております。具体的に現場の皆様からも様々な意見を聞いておりまして、そうした中で、NPO自体の裾野を広げていくということも確かに重要だと思ひますので、基礎的自治体である市町村との連携はもちろんでございますが、NPO同士、今御指摘ございました、先駆的なNPOと新たなNPOとの横の連携といったことも視野に入れながら、しつかり議論してまいりたいと考えております。

○宮路委員 是非、まさにNPOとの協働という視点においては、そうした先駆的なNPOにいかにか活躍していただけるかが肝になってくると思ひます。そうした視点を持って、居場所づくりの施策推進に当たつていただきたいというふうに思ひます。

続いて、横軸の話に移りますが、先ほど申し上げた子供の意見聴取、表明についてです。

もちろん、その点については法案審議の際にも非常に議論になりましたので、準備室においてもしつかりと施策を進めるべく準備に当たつていると思ひますが、そもそも、日本の子供は意見を表明する機会に恵まれていないのではないかと、そうした癖がついていない、習慣が身につけていないのではないかとこのうふうにも言われています。

実際、意見をどう言えはいいのかわからないという子がいます。それは、やはりトレーニングの機会がないからだろうと思ひます。日本の教育は世界に冠たるものもあるというふうに言われておりますが、一方で、諸外国と比べて、子供が意見を表明するのが苦手だといううふうにも言われています。とすれば、子供の意見聴取、表明ということを上段に掲げても、そもそも、そうした意見を表明できる子というのは一部に限られてしまう。それは果たして、あらゆる子供の立場に立つた子

供、子育て施策につながるのかという思いがあります。

そうした意味では、そもそも、子供が意見を表明する力をどうつけさせるかという視点が非常に重要だと考えますが、政府の見解をお伺いします。

○渡辺政府参考人 委員御指摘ございましたように、この子供の意見表明ということは、こども家庭庁設立と同時に施行されますこども基本法の中でもうたわれておりまして、非常に重要な課題だというふうに考えております。

現在、私も内閣官房の方では、子供の意見というものをどうやって政策に反映していくかということについて、調査研究事業を実施しております。その中では、もちろん意見を表明する機会の確保ということも重要ですが、御指摘ございましたように、なかなか意見表明がでない子供たちの意見をどう酌み取っていくか、あるいは、意見を表明する力というものをどうつけていくか、こういったことも重要な課題だということで、検討を進めているところでございます。

○宮路委員 既に、NPOを中心に、子供の意見を表明する力をつけるための取組、いわゆるルールメイキング、例えば、校則を素材に議論をし、そして自らの意見をしっかりと表明し、それが形になっていくことで自己実現を図る機会を得られるといったような取組がなされております。

是非、そうした取組を大臣自身も御覧いただいで、子供の意見を表明する力をつけさせる取組をこども家庭庁で進めていただきたいというふうに思います。

続いての横軸ですが、NPO、民間との協働です。これは、私が政務官時代、参議院の内閣委員会で上月委員から質問があったときに、私も胸を打たれた質問でしたが、NPO、民間との協働が不可欠だといえ、なかなかNPO自体厳しい状況に置かれている。解決されなければいけない課題がある。

その一つに、予算単年度主義の問題があります。行政のパートナーとして、例えば、子供、子育てに関する事業を委託をする。しかし、これはやむを得ないところもありますが、委託する以上、入札にかけなければいけない。当然、それに対応するために年度前半はその準備に追われ、書類作成をし、そしてようやく採択され、それから委託事業が行われる。つまり、ブランクがどうしても生じてしまいます。

そして、NPOにとつては、毎年その事業を受託できるかどうかは分からない。これはしょうがない面もありますが、とすれば、じゃ、その事業を柱に経営ができるか、NPOの経営ができるかどうかという面がある。あるいは、そこにリソースをかけるか、受託できるかどうかも分からないところに投資ができるか。そういったジレンマにもさらされているという実態があります。

あるいは、NPOのメリットというのは、伴走できることです。虐待もいじめも不登校も貧困も、一年では解決はできません。複数年にわたり伴走していくことが求められる。ところが、行政は、人事ローテーション、人事異動がありますから、担当者が替わってしまう。

そうした中で、NPOの伴走できるという力が非常に効果を発揮するわけですが、NPOの職員が、では、一年、二年、三年とスキルアップしていく、そうすると、役所であれば、当然スキルアップすれば給与は上がっていきます。ところが、NPOの委託費の根拠となる人件費、これは、なかなかそうしたスキルアップを反映した算定になっていないのではないかとこのように言われております。結果、NPOで何年働こうが受託費は変わらない、委託費は変わらない。そこで、NPOの職員に十分な給与が支払われないという問題もあるかと思えます。

岸田政権は、人への投資、新しい資本主義ということを掲げております。私は、まさにここそ新しい資本主義、人への投資の最たるケースだと思いますが、この問題について政府の見解をお聞

きたいと思えます。

○渡辺政府参考人 御指摘のNPOへの事業委託におきます単年度主義につきましては、特に、小さいNPOの方々などからはいろいろな課題があるとの御指摘があることは承知しております。それから、人件費の問題でございますが、これにつきましては、受託者でありますNPOの側の給与水準に応じた月額単価ですとか、あるいは、それがない場合には業務従事者日数等を踏まえて算定いただいているものというふうに認識はしております。

ただ、いずれにしましても、子供に関する取組を行っていくNPOの方々が活動しやすい環境をつくっていくということも重要だと思いますので、具体的なお声を聞きながら、特に他分野での事例などで先行事例もございまして、全体の枠組みの中での制約はございしますが、どういったことができるかということ、工夫できるかということとを研究してまいりたいと考えております。

○宮路委員 これまでとは違った角度から子供、子育て政策を進めていくのが、こども家庭庁です。是非その視点を持つて当たっていただきたいと思えます。

最後に、大臣に二問、お伺いしたいと思えます。縦軸の最大のテーマとも言えるものが少子化だろうと思えます。

二〇一六年、出生者数が百万人を割りました。えらいことになったと思っていれば、あれよあれよと、二〇二〇年八十四万人、二〇二一年八十一万人、今年は八十万人を切ってしまうのではないかと言われています。

これだけ少子化対策を打っているが、子供の数が減っている。もちろん、コロナの影響もあるかと思えます。しかし、これまでとは全く違った、まさに異次元の少子化対策を打っていないといけないというふうに考えています。もちろん簡単ではありません。これまで、二十年、三十年にわたり少子化対策が議論されてきま

した。しかし、もはや待ったなしです。

小倉大臣の下、これまでとは次元の異なる、抜本的に強化された少子化対策を打っていただきたい。そして、それは息の長いものでなければいけません。少子化対策は、すぐには効果が出る分野ではありません。したがって、恒久財源を確保しながら、そうした施策に当たっていく必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いします。

○小倉国務大臣 まず、宮路委員、これまで、こども家庭庁の準備に当たられておりましたこと、敬意を表すると同時に、今日の議論も聞かせていただきました。参考にさせていただきますと思います。

例えば、子供の居場所づくりのNPO法人に対する支援をするNPO、いわゆる中間支援団体に対する支援も非常に重要だと思っておりますし、子供の意見表明のプロセスも、先進的な自治体や各国の取組を参考にしながら、すばらしいものをつくり上げていきたいというふうに思います。

少子化の対策においては、やはり、こういった個々の施策をしっかりと積み上げていくことが重要だと思えます。

我が国が子供に優しくない社会だと思っている人が六割を超えておりますので、いかに様々な困難を抱える子育て世帯に対して安心感を与えるかというのが重要だと思えます。

ただ、そのいずれを実施するに当たっても、やはり予算の裏づけが必要です。

先ほども申し上げたように、総理は、将来的な子供予算の倍増をということを明言をしておりますので、私も担当大臣として、まずは来年度予算がその明確な一歩となるように、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○宮路委員 子供、子育てに関わるNPO、民間団体のみならず、多くの保護者、そしてこれから親になろうとしている国民、皆さんが注目していると思えます。是非、大臣のリーダーシップで、準備室一丸となって頑張っていただきたいと思

ます。

御質問の機会をいただき、ありがとうございます。

○大西委員長 次に、小寺裕雄君。

○小寺委員 滋賀四区の小寺裕雄でございます。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

谷大臣に、国家公安委員長に思つて質問を用意しましたが、たくさん今日は質問があるようなので、できるだけ簡潔にしまいたいというふうに思います。

河野デジタル担当大臣が十月十三日の記者会見で、現行の健康保険証を令和六年度秋をめどに廃止して、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替えるという方針を示されました。

この健康保険証との一体化については、行政サイドにも、利用する国民サイドにも、それぞれ大きなメリットがあるものというふうに私自身はよく承知をしているつもりではありますけれども、一方で、国民の間では、その一体化について、不安視する声であったり、デメリットについていろいろ声を上げられる方がおいでになる現実があるわけであります。

そうしたときに、同時に、改めて注目をされているのが、マイナ保険証と同様に、運転免許証とマイナンバーカードの一体化であります。

去る十八日の予算委員会では、河野大臣から、二四年度末から更に前倒しできないかということを検討しているという趣旨の発言がございました。

マイナンバーカードの取得率は、本年九月時点で四九％となりました。まだ半分か、いや、もう半分という考え方もそれぞれある取得率でありますけれども、進んでいる宮崎県の都市では八五％に迫りますし、都道府県でも宮崎県は六三％というふうに大変取得が進んでおります。大臣の御地元の兵庫県が二位で五三・八％、私の地元の滋賀県が四位で五二・三％ということでありまして、取得が進んでいるということでありまして、

ども、政府として、保険証や運転免許証と一体化をさせることで少しでも国民の取得率を向上させたいという思いは十分理解ができます。

しかしながら、利用者、すなわち免許証をお持ちの方々にとつて、免許証の情報をマイナンバーカードと一体にしてよかった、確かに便利になったというふうに実感してもらうことが何より大切であろうかというふうに考えるところでございます。

そこで、国民の皆さんに、運転免許証とマイナンバーカードを一体化したときのメリットについて、谷大臣にお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、神田（憲）委員長代理着席〕
○谷国務大臣 お答えいたします。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化のメリットでありますけれども、住所とか氏名の変更の手続がワンストップ化されるということ。今まででしたら、市町村に転居届を出す、運転免許証はまた別の手続というところございましたけれども、そういうことがなくなり、市町村に転居届、あるいは結婚して氏名の変更届を届け出れば、警察への変更届出は不要になるということが挙げられるかと思ひます。

また、居住する都道府県以外の公安委員会の窓口で行う免許証の更新手続が迅速化されるとともに、その申請期間が延長されることも一体化のメリットとして挙げられます。

改正法の施行に向けて、こうした一体化のメリットをしつかりと広報することにより、マイナンバーカードと運転免許証の一体化がより進むように努めてまいりたいと思ひます。

○小寺委員 とはいえ、デジタル化そのものが他の先進諸国と比較して思うようには進んでいない我が国では、特に年配のドライバーの皆さんから、そんなこととしてほんなに大丈夫なんですかという不安の声があることもまた事実であります。

例えば、個人情報漏えいすることはないんですか。また、これは先日河野大臣が言われたので少しまた変わるのかも分かりませんが、再発行に

時間がかかるマイナンバーカードを運転免許証と一体化させた後、紛失したときに、免許証不携帯状態になつてしまう。これは大丈夫なのか。

さらには、そもそも、マイナンバーカードを発行したときには、これは大変大事なものですから大事にしまつておけというふうにそもそも言われていたのに、運転免許証と一体化するとすれば、これは毎日携帯しなければならないということになるので心配しているというような様々な声が寄せられているところでございます。

そこで、こうした運転免許証とマイナンバーカードとの一体化に不安をお持ちのドライバーさんたちに対して、どのように、なるほどというふうに納得していただけるようにしていくおつもりなのか、谷大臣にお伺いしたいと思ひます。

○谷国務大臣 小寺委員御指摘の国民の不安というのはおっしゃるとおりだと思います。それが今のマイナンバーカード取得率に表れているのではないかと思います。

ただ、マイナンバーカードと運転免許証の一体化においては、個人情報漏えいするということ、これは、現行の免許証に記載されている情報の一部のみをマイナンバーカードに記録し、読み取りのみ取得できるということになっているほか、本人による暗証番号の設定等のセキュリティ対策を講ずることとしておりますので、個人情報漏えいするリスクは高まるということにはならないというふうに考えております。

また、運転免許証と一体化されたマイナンバーカードを紛失した場合に、再取得手続について、確かに現行では時間がかかっていることは事実でございます。可能な限りこれは早くなるように、また、いろいろな方面と、そこところは関係省庁と検討して、努力していかなければならないと思ひます。

マイナンバーカードを紛失した場合には、他人にマイナンバーを見られた場合であっても、マイナンバーの利用にはマイナンバーカードの顔写真との照合等による本人確認が必要であるため、悪

用は困難であるものと承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、改正法の施行に向けて、関係省庁と連携しながら、こうした制度の周知だけではなくて、行政自らの手続の改善を図り、国民の皆様への御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○小寺委員 ありがとうございます。

大臣言われるようにしていただけると国民の皆さんも安心していただけるはずなんですけれども、なかなかそうした声が届かない実態もございまして、是非お取り組みの方、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、このマイナンバーカードの問題についてでありますけれども、元々は二六年中にというお話が、当時の菅総理のかけ声によつて二四年度末へというふうな前倒しをされたところであります。冒頭申し上げましたように、更に前倒しをというデジタル大臣の御発言があったわけですが、でも、今後のスケジュールについて改めて谷大臣にお伺いしたいと思ひます。

〔神田（憲）委員長代理退席、委員長着席〕
○谷国務大臣 小寺委員御指摘のとおり、現在のマイナンバーカードと運転免許証の一体化については、令和六年度末、二〇二四年度末に開始することを予定しております。

それで、河野大臣が少しでも前倒しできないかという話は警察庁の方にも伺っております。我々もできる限り努力して、前倒しについて具体的な検討を今進めているところでございます。引き続き、マイナンバーカードの普及、利用の推進という観点から、関係省庁と連携しながら適切に対応してまいりたいと思ひます。

○小寺委員 ありがとうございます。

次に、少し重い話題ですけれども、安倍元総理が銃撃された件につきましてお伺いさせていただきます。

先日の大臣所信の中で、「安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け亡くなられるとい

う重大な結果を招いたことを極めて重く受け止めています。」という御発言がございました。

事案が発生してちょうど一月後に、当時の二之湯前国家公安委員長から委員長職を引き継がれたわけであります。私は、率直に、大変な役職を引き受けられたなという思いがしております。

そこで、本事案に対して谷国家公安委員長はどのように受け止めておいでになるのかを率直にお尋ねしたいと思います。

○谷国務大臣 安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け亡くなられたという重大な結果を招いたことにつきましては、要人の警護に責任を有する警察を所管する国務大臣として、極めて重く受け止めており、ざんきに堪えません。

私も、大臣就任後に、警護についての検証、見直しについて、国家公安委員会において、警察庁から報告を受けるだけではなくて、時に熱い議論を重ねてまいりました。二度とこうしたことが起こらないように、今回の教訓を生かしていく、無にしないようにしていくということが大変重要なことであると認識したところでございます。

○小寺委員 残念ながら、お亡くなりになった安倍晋三元内閣総理大臣は、それほど悔やんでも、みんなが反省しても、二度と私たちの前に生きて姿を現されるということはないと思います。

前任の二之湯国家公安委員長は、退任時に、一生この責任を背負ってその責任の重さを感じている、また、九月二十二日付の京都新聞では、警察庁長官や奈良県警本部長も責任を取ったけれども、私自身も責任を感じて、表彰制度を御辞退したいというふうなお話をしておられました。

私自身は、警察庁の責任というものは、二度とこうした同じような過ちを繰り返さないということではないというふうに考えますが、谷委員長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○谷国務大臣 御指摘のように、警察による警護が行われていたにもかかわらず今回のような事態を防ぐことができなかった原因の検証と、今後の強化に向けた見直しを行いました。これを踏まえ

て、警護については、新たな警護要則に基づき、警察庁の関与を抜本的に強化するとともに、体制の強化、装備資機材の充実などを図っているところであります。

また、技術革新等による新たな脅威的確に对应するため、警護に常に最新の知見を取り入れつつ、不断に見直しを行っていく必要があると認識しているところでございます。

要人の警護は、国の治安のみならず民主主義の根幹にも関わる重要事項です。先般、本会議で野田元総理が、前を向いて演説している安倍元総理が後ろから狙撃されるという、大変、民主主義にとつては大きな危機というようなことも言われたかと思ひます。私も、全くそのとおりだと思ひます。

今述べたような取組を着実に進めることにより警護に万全を期すよう警察庁を指導してまいりたいと思ひますし、また、国民の信頼も回復するよう努力してまいりたいと思ひます。

○小寺委員 ありがとうございました。どうぞ御奮闘をお祈り申し上げるところでございます。

時間配分がまずくてあと三、四分しか残っていないんですが、小倉大臣、よろしくお願い申し上げます。

先ほど来、子育ての方に重点を置かれていて、最後に宮路先生が少子化についてお話しになりました。私、少子化について大臣に所感をお伺ひしたいと思ひます。

いろいろ前段を書いてきたんですが、時間がないので、いきなりですけども、先ほど、子供の出生が百万人を切った、実は上半期が三十八万人ということになっておりますので、常識的には、今年生まれる子供の数は八十万人を下回るといことは確実であります。

少子化にはいっぱい問題がありますけれども、やはり私自身は、年金であったり、社会保障制度もありますし、経済規模が小さくなっていくということでもありますけれども、じゃ、そもそも、改めて、何でこんな少子化ということになってし

まったのかということに対する大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○小倉国務大臣 コロナの影響もあつたかとは思ひますが、昨年そして今年と少子化は更に進行しておりますので、何度も申し上げておりますけれども、我が国の有事ともいふべき事態が発生していると思ひます。

それで、少子化の原因はということでありますけれども、複合的な要因が相まって発生をしていると思つておりまして、例えば、出会いの機会の減少、年齢や健康上の理由、男女の仕事と子育ての両立の難しさや、あるいは子育てや教育に係る費用負担の重さ、こういった様々な背景の下で少子化が進行しているというふうに認識しております。

○小寺委員 ありがとうございます。

特に、少子化の原因は、私自身はやはり、結婚する気はあるけれども、やはりなかなか現実的には、女性が社会進出をして仕事と家庭の両立が難しい、あるいは、実際結婚をすると様々な家事や役割分担が現実的には男性の協力が得られにくいとか、あるいは、地域全体に女性はこうあるべきやというふうな何となく空気が支配をしていて、結婚しようとしていてる女性がいざ結婚したときの厳しさをやはりいろいろな方々も目の当たりにされているところにも大きな原因があるのかなというふうに思ひます。

最後に、先ほどもお尋ねしたかも分かりませんが、けれども、やはり小倉大臣は、若く、いろいろな新しい発想をお持ちですので、リーダーシップの下に、少子化にどうやって歯止めをかけるのかという決意のようなものをお聞かせ願えればと思ひます。

○小倉国務大臣 様々な原因があつて様々な対応があると思ひます。

委員御指摘のように、我が国の場合、例えば育児、家事といった無償労働の負担、女性は男性に比べて四倍負っております。私は男女共同参画担当大臣でもありますので、男性の家庭における育

児や家事の参画の促進、これも促してまいりたいと思ひます。

いずれにしても、一つのことを解決すれば少子化がとどまるというわけではなくて、ありとあらゆるものを全て、これまで以上に打ち込んでいかなければいけない、でなければ少子化は解決できないし、解決は待たなしという危機的な状況であると思つております。その認識の下で、覚悟を持って少子化対策に取り組んでまいります。

○小寺委員 ありがとうございました。終わります。

○大西委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 よろしくお願ひ申し上げます。

本日の質問に際しまして、立憲民主党そして維新の会から質問時間を御配慮いただきまして、こと、まづもつて感謝を申し上げます。

それは、質問に移りたいと思ひます。

今日は、道路交通の安全について取り上げさせていただくわけですが、二〇二一年八月、福岡県太宰府市で痛ましい事故がありました。トラックを運転しておられる方が三秒以上脇見を、書類を見ていたということで脇見をして、そして、四十キロのところを六十キロで来て、センターラインを越えて、真正面から来たバイクと正面衝突、ほぼフルスピードであつたというふうに聞いております。

今回のこの事案、本当に悲惨な事案なんですが、公的には初犯であつたとされているんですが、しかし、詳細に調べてみると、過去に刑事罰にならない程度の類似事案があつた人であることも事実です。どう見ても厳格な監督が必要だつたと思われるわけですが、国土交通省にお伺ひしたいと思ひます。現状、そして今後の改善について答弁いただければと思ひます、国土交通省。

○住友政府参考人 お答え申し上げます。

貨物自動車運送事業法においては、事業者は運転者に対して必要な運転技術や遵守すべき事項等について指導することが責務とされており、特

に、死傷事故を起こした運転者や新たに雇い入れた運転者等に対しては、運転記録証明書等により過去の事故歴や運転違反歴等も確認した上で、運行の安全を確保するために必要な運転技術等についてきめ細やかに指導しなければならないことが法令上定められております。

国土交通省においては、本件事故発生後の令和三年十二月、本件事故を起こした事業者に対し立入監査を行ったところ、運転者に対する指導監督違反等、事業者の運行管理体制に係る十三件の違反事項を確認したところから、本年四月、当該事業者に対する車両の使用を停止する行政処分を行ったところでございます。

国土交通省としましては、このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、事業者に対し、運転者への適切な指導監督を実施することなど、法令遵守を引き続き求めるとともに、監査やそれに基づく処分等を通じて事業者の運行管理の改善等、運送事業の安全性向上に向けて引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○緒方委員 よろしくお願い申し上げます。

この事案、脇見運転で三秒以上正視していない状態が続いているということなんです。危険運転致死犯罪の、その進行を制御する技能を有しないで自動車を行き止める行為に当たるんじゃないかと私は思うんですね。自分の意思で三秒以上、三秒以上というのは、六十キロで飛ばしていると五十メートル、六十メートル近く見ていない状態が続いている、しかも自分自身の意思で。ただの過失でいいとはとても思えないわけでありますが、法務省、いかが考えのでしょうか。

○門山副大臣 お答えいたします。

犯罪の成否については、捜査機関により収集された証拠に基づいて個別に判断される事柄でありますので、個別の案件にはお答えを差し控えることになっておりますが、個別の問題を離れて、あくまで一般論として申し上げるならば、自動車運転死傷処罰法第二条第三号の「その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為」と

いうのは、ハンドル、ブレーキ等の運転装置を操作する初歩的な技能すら有していないような、運転の技量が極めて未熟なことをいうというふうな解釈されておまして、これに該当する場合には危険運転致死犯罪の要件を満たすものになると思われます。

○緒方委員 脇見運転で三秒以上前を見ていない状態で運転するというのは、その初歩的な技能を有しないのではないかとというふうに思いますが、副大臣、いかがですか。

○門山副大臣 ここで言う初歩的な技能というのは、例えば免許証すら持っていないというか、そういうような事案をいうというふうに一般的には解されているところでございます。

○緒方委員 国民感情とかなりずれがあるのではないかと思いますが、今の答弁を踏まえて、また今後質問させていただきたいと思っております。

もう一つ、これは警察庁にお伺いしたいと思っております。

携帯電話での脇見は厳罰化されているんですね。携帯電話で意識が散漫になるということについては、これは刑罰が加重されているわけですが、被害者や遺族の感覚からすると、脇見運転、ただの脇見運転というか、脇見運転と携帯電話で意識が散漫になっていることとて余り差がないんじゃないかというふうに思われるんですね。その割には刑罰にかなりの格差があるというふうになっているわけですが、警察庁に事前にお伺いしたところ、携帯電話の使用とただの脇見運転では事故に至る率が二倍も違うという説明を伺いました。しかし、それは恐らく、遺族感情として、だから脇見運転は刑罰が軽くていいのであるというふうには、遺族感情としてそう思わないと思うんですね。

これは法改正もした上でしっかりと取り組むべきではないかと思いますが、警察庁、いかがですか。

○太刀川政府参考人 お答えいたします。

令和元年に、携帯電話使用の禁止違反の罰則を

引き上げております。これは、携帯電話使用の禁止違反の危険性やあるいは常習性がほかの違反に比べて高いことなどを踏まえて行われたものでございます。

一方、脇見運転と言われる行為には様々な態様のものがございまして、現在は安全運転義務違反として検挙されておりますけれども、その対象となる行為には様々なものがありますので、それらの行為について一律に罰則を引き上げるということについては慎重な検討を要するものと考えております。

○緒方委員 別に、一律に上げてくれなんて一言も言っていないです。余りに悪質なものについて、余りにひどいケースについて、脇見運転でも携帯電話と同じぐらいの加重した刑罰が必要なのではないですかというふうに聞いております、警察庁。

○太刀川政府参考人 繰り返しになりますけれども、脇見運転と言われる行為については、現在も、安全運転義務違反ということで検挙し、処罰することもできるようになっております。ただ、その中にはいろいろな態様のものがございまして、その中については、新たに例えば構成要件を定め罰則を強化するということについては慎重に検討する必要があるものと考えております。

○緒方委員 私、別に、多様なものがあるというのは、私、多様なものがありますよねと言ったわけですよね。一律になんて一言も言っていないですよ。悪質な度合いが高いものだけでも切り出して、構成要件をつくって、そして携帯電話と同じぐらいの加重した刑罰を科すべきではないか、そういうことを言っているんです。あなた、全然答弁になっていないんです。もう一度。

○太刀川政府参考人 脇見運転というふうには言われても、一概に脇見運転と言われても、いろいろな態様のものが入るということで、それらをまとめて、新たに構成要件として、安全運転義務違反から切り出して定めるということについては、やはり慎重な検討を要するものと考えております。

○緒方委員 答弁を踏まえてまた考えたいと思いますが、全然やり取りがかみ合っていないんですよ。まあいいです、質問を移したいと思っております。

次の事件ですが、二〇二二年二月、大分県大分市での事故ですが、一般道で時速百九十四キロのスピードを出して突っ込んで、曲がろうとした車にぶつかって死亡事故が起きた。これは今まで係争中ですけども、ただ、見てみると、被害者はシートベルトが引きちぎれているんですね。それぐらい衝撃があった、百九十四キロで飛ばすとそんなことが起きるといふ事例なんです、現在まだ確定判決となっていないということもありますので、あくまでも一般論として質問させていただきます。

一般道において超高速で運転する行為というのは、危険運転致死犯罪の、その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為の構成要件に当たらないのかなと。どんなにスピードを出していても、前を正視して、ハンドルをきちっと握っていれば、危険運転致死犯罪に当たらない、そういうことなんですか、法務省。

○門山副大臣 委員も御指摘のように、犯罪の成否については、捜査機関により収集される、個別判断ですので、お答えは差し控えさせていただきます。あくまで一般論としてお答えさせていただきます。

自動車運転死傷処罰法第二条第二号の「その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為」とは、速度が速過ぎるため、道路の状況に応じて進行することが困難な状況で自車を走行させるということの意味しているところでございますが、この要件に該当するか否かにつきましましては、個別の事案ごとに、証拠によつて認められる事実、例えば車両の構造、性能、具体的な道路の状況、すなわちカーブや道幅、車幅などといった諸般の事情を総合的に考慮して判断されるべき事柄であると承知しております。

したがって、例えば進行方向を正視してハ

ンドルをきちつと握っていた、それだからといっておよそこの要件に該当しないというわけではない一方、運転する自動車の速度のみをもってこの要件に該当するというものでもない、そのように認識しているところでございます。

○緒方委員 では、三百キロ出しているも、今の要件に当てはまらないのであれば危険運転致死罪は取られないという理解でよろしいですか、副大臣。

○門山副大臣 仮定の議論に対してちよつとお答えすることはなかなか難しいんですけども、例えば、アウトバーンみたいなところがあつて、そこで三百キロで走っていたというようなケースだったら当たらない可能性もあるのかなと、ちよつとこれは僕も今ぱつと思いついたことなんですから、あくまでもこの条文の解釈ということになるのではないかと思います。

○緒方委員 この運転者は、何キロ出るか試したかつたというふうに言っているんですね。自動車の限界にチャレンジするような超高速を出してやろうという思いを持つことは、この犯罪の故意に当たるといふふうに思いませんか、副大臣。

○門山副大臣 大変申し訳ないんですけども、まさに個別の事案に関することでございますので、ちよつとお答えは差し控えていただきます。

○緒方委員 いや、私、この法律におけるところの故意について聞いているんです。スピードをむちゃくちゃ出してやろうという思いを持っている人間の、そのスピードを出してやろうという思いは、この法律における、これは故意犯ですから、故意に当たるのではないかと思いますけれども、副大臣、いかがですか。

○保坂政府参考人 法律の技術的な話でございますので、私の方から答弁させていただきます。故意といえますのは、客観的な構成要件事実に対応した認識、認容のことを意味します。

したがいまして、今の要件の關係でいいますと、構成要件は、その進行を制御することが困難

な高速度で自動車を走行させる行為ですので、これに対応した認識があるかどうかということですので、今おっしゃったスピードを出す動機というのがその故意の動機にはなりますけれども、故意としては、進行を制御することが困難な高速度で走行させているということに対する認識ということになります。

○緒方委員 ということは、この罪が当たったためには、俺はこの進行がもう制御できないぐらい、コントロールできないぐらいの困難なスピードで運転してやるといふふうに思わなければ、この罪での故意は取れないということなんですかね、法務省。

○保坂政府参考人 先ほど申し上げましたように、客観的な構成要件事実に対する認識、認容ということでございますので、こうしてやろうというような意欲とか積極的なもので要求をされているわけではなくて、自分のその運転状況がまさに進行を制御することが困難な高速度であるということに対応した認識があれば足りるということでございます。

○緒方委員 そんなことを考えながら運転する人っていないと思うんですけど。今から俺は運転するんだけど、制御することが困難な高速度で今から自分は運転するんだという認識を持つ人ってほとんどいなくて、運転する人というのは、必ず、自分はそこそこまくやれるんだと思つて運転するからなわけであつて、相当自暴自棄な人でないとそういうことにならないと思うんですよね。何かちよつとおかしくないですかね、法務省。

○保坂政府参考人 繰り返になりますが、制御をすることが困難な高速度であることに対応する認識といたしまして、その評価的な部分、制御が困難かどうかということ自体を、直接、困難だなどという形で認識していることは必要ないのです

が、速度を出していて、かつ、それまでの運転状況からして、カーブが曲がり切らないとか、このまま走つていいたら道路にぶつかつてしまうとい

うような、そういう認識があれば足りるというふうに解されるとところでございます。

○緒方委員 聞いている人は、多分、何か変なことを言っているなというふうに思われた方が多いんじゃないかと思いますが、質問を続けます。

二〇一八年十二月、三重県津市の国道で法定速度の時速六十キロを超える百四十六キロで車を運転し、道路を横断していたタクシーに衝突して五人を死傷させた事件に対する名古屋高裁判決では何を言っているかという、ほかの自動車や歩行者の状況というのは予測が困難であり、そのような予測が困難なものを制御困難な判断要素に入れることはできないということで、危険運転致死罪の構成要件すら否定をしているんですね。

けれども、普通に考えてみると、車を運転していて、前からどんな車が来るかとか、どんな歩行者がいるかとか、そういうことに気をつけながら運転するのが運転の基本であつて、突然出てくる車とか歩行者とかは危険運転致死罪の構成要件ですらないというふうに言われてしまうと、何かそれはちよつと違うんじゃないかな、おかしいんじゃないかなというふうに思うわけですが、法務省、いかがですか。

○保坂政府参考人 お答えします。

またこれは個別の事件における裁判所の判断を前提とした御質問でございますので、その当否についてお答えすることは差し控えたいと思いますが、先ほど申し上げました、制御することが困難な高速度という、困難な高速度というのが評価的でございますが、その立案過程における法制審議会等の議論におきましては、それは、道路の状況、つまり道路が曲がっているとか狭いかとか、あるいは自分の車の面の性能とかといった、そういうものを考慮するということが説明されていることを踏まえて、恐らくそういう解釈ができ上がっているんだらうと思います。

ただ、この点につきましては、条文上は「制御することが困難な高速度」となっておりますので、それを具体的な事案においてどのように解釈

し当てはめていくかという問題だらうというふうに考えます。

○緒方委員 そうすると、曲がろうとしている車というのは、別に、合法な形で、曲がろうとしている車というのにぶつかられて、けれども、これは過失しか取つてもらえないんですね。故意がわざとで過失がうっかりだと分かります。言うとする、これは決してうっかりの事案ではないと思うんですね。全然そうじゃないですよ。ただ、そうやって出てくる車については予測不可能だから制御困難の要素に入れることができないと言っているんですが、遺族感情としておかしいというふうに、私、そう感じることは当然だと思ふんですよね。

副大臣、ここは政務としてお答えいただきたいんですが、そういう歩行者とか、車が曲がってくるのとかは危険運転致死罪の構成要件にならないというのはちよつとおかしいんじゃないかと思いませんか、副大臣。

○門山副大臣 危険運転致死傷罪の構成要件というのは条文で明確に定められておりまして、その各号に当たればこれは罪に当たると、そうでなければ当たらないというふうに、罪刑法定主義の観点から厳格に定められているので、個別の案件についてここで言うのはちよつと差し控えなければいけない立場でございますが、それに当たれば、それによつてしっかりと処罰するということになると思ひます。

○緒方委員 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律は余りに要件が不明確で、かつ厳しい運用がされていきます。構成要件の適用条件が明確性の原則に反しているとの指摘もございします。逆走したり無免許であつても危険運転致死罪の適用がなかつたりとか、飲酒をしていても酩酊状態になれば適用がなかつたりしているんです。

私、これは想像ですけども、無罪の前例をつくりたくないという検察官の意識にも原因があるんじゃないかというふうに思ひます。起訴した罪

状が裁判所に採用されないとキャリアパスに影響すると思えば、一番手堅い安全策を取りたくなるんです。警察関係者と話すと、検察官が危険運転致死罪を採用してくれない、意識の乖離は大きいというふうな指摘をする方もいます。その結果、どんなに無謀な運転をしても、どんなに速度を出しても、危険運転致死罪が適用されないという負のサイクルになっているんじゃないかと思っています。

法改正を通じて、抑止力を高め、遺族感情に配慮、かつ、検察官や裁判官の負担を下げるべきだと思いますけれども、副大臣、いかがですか。

○門山副大臣 危険運転致死傷罪というのは、運転の実質的な危険性に照らして、暴行によって人を死傷させた傷害罪や傷害致死罪に準じて、重い処罰の対象とするものでございます。そのために、危険運転行為というのは、悪質、危険な行為のうち重大な死傷事故となる危険が典型的に極めて高い運転行為であって、暴行の結果的加重犯である傷害罪や傷害致死罪に準じた重い法定刑により処罰すべきものと認められる類型に限定して列挙されているものでございます。

危険運転致死傷罪に当たる危険運転行為の類型を改正したり、あるいは追加したりすることにつきましては、今申し上げました危険運転致死傷罪を重く処罰する趣旨に合致するものであるか否か、また、危険運転行為による死亡事犯の実情等を踏まえて十分な検討が必要であると考えております。

○緒方委員 終わります。

○大西委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今日は、政務三役と統一協会との関係について、まずお尋ねをいたします。

最初に、木原誠二官房副長官にお尋ねをいたします。

木原副長官と、統一協会、世界平和統一家庭連合との、またその関連団体との関わりについて、まずは御説明ください。

○木原内閣官房副長官 御答弁申し上げます。

まず、私自身、既に党本部に報告をさせていただいておりますとおり、シンポジウムへの参加、そして秘書が出席した会合等、関連を有していたところでございます。

当時、当該団体に対する認識が十分でなかったということについて、率直に反省をしているところでございます。

○塩川委員 シンポへの参加というお話がありましたけれども、木原副長官御自身が、統一協会、その関連団体の会合に出席をした、その具体の話について御説明いただけますか。

○木原内閣官房副長官 今、シンポジウムのお話をさせていただきました。関連団体、アジアの平和と安全を考える東京フォーラムという名前だったというふうに認識をしております。そのシンポジウムにパネリストとして参加をさせていただいたというところでございます。

少し説明をさせていただきますと、私自身は、シンポジウムへの参加は、他のパネリスト、どういう方が一緒に登壇されるか、また、そのシンポジウムのテーマ、そして主催者、こういったところから判断をさせていただいております。

当該シンポジウムにつきましては、自衛隊のOB、著名なOBの方、そしてまた大手のメディアの論説副委員長であった方、そして大学の教授ということでありましたので、パネリストについては、むしろ私にとっては非常にいいパネルだという認識でございました。

テーマにつきましては、アジアの安全保障、まさに尖閣諸島が国有化される中で安全保障を考えるということでございました。

そして、主催者につきましては、まさにフォーラムという名前でございましたので、まさにフォーラムという認識をすると同時に、実は、大手のメディアが後援もされているということでございました。

したがいまして、その時点では全く疑いもなく参加をさせていただいたというところでございます。

が、大変不明を恥じますが、今回のこのような事態になって、メディアの方から、実はあれは関連団体だよということをお知らせをいただいたというところでございまして、追加的に党の方に報告をさせていただいた、こういうところでございます。

○塩川委員 もっと正直に語っていただきたいんですが。

ちょっと確認なんですけれども、今お話しいただいたフォーラムというのは、二〇一六年十二月十八日のアジアと日本の平和と安全を守る東京都フォーラム主催のシンポジウムに出席をされた、その後援団体には西東京平和大使協議会というものもあったということで、まずよろしいですか。

○木原内閣官房副長官 大変申し訳ありません、その西大使平和協議会というものがあつたかどうかということは、ちょっと現時点では認識をしてございません。

○塩川委員 これは、だって、写真も出されておりますけれども、その中に、主催として西東京平和大使協議会というのがあるのは、それは御存じですよね。

○木原内閣官房副長官 大変申し訳ありません、私自身、先ほど申し上げたのが率直な認識でございまして、その後、メディアの方から、このまさにフォーラムそのものが、アジアと日本の平和と安全を守る全国フォーラムというのがあつて、これがそもそも関連団体だという御指摘をいただきましたので、そういうことかということで追加報告をしたということでございまして、今、先ほど御指摘いただいた件につきましては、そこまで実は確認を取っておりませんが、いずれにしても、関連団体のフォーラムであるという認識を持つて報告をさせていただいたところでございます。

○塩川委員 この西東京平和大使協議会がそもそも後援をしているというについては、改めて確認して御回答いただけますか。

○木原内閣官房副長官 申し訳ありません、フォーラムの名前自体が、アジアと日本の平和と

安全を守る東京都フォーラムということだったやうでございしますので、正確に申し上げたいと思います。

その上で、その西東京平和大使協議会というものが後援をしていたかどうかということについて、私自身がどこまで調べられるかちょっと分かりませんが、当時の資料は残っておりませんので、ちょっと分かりませんが、できる限りやってみたい、このように思います。

○塩川委員 それと、二〇一九年九月二十九日に、東久留米市で、セイセイカイと読むんでしょうか、木原誠二の誠に世界の世ですね、誠世会特別シンポジウム、緊迫する東アジア情勢と日本の進路、これには参加をされたということよろしいんでしょうか。

○木原内閣官房副長官 はい、参加をさせていただいております。

○塩川委員 今言いましたように、主催は誠世会、後援は、西東京平和大使協議会と、アジアと日本の平和と安全を守る東京都フォーラム、この主催、後援についてはこれでよろしいでしょうか。

○木原内閣官房副長官 御指摘をいただきました誠世会は、地元の有権者の方が、国政報告を何回かしてもらいたいということで、年に一回程度開催するというところでつくっていたのだ、つくつていただいたというか、団体である、あるいは会であるというふうに認識をしております。

私自身は、この誠世会というものに年に一回、国政報告に呼ばれて参加をさせていただいてきたわけでございますが、この点についても、今御指摘いただいた、二つ団体を御指摘いただいたと思いますが、後援をしていたということは、当時、認識をしてございませんでした。

今回、御指摘をいただいて確認をさせていただいたところでございます。

○塩川委員 じゃ、この二〇一九年九月のシンポの方は、主催は誠世会で、後援は、西東京平和大使協議会と、アジアと日本の平和と安全を守る東

京都フォーラム、この点については承知をしているということですね。

○木原内閣官房副長官 この点につきまして、メディアの方から指摘を受けて、そしてその名称も含めて御指摘を受けましたので、そういうことだというふうに、現時点、認識をさせていただいてございます。

○塩川委員 この誠世会については、木原副長官が週刊文春の取材で、誠世会は二〇一六年夏頃に設立をし、七回程度国政報告に出席をしたと述べていますが、これはそのとおりでしょうか。

○木原内閣官房副長官 ここに、今御指摘いただいた、どのように回答したかということがございますが、二〇一六年夏頃、地元有志の方から、地域の知り合いの皆さんを集めて政治経済の勉強会をやりたいので、その際、日程が許せば国政報告を行ってみたいという話が私の事務所スタッフに寄せられ、その有志の方々によってスタートした会ということで、その後、七回程度参加をさせていただいたということでございます。

○塩川委員 このシンポも主催をしている誠世会というのはどなたがつくったんでしょうか。

○木原内閣官房副長官 今申し上げたとおりでありまして、地元の有志の方々が集ってつくっていただいたと認識をしております。

○塩川委員 この二〇一九年のシンポをフェイスブックにアップをしているお地元の野島武夫東久留米市議は、週刊文春の取材に、誠世会は木原誠二さんを応援する団体、平和大使協議会のメンバーで木原さんを応援する人たちがつくった組織と述べています。ということでしょうか。

○木原内閣官房副長官 当初、私のところにお話をいただきましたときは、地域の中で、まさに先ほど申し上げたように、政治経済を勉強するというところで、時間が合えば国政報告をやってもらいたいということで集まった会であります。その中に、地域の活動を一生懸命やっておられる方が多々おられますので、私自身参加をさせてきてい

ただいたということでございます。

結果的に支援をしていたいたかどうかということについては、個々の皆さん、どうだったかということは分かりませんが、基本的に私をその国政報告会に呼んでいただいていたということでございますので、当然御支援をいただいていた、というか御理解をいただいていたもの、このように承知をしております。

○塩川委員 御支援、御理解をいただいていたという団体ということですか。

それ、この平和大使協議会のメンバーの方が関わっていたという点はどうですか。

○木原内閣官房副長官 率直に申し上げて、これは現時点になってみれば、やはり脇が甘かったということだと思いますが、その当時においては、それぞれの方々の思想信条や背景といったようなものはしっかりと確認はしていなかったということでございます。

○塩川委員 平和大使協議会のメンバーの方がこの誠世会に関わっておられたということは、そのとおりですね。

○木原内閣官房副長官 何人かの方がそうした団体に関連をしているということは承知をしてございました。

他方で、同時に、その方々、その方々というか方、地域の中でかなり熱心に地域活動をされておりましたので、それに参加をしていた皆様は、多く、地域の方々、私もよく存じ上げる方々も参加をされていたということでございます。

○塩川委員 平和大使協議会というのは、統一協会の中で、まさに、天宙平和連合という文鮮明夫妻が創設をした、その機関の付設機関であります。まさに中核的な組織になるわけですが、その平和大使協議会のメンバーが関わってつくった誠世会、御支援、御理解をいただいているそういった団体に七回も、会合に出席もされたわけですが、当然、自分のことを支援、理解しているという団体、誠世会が、選挙でも、関係する皆さんが、御支援を受けたということに、その点はどう

ですか。

○木原内閣官房副長官 その選挙の支援ということとをどういうふうに捉えていたかどうかということでございますが、例えば電話がけ、あるいは選挙カーの運行、あるいはボランティア支援、こういったものにつきましては、私の事務所は一貫して、自民党の地域支部のうち特に青年部そして女性部で全てこれを賄ってきておりますので、その今お名前を出していた会にとどまらず、他のところから選挙について支援を受けるといことは、これまでもございませぬし、これからもないというふうに思っております。

○塩川委員 その地元の東久留米市の方が、誠世会は木原誠二さんを応援する団体、平和大使協議会のメンバーで木原さんを応援する人たちがつくった組織ということで、副長官自身も支援、理解をいただいているということであれば、応援するということなら、選挙支援があったというのは当然思うところですが、なかったと言えるんですか。

○木原内閣官房副長官 支援という中身をどう考えるかだというふうに思いますが、二つに分けて申し上げれば、まず、選挙を戦っていく上での選挙活動ということに関して申し上げれば、先ほども申し上げたように、例えばピラ配り、ポスター貼り、電話がけ、そして選挙カーの運行、こういったものについては、繰り返しになりますが、私の事務所、また私の選挙の選対は全て自民党の地区支部の女性部、青年部を中心にさせていたいただいておりますので、その点についての支援というものは一切ございません。

他方で、有権者としてどうだったのかということにつきましては、私がここで申し上げることではないのかなというふうに思っております。

○塩川委員 自民党の点検項目に、選挙におけるボランティア支援というのがあるわけです。そういう点でいえば、誠世会という木原さんを応援する団体がありましたねと。それ自身が、統一協会との関係の方がつくられてきた組織。そういう点

で、統一協会関係団体の人から、選挙におけるボランティア支援を受けていたんじゃないんですか。

○木原内閣官房副長官 大変、繰り返しの方針で恐縮ですが、選挙は基本的に全て、基本はボランティアということだろうというふうに思います。私どもの自民党の地区支部の青年部、女性部も皆さんボランティアとしてやっていただいている。

そういう中で、ボランティアとしてやっていただく活動につきましても、私は自民党の支部に全てお願いをしてやってきた、この十七年間、ここは一切変わりがございませんので、そういう意味でも、ボランティア支援というものはお願いしたことありませんし、受けたこともないということでございます。その旨、党に御報告をさせていただいたということでございます。

○塩川委員 誠世会というような、統一協会の関係者がつくった後援の団体というのは、木原さんだけじゃないんですか。

例えば、井野防衛副大臣につきましても、新聞赤旗の報道、スクープがありますけれども、俊世会というのがあるわけですね。井野俊郎の俊を取って、世界平和統一家庭連合の世を取るという格好で、まさに、自民党国会議員を応援する、そういう団体と同じようなネーミングでつくっているという点でいえば、これはやはり統一協会が組織的に応援をするということを受け止めざるを得ないわけがあります。

そういった点でも、この誠世会というのが、まさに木原副長官の選挙に支援を行う、そういう団体というのは、これはもうはっきりしているんじゃないでしょうか。そういうことについてきちんと明らかにすべきではありませんか。

○木原内閣官房副長官 誠世会という名前につきましても、これはその皆様が命名をしてくださったというふうに理解をしております。私の中では、私の地元には誠心、誠の心の会もあります。それから、至誠、至る誠の会もあります。また、

誠実会という非常に単純な名前もあります。いろいろな方々が私の誠という字を取って、いろいろな会をやっていたいていう中にこの誠世会があったという認識でございます。

しからば、ほかの会の皆さんが選挙活動等々で支援をしているのかというと、それも全く違うということでございます。誠世会につきましては、多分、委員が御指摘されているような選挙活動の支援というものは、これはないと申し上げていいと思いますし、申し上げるべきだ、このように思っております。

○塩川委員 でも、誠世会に関わった人が選挙支援をしたということはあるんじゃないですか。

○木原内閣官房副長官 繰り返しの御答弁になって大変恐縮ですが、先ほども申し上げたように、その選挙支援という言葉をどのように理解するか、私は二つだというふうに理解をしております。一つは選挙活動の支援、あるいは選挙戦の支援ということで申し上げれば、これは、本当に繰り返しのことで恐縮ですが、私は、私自身のことを申し上げれば、落下傘候補でありますので、この十七年間、地域の自民党の役員、青年部あるいは女性部の皆さんにずっと支えていただいて、何とか今地域の中に少しづつ溶け込んできたということでありまして、まさに、選挙活動の支援ということにつきましては、他の団体から何か、あるいは他の会から支援を受けるというふうなことはございません。

他方で、有権者としてどうだったのかということにつきましては、本当に申し訳ありません、これは私が何か言うことではないのではないかな、このように思っているところでございます。

○塩川委員 自民党の点検項目そのものも不十分なわけですが、少なくとも、選挙におけるボランティア支援ということで、回答している議員さんはいらっしゃいます。そういった点について誠に明らかにするということは、最低限の責務ではないのかと思います。

で、今話題になっている推薦確認書について

は、副長官は交わされたことはありませんか。

○木原内閣官房副長官 今御質問をいただきました推薦確認書についてでございますが、事務所の様々な資料の確認、また事務所スタッフへの聞き取りを徹底して行いましたが、御指摘の団体とどのような文書を交わしたという事実は確認されませんでした。

他方で、この管理作業の過程で、過去四回、私は六回選挙をこれまで戦っておりますが、過去四回の選挙で受領いたしました約一千に及ぶ推薦状のリストを確認をさせていただきましたところ、一件、昨年の総選挙の際、世界平和連合から推薦状を受領しているということが確認をされたところでございます。

つまびらかに御報告すべきだというふうに思いますので、御報告をさせていただきます。

○塩川委員 世界平和連合から推薦状を受けていた、それはどういう経緯で受けたんでしょうか。

○木原内閣官房副長官 私の場合、毎回、選挙に当たりましては、本部だけで二百五十に近い様々な団体から推薦状をいただいております。その中には、私どもの方から推薦依頼を受けて取っている推薦状もございます。自主的にお持ちをいただいている推薦状もございます。もちろん、今申し上げた推薦状は後者、すなわち自主的にお持ちいただいたものである、このように理解をしております。

ただ、まさに二百五十もある、こういう状況でありますので、大変申し訳ありませんが、その一つ一つを明確に認識しているというわけではございません。したがって、今回の報道を踏まえて、改めて事務所において徹底的に調査をした結果、推薦確認書を交わした、こういう事実を確認できなかったところでありまして、その経緯についても、現時点でつまびらかになっております。

ただ、いづれにいたしましても、こういう推薦状を受け取っていたということにつきましては、私、そしてまた私のスタッフ、事務所も含めて、

当時の認識がやはり不足をしていた、正しくなかったということだろうと思います。深く反省をし、おわびをしたい、このように思っております。

○塩川委員 この世界平和連合から推薦状があったと。で、世界平和連合から具体的な政策要望ですとか、そういったことについての要請、働きかけ、何らかの呼びかけを受けたことはありませんか。

○木原内閣官房副長官 具体的に、何か政策要望等を受けたことはございません。

○塩川委員 統一協会について言えば、そもそも、その組織そのものが反社会的、反国民的団体だということが問われているわけでありまして。霊感商法や高額献金によって多額な経済被害をもたらしていること、正体を隠した伝道活動で信教の自由、信仰選択の自由を侵害していること、当事者の意思を無視した集団結婚式など婚姻の自由を侵害をしていること、多数の裁判においてこれらの違法性と統一協会の責任が認められております。

統一協会が反社会的な団体であり、また、日本を韓国に貢ぐエバ国として、韓国教団本部に送金するために違法なやり方で国民の財産を収奪してきた反国民的な団体、こういう認識を木原副長官はお持ちでしょうか。

○木原内閣官房副長官 まず、率直に申し上げるべきだと思いますが、今回のこのような事態になるまで、そうした認識は十分でなかったということとを改めて申し上げ、反省をしたい、このように思います。

その上で、今塩川委員からお話がありましたとおり、悪質商法に関連する問題、あるいは親族の入信に起因しての御家族の困窮や崩壊といった問題など、まさに社会的に問題が指摘されている団体である、このように現時点で認識をしているところでございます。

○塩川委員 ちょっとこれでもう時間がかなり押していますので、ほかの皆さんにはちょっと今日

は聞けないんですけども、官房長官、今のやり取りもありましたように、推薦確認書という形で、こういった統一協会関係団体から具体的政策要望を受けている、そういった推薦確認書を交わしたという自民党の議員、複数おります。また、内閣の政務三役の中にもいるわけでありまして。今、木原副長官の答弁にもありましたように、世界平和連合から推薦状を受けていた、こういった事例もあるわけでありまして。

今まで、自民党の調査はもちろん、点検にはもちろん入っていない。また、政務三役についてもきちっと説明せよと言ってきたわけですよ。それが果たされていないわけですよ。

改めて、こういう事態について官房長官としてどう受け止めているかというのが一つと、推薦確認書、それから世界平和連合からの推薦状、こういった実態について、政務三役については、これはしっかりと調べて説明してもらえませんか。

○松野国務大臣 まず、岸田内閣の閣僚等、いわゆる政務三役に対する問題の御指摘でございますけれども、政府における旧統一教会との関係につきましましては、各閣僚等がそれぞれ点検をし、旧統一教会との過去の関係を調査、説明をし、新たな接点が判明した場合にはその都度追加的に報告、説明を行い、今後は関係を持たないことを徹底するとしていくところでございます。

○塩川委員 いや、だから、それぞれが説明するといつて、説明してこなかったじゃないですか。野党の質問でやっと明らかにしたというのが現状じゃないですか。こんな無責任な対応を続けさせるわけにいかない。しっかりと、政務三役については、これは政府の責任でしっかりと明らかにし、このことを徹底すべきだと。改めて、官房長官。

○松野国務大臣 政務三役に関する御指摘の問題に関する説明責任のありように関しては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、それぞれにおいて、説明が十分でないという御指摘があれば、それは政治家の説明責任としてしっかりと

説明をするということではないかと思えます。

○塩川委員 それぞれ政務三役任せがこういう実態ですから、まさにその説明責任が果たされていないわけで、こういうことを放置していること自身が無責任じゃないですか。岸田政権の姿勢そのものが問われる。

しっかりと政務三役については政府として明らかにするというを示すと同時に、自民党は自民党でしっかりと調査を行うべきだということとを申し上げ、小倉大臣以外はここで下がっていただいて結構です。また日を改めてお聞きするところがあると思います。

それでは、小倉大臣に、こども家庭庁設置法と統一協会関連のことについて何点かお尋ねいたします。

先ほどご紹介した推薦確認書には、家庭教育支援法、青少年健全育成基本法の制定に取り組むとか、LGBT問題、同性婚合法化に関しては慎重に扱うとの項目があります。

統一協会は、個人よりも家父長的な家族秩序を重視しています。統一協会の政治部門である国際勝共連合幹部が公開した改憲案では、家庭という基本的な単位が最も社会、国家に必要だ、これがないれば自然かつ基礎単位になり得ない同性婚が広がっていくなど、同性婚や選択的夫婦別姓、男女共同参画を攻撃しておりました。

家族重視といいながら、統一協会が行ってきたことは、霊感商法や高額献金、二世信者の人権侵害などで、家族関係を破壊することだった。こういった反社会的団体である統一協会には、家族政策や子供政策を語る資格がないんじゃないかと思いますが、小倉大臣のお考えをお聞かせください。

○小倉国務大臣 我が国で、様々な団体が様々な意見を主張されていると思います。ただ、委員御指摘の、特定の団体が推進している政策の方針について、政府としてコメントをさせていただくことは差し控えたいというふうに思います。

○塩川委員 今まさに大きな問題となっている

点、この点について政策への影響がどうだったかということを引きつと検証することが必要だ。

こども家庭庁設置法の立法過程において、統一協会の働きかけが政策をゆがめたのではないのか。当初、名称がこども庁だったのに、こども家庭庁になったこと、市民団体や有識者、国連子どもの権利委員会から強く実現を求められていた子供コミッションナー制度が盛り込まれなかったことが、法案審議でも大きな議論になりました。

国際勝共連合は、昨年十二月、機関誌の「世界思想」を紹介するホームページ上で、「心有る議員・有識者の尽力によって、子ども政策を一元化するために新しく作る組織の名称が「こども庁」から「こども家庭庁」になりました。」と強調していました。

名称変更には自民党議員などの働きかけがあったのではありませんか。

○小倉国務大臣 まず、この新しい組織の名称についてであります。昨年の十二月に閣議決定したこども政策の新たな推進体制に関する基本指針において、こども家庭庁とさせていたいただきました。

このこども家庭庁の名称の経緯ではありますが、子供の健やかな成長にとって、家庭における子育てをしっかりと支えることが子供の幸せにつながるという趣旨でありまして、新しい組織の名称として適切であると考えております。

この点、児童権利条約の前文の考え方においても、家庭環境の下で子供は成長すべきとされているところでもありまして、そういう、どこか特定の団体とか特定の議員の意見への配慮があったのかという質問に対しましては、一切ないというふうに認識しております。

○塩川委員 もう一つ、子供コミッションナーの件ですけれども、「世界思想」の二〇二二年の四月号では、「子供・家庭政策をめぐる攻防」という特集記事で、子供コミッションナー制度の問題点を指摘していました。子供政策の議論には危うい傾向が進む、子供コミッションナーもその一つだ、拙速な

導入は避けるべきと主張し、国際勝共連合のホームページ上でも、家庭破壊をもくろむ文化共產主義などと、子供の権利保障を攻撃をしております。

また、国際勝共連合幹部の青津和代氏が事務局を務めていた全国教育問題協議会も、子どもの権利条約を子供基本法の中心にして権利を拡大すれば子供の最善の利益になると主張する考えがあるが疑問だ、子供コミッションナー制度は人権左派に悪用されると極めて危険と、子供コミッションナー制度を攻撃をしてきました。

青津和代氏は、全国各地で、自民党地方議員などが主催する集会で家庭教育支援の講演活動を行っています。

一方、子供コミッションナー制度に対する自民党議員の主張は、個人を大切にし、それを拘束するものは悪であるというマルクス主義思想があるとか、左派の考え方だとか、恣意的運用や暴走の心配があり、誤った子供中心主義にならないかなどと、国際勝共連合、統一協会の主張と同じであります。

子供コミッションナーは批准国の標準装備という世界の流れに逆行するような、子供コミッションナー制度の実施を行わなかった背景に、このような統一協会関係団体の動きがあったのではありませんか。

○小倉国務大臣 お答えをさせていただきます。

子供政策並びにこども家庭庁の在り方について、これは総理も、政府においても、政策を決定する際に、多くの国民の皆さんの意見を聞いて、有識者、専門家とも議論を行い、その結果として政策を判断をしております。一部特定の団体によつて全体がゆがめられるということはないと思っておりますというふうに答弁しているものと承知をしております。塩川委員御指摘の点についても、そのような過程の中で決定をされたものと思っております。

いずれにしても、子供の権利擁護を第一に考え、子供の最善の利益を第一に考えて、こども

まんなか社会を実現していく、児童権利条約にも書かれているような、そのような理念に沿って子供政策を充実をさせていくのが、今度できるこども家庭庁の役割だというふうに担当大臣としては考えております。

○塩川委員 こども家庭庁設置法の通常国会での議論の中で、参考人質疑におきまして、日弁連の子どもの権利委員会幹事の野村武司弁護士は、国連子どもの権利委員会は、子供コミッションナーの仕組みを、子供の権利を促進し保護するものとして、条約締約国の中核的な義務と位置づけている、子供コミッションナーは児童の権利条約を批准している国の標準装備になっていると述べておりました。

子供、コミッションナー設置というのは、条約締約国の中核的義務であり、標準装備であります。このことが求められていたにもかかわらず、統一協会と自民党の癒着がコミッションナー制度の実現を阻むなど、子供の権利保障の大きな障害となったのではないのか、こういった点について、統一協会の政策への影響、徹底的な検証が必要だということをお願いいたします。

○大西委員長 次に、岩谷良平君。

○岩谷委員 日本維新の会の岩谷良平です。よろしくお願ひいたします。

まず、国葬のことについてお伺いしたいと思います。

七月八日、安倍元総理が銃撃され、お亡くなりになりました。安倍元総理の長年の御功績、それから大阪の発展にも大変御貢献をいただきましたことに対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

同時に、選挙という民主主義のプロセスの根幹が暴力によつて踏みじられたということに對しまして、やはり断固として抗議をしなければなりません。そのような思いから、私は九月二十七日の国葬儀に出席をさせていただきました。

しかし一方で、この国葬儀の実施に対しては多くの反対意見があったことも事実でありますけれ

ども、なぜ多くの反対意見があったとお考えになれますでしょうか。

○松野国務大臣 岩谷先生にお答えをさせていただきます。

安倍元総理の国葬儀に対して、国民の皆様や各党各会派から様々な御意見、御批判をいただいたことは真摯に受け止めなければならないと考えております。

今回いただきました御意見、御批判の多くに共通するものは、説明が不十分であるとの御指摘であったと認識をしています。そうした観点から、今後、今回の国葬儀について検証を行うこととしており、国会との関係など、どのような手順を経るべきなのかについて、幅広い有識者の方々から御意見を伺い、論点を整理をしたいと考えております。

○岩谷委員 是非、真摯に受け止めていただきたい、検証を進めてもらいたいと思いますが、今回の国葬儀、予備費の支出で行われたということについても批判の声が上がっております。

そもそも予備費の支出自体、やはり財政民主主義の観点からは抑制的であるべきというふうに思いますけれども、今回の国葬儀は特に、世論調査をしても多くの反対の国民の皆さんからの声が上がっていたという状況下で予備費を支出して国葬を行ったということは、やはり財政民主主義に反するおそれが強かったというふうに言えるのではないのでしょうか。

○原宏政府参考人 お答え申し上げます。

内閣総理大臣経験者の葬儀に係る経費につきましては、当然のことながら想定し得るものではないことでございますので、従来より、案件ごとに予備費の使用によって対応してきたところでございます。今回も、八月二十六日に予備費の支出に関する閣議決定を行ったところでございます。

憲法及び財政法の規定に基づき、予見し難い予算の不足に充てるため、内閣の責任で予備費を支出することができることとされておりまして、財政民主主義に反するという指摘は当たらないものと考え

えております。

○岩谷委員 反しないと考えるということですけれども、適切か適切ではなかったのかと言われれば、私はやはり適切ではなかったというふうには思います。

ちよつと質問の順番を入れ替えさせていただきますけれども、結局、今回の国葬に対して多くの反対意見があったのは、やはり基準や手続が不十分であったということから、いろいろな説明が後づけ的に感じられて、納得できないというふうに思われた方が多かったのではないかとこのように思います。

この点、私も日本維新の会では、独自に国葬儀について法案を提出させていただきました。私どもの法案では、国葬儀を行う場合には、基準を設けた上で、理由や費用の見込みなどについて国会の承認を得ることとされております。また、国葬儀を行った場合は、参列者数であるとか費用等について、その内容を国会に報告することとされております。

我々維新の法案のように、国葬儀を行うに際しては、一定の基準を設けた上で、国会の承認や報告を必要とするというふうになっておりますけれども、この内容についてどのようにお考えになりますか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方につきましては、その時々内閣において、様々な事情を総合的に勘案をし、その都度、ふさわしい形を判断するものと考えています。

その上で、総理が七月十四日に安倍元総理の国葬儀を執り行うことを表明して以降、総理や私から、国会や記者会見等の場を通じて、国葬儀を執り行うこととした理由や意義などについて繰り返し丁寧に説明をしてきたところであります。

国葬儀に要する経費につきましては、八月二十六日に予備費で支出することを決定した式典関係の経費に加えて、九月六日にはその時点における警備、接遇、儀仗に係る経費の見込みを公表する

とともに、衆参議院運営委員会で説明をしました。さらに、国葬儀終了後の十月十四日には、国葬儀の経費の全体像を示すための速報値を公表をし、衆議院予算委員会理事會、参議院予算委員会理事懇談会において説明をいたしました。

参列者数につきましては、国葬儀当日に速報値をお示しした上で、十月十四日に経費の速報値と併せて確定値を公表し、衆議院予算委員会理事會、参議院予算委員会理事懇談会で説明をいたしました。

政府としては、理由や意義、経費や参列者について丁寧に説明してきたと考えていますが、先ほど申し上げましたとおり、国民の皆様や各党各会派から様々な御意見、御批判をいただいたことを真摯に受け止め、今後、国会との関係など、どのような手順を経るべきなのかについて、幅広い有識者の方々から御意見を聴取をし、論点整理を行っていくことであります。

政府のお示しをする整理を素材として、与党はもちろん、国会においても党派を超えて御議論をいただければと考えております。

○岩谷委員 ありがとうございます。

説明もしたし、報告等も行ったというお答えだと思いますが、やはり事前にルールがしつかりとあればこまでの批判は起こらなかったと思いたすので、我々の法案についても、是非、各党各会派の皆さん、議論をいただければありがたいなというふうに思っております。

ちよつと念のための確認なんですけれども、十月五日、代表質問に対して総理が、今後、内閣総理大臣経験者の国葬儀の実施については、中略、一定のルールを設けることを目指しますと御答弁をされておられますが、これは、あえて内閣総理大臣経験者の国葬儀についてはと限定した表現をされたのは、総理大臣経験者以外は国葬儀の対象にならないというお考えなのか。そうでないならば、答弁のとおりだと、総理大臣経験者以外の国葬についてはルールを設けることは目指さないというお考えなのか。念のため確認をさせていただきます。

きたいと思えます。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。国の儀式としての国葬儀には皇室典範で定められた大喪の礼がありますが、戦後実施をされた閣議決定に基づく国葬儀は、吉田元総理、安倍元総理の二例であることから、内閣総理大臣経験者の国葬儀について検討を行うこととしたものであります。

○岩谷委員 私は、総理経験者だけではなくて、あるいは民間の方でも国葬の対象になるような方がいても当然だと思いますので、もし政治家だけが国葬の対象なんだというような考えが無意識の中にありとすれば、やはり認識を変えていただきたい、対象の範囲も含めて広く御検討をいただきたいというふうに思います。

それと、今回の国葬儀、私も参列していただきましたけれども、その中身も、本当に国葬儀と呼ぶにふさわしい中身だったのか、少し疑問があります。

天皇皇后両陛下の使者の方であるとか、皇族方に御臨席いただいたり、あるいは儀仗隊の弔砲であるとか音楽隊による奏楽など、確かに国葬儀と呼ぶにふさわしいような内容もあったものの、一方で、海外から多数賓客がお見えの中で、あれは恐らく武道館の備付けの椅子だと思っただけで、非常に簡素な椅子に長時間お座りいただいたこととか、また、全員が献花するような形だったためか、あるいは警護上の問題もあったかもしれませんけれども、三時間、四時間あるのは五時間とか会場で待った方もいらっしやる。

さらには、献花した方から順番に退席されるという形だったために、聞くところによると、最後、岸田総理以下葬儀委員の皆さんと、それから御遺族の皆さん、本当に少数だけが残られてひつぎをお見送りされたというようなことも聞いておりまして、本当にその内容として、国葬儀としてふさわしいものだったのか、少し疑問を感じたところであります。

私は、今後、国葬儀の手続等を検証するという

ふうに聞いておりますけれども、手続だけじゃなくて、やはりその内容とか中身の部分についてまで検証するべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○原(宏) 政府参考人 お答えいたします。

内閣総理大臣経験者の国葬儀につきましては、その内容や費用等についてあらかじめ決められたものはございません。実施に当たりまして、その都度、その葬儀にふさわしいものとなるように検討されることとなると考えております。

いずれにいたしまして、今後、幅広い有識者の方々から御意見を伺う中で、そのような点についての御意見があれば整理をさせていただくということになると思います。

それから、前例でいろいろなことが積み重なってきておりましたのであのような形になっているという面もあるかと思いますが、いずれにいたしまして、与党はもちろん、国会においても党派を超えて御議論いただき、国民各層の幅広い御理解を得ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩谷委員 今、前例というお言葉も出ましたけれども、私は、先例とか前例に従ったからよいというわけではないと思いますので、是非、内容の検証というところも要望させていただきたいと思

います。

官房長官、御退席いただきまして結構です。ありがとうございました。

続きまして、関連しまして、要人警護の問題につきましてお伺いしたいと思います。

今回、安倍元総理への銃撃につきまして、例えば現場の警備とかあるいは警護計画のチェックについて問題があったんじゃないかという批判がたくさん出ているわけですが、私は、そもそもその前に、日本の警護の体制というものがしっかりとした体制になっていたのか、あるいは、その裏づけとなる予算がしっかりとつけられていたの

かというところが大いに疑問を持っているわけでございます。十分な予算もつけられず、政治家の命を身を挺して守れと言われても、警察の皆さんも困るという話だと思うんですね。

そういったところを議論させていただきたいと思うんですが、まずは、政治の側で考えなきゃいけない問題として、警察の警護に政治家のサイドがもっと協力していかなきゃいけないんじゃないかということなんです。

政治家というのは、どうしても、有権者の皆さんにいわゆるスキンシップ、握手等をしたとか、なるべく近くで演説をしたいとか、あるいは、物々しい警護で遠い存在のように思われたくない、身近な存在を演出したいとか、そういった思いがあるのは私もよく分かりますけれども、一方で、そうすると警護が難しくなるという、ある意味でジレンマがあるわけです。

ゆえに、警護を行うに当たっては、警護される側、政治家側が協力ということをしていくことが非常に重要なわけですが、まず、どのようにして政治家サイドに協力を求めているのかということ、もし協力を得るに当たって何か課題となっているようなことがあれば教えていただきたいと思

います。

それから、今回も、安倍元総理の背後が交通規制がしかれていなかったことが問題だということ

も、何でもこんなところで車を止めるんやとか、そういったクレームが来ればやはり萎縮してしまうわけで、日頃から、警護のための交通規制等も必要なんだということを、国民の皆さんの理解を得ていく必要があると思います。

こういった国民の皆様の理解あるいは協力を得られるように、情報発信など、どのように取組を行っているか、お答えいただければと思います。

○谷国務大臣 警護対象者の安全の確保は、御指摘のように、警察のみで達成できるものではなく、警護対象者及びその関係者の理解と協力を得

た上で警護を実施することが不可欠だと思っております。安倍総理の事件を受けて、今まで以上に、この点については理解と協力を得るように、警察としてもしっかりと取り組んでいく必要があるかと思

います。

特に、例えば選挙の場合に、やはり警護対象者の思いと、それを警護する警察のあれをよくすり合わせるのが大事だと思います。警護対象者直近への警護員の配置や装備資機材の配置、設置などにつきましては、警護対象者及びその関係者に対して説明を尽くし、その理解と協力を得る必要があるものと認識しているところであります。

また、大規模な警護に伴う交通規制については、事前にホームページ、ラジオ等の各種媒体を活用した広報活動を行い、幅広く国民の理解と協力を得られるよう努めているところでございますけれども、今後とも、そのところはしっかりと国民の理解を得るように頑張っていきたいと思っております。

○岩谷委員 ありがとうございます。

本日に、今回、このことを受けて、我々政治家サイドが意識を変えて警護にしっかりと協力していくというふうに、大臣も是非、政治家として、そういったことを周知をしていただきたいと思

います。

また、本委員会の委員の皆様にも、各党各会派で御議論いただければというふうに思っております。

続きまして、今回の被疑者というのは、事前に旧統一教会への批判をネット上に投稿していたり、三年前にも教団幹部の殺害を示唆するような内容をツイッターに投稿していたというふうに報道されております。

こういった犯罪に発展するおそれがあるネット上等の投稿を事前に把握して要人警護に活用するということも非常に大事なことだと思いますが、警察庁として、こういったネット上の投稿に関する情報収集等どのように行われているか、お伺いしたいと思

います。

また、一方で、ネット上の情報というのは本当に膨大でして、プライバシー保護や通信の秘密との兼ね合いもあってなかなか限界があるというわけでありまして、そうした限界がある中で、もししっかりと情報収集を行っていくためには、ネットの事業者の方であるとか、あるいは広く国民の皆様から情報提供をいただくことが不可欠だと考えますが、こういった事業者や国民の皆様

の協力をどのように求めているか、教えていただければと思います。

○原(和) 政府参考人 お答えを申し上げます。

近年、特定のテロ組織等と関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に触発され違法行為を取行

と認識をいたしております。警察におきましては、今般の警護の検証及び見直しを踏まえ、要人警護に万全を期すべく、インターネット上の情報を含め、様々な情報収集活動を強化しているところでござ

います。

また、御指摘のとおり、インターネット上の情報は膨大である、まさに御指摘のとおりでございます。警察といたしましては、警護対象者の安全確保のため、今後も法令に基づき必要な情報収集に鋭意取り組んでまいりたいと思

います。

また、警護の万全を期すに当たりまして、警護の現場で警護員が取る様々な措置について国民の皆様

の理解と協力を得ることが不可欠であることはもとより、御指摘のとおり、インターネット事業者や国民の皆様からの情報提供を得ることも重要であると認識をいたしております。

警察といたしましては、警護について今後更に国民等から理解と協力が得られますよう、積極的かつ適切な情報発信等を行ってまいります。

○岩谷委員 ありがとうございます。

今回、幾つかの国の警護体制につきまして調べてみましたけれども、大変驚きました。例えば、有名なアメリカのシークレットサービスですが、人員として六千人以上、それから予算が一年間で約二十七億ドルということで、今のレー

でいうと約四千億円の予算を持っている。さらには、フランスでも千二百六十人の人員とか、韓国でも六百人以上の人員という中で、日本では、言われていることは、今まで、警視庁SPで二百人前後とか、予算は数百万円だったというふうに言われております。

今回、警察庁の方では、要人の警護、警備を強化するための費用として、来年度当初予算の概算要求に約二十二億五千七百万円を計上したというふうに報道がなされておりますが、これは大幅な増額だとは思いうんですけれども、一方で、単純に比較はできないんですけれども、今申し上げたとおり、アメリカのシークレットサービスは予算規模が年間約四千億円です。増やしても日本はまだ二十数億円というレベルということで、二百倍近くも違うわけですね。

当然、リスク対策にはコストがかかるわけですから、さらに、どんな今巧妙化していて、例えばドローンによる襲撃とかも懸念されているわけなんです。やはり、我が国の民主主義を守るために、警察の皆さんにしっかりとくださいと言っただけではなくて、政治の側がむしろしっかりと予算をつけて体制を拡充させていくという必要があると思えますけれども、大臣、この点、どのようにお考えになりますか。

○谷国務大臣 お答えします。

アメリカのシークレットサービスのお話がございました。なかなか、諸外国のそういう警備あるいは公安関係との比較というのは大変難しいものがあります。人件費は入っているのかどうかとか様々な問題がございますが、いずれにいたしましても、今回の安倍元総理の重大な結果を踏まえまして、警護の強化に向けた見直しを確実に行うためには、体制をまず強化しなければなりません、また、装備資機材の充実等にも取り組まなければなりません。これは不可欠だというふうに認識しております。

その中で、新たな警護要則に基づく取組を着実にするために、体制の構築については喫緊の課題

であることから、来週には、十一月一日付で警察庁に警備第二課を新設し、警護を担当する体制を大幅に拡充することとしており、この新たな体制の下で警護に万全を期するよう警察庁を指導してまいりたいと思えます。

また、言われるように、警護の在り方というのは、様々な、新しい、ドローンであるとか、そういう危機に対処するための資機材も必要でございますので、警護に関する装備資機材の情報収集、開発、導入、これに努めることとしてまいりたいと思えます。

また、警護に関する教養訓練、いわゆるプロとしての資質向上、これも大変大事なことでございますので、実践的教養訓練を受けることができるようにしたほか、銃声のみならず不審な物音を感じた際の瞬時の回避措置を含む高度な教養訓練を行うこととしていところでございます。

来年度予算概算要求におきまして、警護への先端技術の導入、銃器による攻撃から警護対象者を守るための装備資機材の整備等のため、御指摘のように二十二億五千七百万円を計上しているところでございますが、しっかりとこれらの充実に努めてまいりたいと思えます。

○岩谷委員 予算確保に向けまして大臣の御尽力をお願いいたしまして、時間になりましたので、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○藤井委員長代理 次に、山岸一生君。

○山岸委員 立憲民主党の山岸一生です。

午前中、最後のバッテリーになります。お疲れかと思えますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、岸田政権政務三役と旧統一教会との関係、お尋ねをしていきたいと思います。

つい先ほど、塩川議員とのやり取りの中で、木原官房副長官から、推薦状の受領があった、こういうふうな御答弁もございました。山際大臣がお辞めになった後も、次から次へと新しい事実が

出てくるという状況でございます。

官房長官にお伺いしていきたいのでございますけれども、まず初めに、こうした新しい事実、自民党さんの点検には含まれていない、推薦確認書の提示やあるいは署名、さらには推薦状の受領、あるいは少額であってもパーティー券の購入と、少なくとも四つぐらいあるわけでございますけれども、松野長官御自身は、以上のような具体的な事実、御自身に関してはあるかないか、お答えいただけますでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

先生から御指摘があった団体との関係は、私は特段ございません。

○山岸委員 特段ないということなんですが、四点、私は申し上げました。確認書の提示や署名、推薦状の受領、パーティー券少額の購入。特に、先ほど木原副長官は、推薦状は一千通以上あるものを丹念にお調べになって受領があったことが分かったというふうなことも報告されていましたが、松野長官は、お調べになった上で、ないということがおっしゃれますか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。当該事案に対しまして、事務所等にも確認をさせた上で、特段の関係はないということでございます。

○山岸委員 事務所に聞いて特段の関係はないということだったんですが、じゃ、個別具体的に、こうした事実、例えば、特に、推薦状を一方的に送ってきたというふうなケースが先ほど木原副長官からはありましたけれども、こうしたケースだと、なかなか、単に長官が事務所に何かあったと聞いて何もないということでは、明らかになっていないようなケースかと思えますけれども、こうした一つ一つのもの、ないということが言えますか。

○松野国務大臣 事実関係については、これは私の知り得る限りということであるかと思えますが、私の意識では、ないということでございます。

○山岸委員 まさに、これまで知り得る限りでそれぞれ説明をされてきて、そのたびに、今は知らなかったけれども後から分かったということが何度何度も出てきて、この議論を繰り返しているわけなんです。

なので、松野長官ですら、知り得る限りがないという御答弁で、これだけ問題になっている個別具体のことについて、ないということをおっしゃれないということなので、やはりこれは自民党さんの点検とは一線を画して、岸田政権として、政務三役については、改めて、今既に具体的に四つ出ているわけでございます、確認書の提示や署名、推薦状の受領、そして二十万円以下の少額のパーティー券の購入、こうしたものに関して個別具体的に、政務三役、調査、確認を行うべきではありませんか、官房長官。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

まず、私個人に関する点でございますが、この知り得る限りという表現が、どういった捉え方をするかというのは幅がある表現なのかもしれないませんが、事務所等で確認をし、また、私が政治活動をもう随分長くやらせていただいておりますけれども、その中の意識として関係がないということでございますので、加えさせていただきますと思います。

そして、政府の政務三役等への調査はどうかという御質問でございますが、政府における旧統一教会との関係につきましては、これまで申し上げてきましたとおり、各閣僚等がそれぞれが、旧統一教会との過去の関係を調査、説明をし、新たな接点が判明した場合には、その都度追加的に報告、説明を行い、今後は関係を持たないことを徹底をするという方針にしております。

引き続き、この方針に沿って、適切に対応していく考えであります。

○山岸委員 長官、真摯に御答弁いただいていると思うんですが、そういつた中で、意識としてはないということを今もおっしゃったわけでございます、そういうふうに主観で、あるかないか、

覚えていかどうかということをやっていくと、次から次へと新しいものが出ていって、切りがないことを繰り返してきたわけなので、こはファクトを調査すべきだ、こういった推薦状がしつかり残っているのかとか、事務所の記録がないのか、こういう事実をきちんと調べるべきだということ、この間、御提案をしてきたわけでございますが、残念ながら、調査に関しては現時点では決断いただけないということでございますので、委員長、この確認書の提示と署名、さらに、推薦状の受領、また、少額のパーティー券の購入入というについては、委員会として、岸田政権に調査をするように求めているだいたいと思っております、理事会で御協議をお願いいたします。 ○藤井委員長代理 理事会で協議いたします。 ○山岸委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 さて、続きまして、山際大臣の月曜日の辞任について伺いたいと思いますので、ござい	これは、私が野党だからではないと思うんですね。多分、与党の、自民党の先生方も、この間、どうなっているのかな、こういう疑問をお持ちなんじゃないかと思えます。我々国会議員ですら分からないんですから、国民の皆様にとつてはなおさら見えない状況になっているわけで、そうなれば、例えば経済、マーケットに対しても、様々な意思決定の予測可能性という点からも不安定材料になってくるわけで、今日はあえてこの点を徹底的に解明していきたいと思えます。 まず、お手元、資料をお配りしておりますけれども、山際大臣がお辞めになった、辞表を提出をした二十四日月曜日、当日の流れということを書いております。 この日、参議院の予算委員会が行われておりまして、午後二時の時点で岸田総理は、山際大臣、替えませんかという質問があったのに対して、昼、報道につき聞きましたが、そういったことは全くありませんと全否定をしていらつしやるわけです。そのまま四時十四分まで総理は国会に出席をしておられました。 ですが、この後、午後五時に総理は自民党役員会を急遽欠席をされて、午後五時四十五分には予定していた経済財政諮問会議が中止になるということでございますから、この時点では、もう更迭の腹を決めていたんだらうということが容易に想像されるわけでございます。 四時までは辞めさせる気はなかったのに、五時になったら辞めてもらう。朝令暮改という言葉がありますけれども、もうそれを通して暮令暮改と言うほかにないんじゃないかなと。非常にばたばたな決め方になっているわけなのでござい	○松野国務大臣 山岸先生にお答えをさせていただきます。 まず、私が山際前大臣に辞任を促したという事実はございません。 山際前大臣の辞任につきましては、二十四日の予算委員会終了後、山際大臣から総理に対して辞意を表明したい旨の意向が示され、総理から指示を受けまして、私は総理と山際大臣の面会を調整をしたということでございます。そして、二十四日の夜、総理と山際大臣が面会をし、山際大臣から辞表とともに辞任の申出があり、総理がこれを了としたものであるということでございます。 〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕 ○山岸委員 アポイントの調整をしただけというお話ですが、ということとは、じゃ、総理と山際大臣は何の了解もなく、落としどころもなく、何の前提もなく面会をした、そのアポイントの調整をしたにすぎないということをおっしゃっているんでしょうか。 既に報道でも出ておりますので申し上げますが、産経新聞十月二十六日朝刊、参議院予算委員会が終了した二十四日午後、松野官房長官が山際氏を東京赤坂の衆議院宿舎に呼び出し、首相の意向を伝えた。この意向というのは、辞めてほしいという意向を伝えたということではないんですか。 ○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、山際大臣から総理に対して辞意を表明したい旨の意向がございました。それを受けてということでございます。 ○山岸委員 山際大臣から辞表を提出したいという意向を受けて、松野長官が山際さんに面会になって、面談時間等を調整したということなんですか。 ○松野国務大臣 先ほど答弁させていただきましたとおり、辞意の意向に関しては、山際前大臣、当時は大臣でありますけれども、それから岸田総理の方に会ったわけでありますが、当然のことながら、その後の事務処理、進め方についてござい	いますので、そのことについて私が調整をしたということでございます。 ○山岸委員 ちよつとよく、やはり長官の動きがさっぱり分からないので。単に日程調整していきすという、メッセンジャーボーイをしていますというだけであれば、やはり官房長官の職というのはそれでいいんだろうかというのは、私は大いに疑問に思うわけなのでございます。 単にアポイントの調整をするだけだったら事務方がやればいいわけであって、閣僚、まさに内閣の要である官房長官が単につないでただけですという話であれば、私、それは、やはり長官職として、申し訳ないけれども、機能していないんじゃないか。となると、やはり総理官邸が今機能不全になっているということではないだろうかというふうに、ちよつと疑問にこは思わざるを得ないわけなのでございます。 二十四日の山際大臣との面談に關してもうちよつとお聞きしたいんですけども、日経新聞、こう書いています。二十四日の参議院予算委員会の後、政府高官は山際氏を呼び出し、申し訳ないが、自分から辞任を申し出てほしいと頭を下げたところありますが、この政府高官は松野官房長官のことでしょうか。 ○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。当該報道による政府高官というのが誰を指しているかについては、私は承知をしております。申し上げる立場にございません。 その上で、大臣、国務大臣が自分の職に關しての進退を判断するというのは極めて重要なことでございまして、御本人がその進退に關して判断をしたということでございますし、これももう先生御案内のとおりでございますけれども、人事に關しては、任免に關しては総理大臣の専権事項でございます。大変重い判断は、これは総理にしかできない御判断でございますので、総理が山際前大臣の辞意を受けて、総理の御判断は了としたという流れでございます。 ○山岸委員 長官おっしゃるように、閣僚の辞
覚えているかどうかということをやっていくと、次から次へと新しいものが出ていって、切りがないことを繰り返してきたわけなので、こはファクトを調査すべきだ、こういった推薦状がしつかり残っているのかとか、事務所の記録がないのか、こういう事実をきちんと調べるべきだということ、この間、御提案をしてきたわけでございますが、残念ながら、調査に関しては現時点では決断いただけないということでございますので、委員長、この確認書の提示と署名、さらに、推薦状の受領、また、少額のパーティー券の購入入というについては、委員会として、岸田政権に調査をするように求めているだいたいと思っております、理事会で御協議をお願いいたします。 ○藤井委員長代理 理事会で協議いたします。 ○山岸委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 さて、続きまして、山際大臣の月曜日の辞任について伺いたいと思いますので、ござい	これは、私が野党だからではないと思うんですね。多分、与党の、自民党の先生方も、この間、どうなっているのかな、こういう疑問をお持ちなんじゃないかと思えます。我々国会議員ですら分からないんですから、国民の皆様にとつてはなおさら見えない状況になっているわけで、そうなれば、例えば経済、マーケットに対しても、様々な意思決定の予測可能性という点からも不安定材料になってくるわけで、今日はあえてこの点を徹底的に解明していきたいと思えます。 まず、お手元、資料をお配りしておりますけれども、山際大臣がお辞めになった、辞表を提出をした二十四日月曜日、当日の流れということを書いております。 この日、参議院の予算委員会が行われておりまして、午後二時の時点で岸田総理は、山際大臣、替えませんかという質問があったのに対して、昼、報道につき聞きましたが、そういったことは全くありませんと全否定をしていらつしやるわけです。そのまま四時十四分まで総理は国会に出席をしておられました。 ですが、この後、午後五時に総理は自民党役員会を急遽欠席をされて、午後五時四十五分には予定していた経済財政諮問会議が中止になるということでございますから、この時点では、もう更迭の腹を決めていたんだらうということが容易に想像されるわけでございます。 四時までは辞めさせる気はなかったのに、五時になったら辞めてもらう。朝令暮改という言葉がありますけれども、もうそれを通して暮令暮改と言うほかにないんじゃないかなと。非常にばたばたな決め方になっているわけなのでござい	○松野国務大臣 山岸先生にお答えをさせていただきます。 まず、私が山際前大臣に辞任を促したという事実はございません。 山際前大臣の辞任につきましては、二十四日の予算委員会終了後、山際大臣から総理に対して辞意を表明したい旨の意向が示され、総理から指示を受けまして、私は総理と山際大臣の面会を調整をしたということでございます。そして、二十四日の夜、総理と山際大臣が面会をし、山際大臣から辞表とともに辞任の申出があり、総理がこれを了としたものであるということでございます。 〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕 ○山岸委員 アポイントの調整をしただけというお話ですが、ということとは、じゃ、総理と山際大臣は何の了解もなく、落としどころもなく、何の前提もなく面会をした、そのアポイントの調整をしたにすぎないということをおっしゃっているんでしょうか。 既に報道でも出ておりますので申し上げますが、産経新聞十月二十六日朝刊、参議院予算委員会が終了した二十四日午後、松野官房長官が山際氏を東京赤坂の衆議院宿舎に呼び出し、首相の意向を伝えた。この意向というのは、辞めてほしいという意向を伝えたということではないんですか。 ○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、山際大臣から総理に対して辞意を表明したい旨の意向がございました。それを受けてということでございます。 ○山岸委員 山際大臣から辞表を提出したいという意向を受けて、松野長官が山際さんに面会になって、面談時間等を調整したということなんですか。 ○松野国務大臣 先ほど答弁させていただきましたとおり、辞意の意向に関しては、山際前大臣、当時は大臣でありますけれども、それから岸田総理の方に会ったわけでありますが、当然のことながら、その後の事務処理、進め方についてござい	いますので、そのことについて私が調整をしたということでございます。 ○山岸委員 ちよつとよく、やはり長官の動きがさっぱり分からないので。単に日程調整していきすという、メッセンジャーボーイをしていますというだけであれば、やはり官房長官の職というのはそれでいいんだろうかというのは、私は大いに疑問に思うわけなのでございます。 単にアポイントの調整をするだけだったら事務方がやればいいわけであって、閣僚、まさに内閣の要である官房長官が単につないでただけですという話であれば、私、それは、やはり長官職として、申し訳ないけれども、機能していないんじゃないか。となると、やはり総理官邸が今機能不全になっているということではないだろうかというふうに、ちよつと疑問にこは思わざるを得ないわけなのでございます。 二十四日の山際大臣との面談に關してもうちよつとお聞きしたいんですけども、日経新聞、こう書いています。二十四日の参議院予算委員会の後、政府高官は山際氏を呼び出し、申し訳ないが、自分から辞任を申し出てほしいと頭を下げたところありますが、この政府高官は松野官房長官のことでしょうか。 ○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。当該報道による政府高官というのが誰を指しているかについては、私は承知をしております。申し上げる立場にございません。 その上で、大臣、国務大臣が自分の職に關しての進退を判断するというのは極めて重要なことでございまして、御本人がその進退に關して判断をしたということでございますし、これももう先生御案内のとおりでございますけれども、人事に關しては、任免に關しては総理大臣の専権事項でございます。大変重い判断は、これは総理にしかできない御判断でございますので、総理が山際前大臣の辞意を受けて、総理の御判断は了としたという流れでございます。 ○山岸委員 長官おっしゃるように、閣僚の辞

任、非常に重たいことですし、総理の専権事項、それもおっしゃるとおりなんです。だけれども、今回の辞任というのは非常にイレギュラーな事態だから、あえて詳しくお尋ねしているんです。

僅か一時間の間に、四時から五時までの間に急遽辞任が決まる、こうした出来事。さらには、その後の後任の指名を含めても大きな混乱をもたらしているわけで、私も元々長らく政治記者をやっ

全般にわたる様々なことを相談するということは、これも当然のことでございます。後藤大臣の任命につきましては、先ほども申し上げましたとおり、総理がその専権事項として任命をしたところでございます。

裁判官訴追委員会の委員につきましては、後藤茂之委員の辞職等の手続が進められているものと認識をしておりますが、いずれにしても、政府としては、国会対応を含め、今後とも与党とし

りとの連携をしていきたいと考えております。

○山岸委員 しっかりと連携できていないのではな

いかということをお聞きしているもので、そこは

認めいただきたいかなというふうに思います。また、もう一個、連携不足、具体的に御指摘

たいと思うんですが、経済財政諮問会議が、月曜日、突然中止になりました、先ほど申し上げ

とはこれまでもあったわけですが、その都度調整して開催を続けてきたわけであって、重要な会議なわけですから、そういう調整すらなしに突然中止する、私はこれは政権のガバナンスが非常に危険水域ではないかと正直思います。

山際氏が辞めたから一件落着くということではな

くて、むしろ、この辞任のプロセスを通じて、岸田政権、岸田官邸の機能不全があらわになった、

ひいき目に言っても、あらわになりつつある、こ

う捉えざるを得ないわけでございます。ここは

松野長官にはしっかりとリーダーシップを求めて

きたいし、それを果たせないというのであれば、

官房長官御自身もよくお考えになる必要があ

るのではないかと思います。

時間が限られていますから、次へ参ります。

官房長官は、ここまでで結構でございます。あ

りがとうございます。

今日は、多くの副大臣、政務官の皆さん、お忙

しい中お運びをいただいております。私からは、

四人の副大臣、政務官の皆さんに対しては同じ質

問を順にお答えいただきたいというふうに思っ

ております。

をしたこともありませ。また、推薦書について

も受け取っております。また、関連団体による

パーティーの購入もございません。

○中野大臣政務官 お答えさせていただきます。

旧統一教会や関連団体の推薦確認書並びに協

定書は交わしたことがございません。また、推薦

書につきましても、いただいたことはございま

せん。また、旧統一教会や関係団体にパーティー

券を購入をしていたいたということもございま

せん。

以上でございます。(山岸委員「推薦確認書の提

示は」と呼ぶ)推薦確認書の提示もいただい

ておりませ。

○尾崎大臣政務官 お答えいたします。

確認書の提示を受けたことも、署名したことも

二

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

○大西委員長 そのようにいたします。理事会で協議をいたします。

○山岸委員 委員長、踏み込んだ御決断、ありがとうございます。御協議をお願いをいたしたいと思います。

大串副大臣、続けて、先日の御答弁からの引用になりますけれども、パーティー券の購入について、こうおっしゃっているんですね。少額のもの、これは、正直言いますと、一つ公開し出すとほとんどみんな公開しなければならなくなる可能性もあると思いますので、自民党の判断で、私は多額ではなかったので名前がなかった、こうおっしゃっているんですが、これは、少額ならば皆さん買ってもらっているということは大串副大臣は同僚議員から耳にしているということか。

○大串副大臣 それはちよつと誤解が、私の言葉足らずだったと思います。

基本的には、私のパーティー券を買っていただいている方でも、名前を出してほしくないという方がいらつしやると思います。相手方があることです。全部出せと言われると、私の、二万円ずつ買ってもらった人全て出すことになることを私は危惧したわけでございまして、今回は、ただ、非常に関心が高いということでありましたので、地元のメディアに対して、そういう事実があったことをお伝えしたということでございます。

○山岸委員 じゃ、続けてお伺いいたしますけれども、ボランティア等の支援は受けていないとおっしゃっているのでもうございまして、ただ、政策協定、推薦確認書を取り交わしたときの窓口の方というのは熱心に応援をさせていただいている方だと思うのでございまして、この方が選挙の直前に集会を開いてくださったわけなんです。確かに選挙の期間中ではないと思いますが、もう選挙が間近な時期で、様々な地盤培養行為を、立候補準備行為をされているという状況の中なわけですので、この集会開催である

か、その場でみんなで応援していこうというふうなことというのは、選挙におけるボランティア支援には当たらないということで報告されなかったということなんでしょうか。

○大串副大臣 そのときは一般的な国政報告会ということで開催いたしましたので、その参加していただいている方に対しては政策を伝えるということでございますので、ボランティアとは認識をしております。

○山岸委員 ただ、これはもう衆議院の公示の二週間前とかでございまして、公選法上認められている行為として、ある程度の立候補準備行為はできるわけございまして、例えば、選挙はがきなどを書いてくれる方を探すというふうなことはこの段階でもやっております可能性はあると思うんですが、こういった国政報告会の場で、はがきをお配りしたりとか、そういうふうな応援の依頼というのはしていなかったんでしょうか。

○大串副大臣 はい、一切行っておりません。

○山岸委員 真摯な御答弁、ありがとうございます。

大串副大臣、説明は、説明姿勢は非常に丁寧だなと思うんですが、正直にお話しになればなるほど、非常に際限のない関係性が明らかになっていくわけで、消費者政策の担当大臣として、果たしてその任に当たることがふさわしいのかということとを我々は厳しくただしていかなければいけないと思います。

ありがとうございます。御退席いただいて結構でございます。

済みません、高市大臣、お待たせしまして申し訳ありません。残り少なくなりましたけれども、残った時間で、重要土地規制の問題、議論をさせていきたいと思います。

私、八月に長崎県の対馬に行つてまいりました。この内閣委員会の派遣に入っていたと思いますが、やはり現場を見ることは大事だと改めて思いました。というのが、東京でメディア等で聞く

のとは違って、率直に言うと、拍子抜けをしたという感想もございました。

やはり、聞いていますと、自衛隊施設が韓国のホテルに周りを囲まれて本当に大変だというふうなところで聞いておつたところが、確かに宿泊施設はありましたけれども、平家や二階建ての、民宿というのがふさわしいような表現だと思いますし、そもそもコロナ禍で営業していなかったということもございました。

もちろん、そこで働いている自衛隊の皆さんからしたら、目の前で外国人の観光客が昼間からパーベキューしているというふうな景色が好ましいかどうかといえば、気持ちはいうれしくないとは思いますが、ただ、それがいわゆる国防上の、安全保障上の危機かという、事はそう単純ではないんだらうと私は思いました。

やはり、こうした安全保障の問題というのは、必要以上に脅威をおおつて強い規制をつくるということは決して好ましくない。なぜならば、そうした強過ぎる規制というのは、国民に不安を招き、国民生活に不便をもたらす、政府に対する不信を招くからでございます。結果的に、規制の信頼性、実効性を損なうことにもなりかねない。なので、冷静な議論を通じて必要十分な規制をつくっていくということが大事で、だからこそ、我々国会によるチェックが大事だということを改めて思った次第でございます。

そこで、今回、十月に第一弾の注視区域の指定が出てまいりました。特別注視区域と注視区域です。ね、十月に出てまいりまして、これをお伺いしていきたくのでございますけれども、今回、五十八か所の区域を指定すると。一覧表、お手元、資料二でおつけしておりますけれども、まず、ぱつと見て思うのが、地域的な偏りが非常に大きいなということでございます。

もちろん対馬が入っているわけなのでございますが、入っていない場所、沖縄、全く入っていないのでございます。なぜ除外したのかということ聞きましたらば、要は準備が整った場所から指

定します、こういう説明をされているわけなのでございますけれども、政府参考人にお聞きいたします。

初回の区域指定の考え方ということの中に、準備が整った地域と書いていらつしやいますけれども、では、逆に、整わなかった準備とは何を指していますか。

○三員政府参考人 お答え申し上げます。

準備の具体的な内容でございますけれども、実際に区域の指定を進めるに当たりますとは、個別の施設や離島ごとに、次のような準備を行っております。

まず、指定の事由、法や基本方針に対する要件の該当性の評価、次に、重要施設の敷地や国境離島等の区域の範囲の精査、三つ目といたしまして、区域の外縁についての詳細な検討、四つ目といたしまして、区域の内側の土地や建物の所在についての確認、公図の確認といったようなことをやらせていただいております。

これらの準備に要する期間は施設や離島ごとに異なりまして、作業量も膨大でございますので、準備が整ったものから実施するというふうに御説明させていただいたところでございます。

○山岸委員 敷地の範囲の確定なんというのは事務的にできる話であつて、それが間に合わないというの私は理由は地元の反対が少なくないやうなところから始めたという、そういうことじゃないでしょうか。やはり、安全保障上と言いますが、実務的にやりやすいところから指定していくということとで本来に法の役割が果たせるのか。恣意的、便宜的な選び方は決して好ましくないというふうに思います。

そこで、これから第二弾、第三弾と追加していくのか、いかなのか、現時点、分からないわけなのでございますけれども、あるいは当面これで打ち止めということもあるのかどうか。政府参考人、第二弾以降の区域指定の見通しに関して教えてください。

○三貝政府参考人 お答え申し上げます。

御質問でございますけれども、第一回目の区域指定の終了後、鋭意検討を進め、準備が整ったものから順次区域の指定を行っていく所存でございます。

○山岸委員 だから、それが年度内なのかとか来年度なのかとか、日程の見通しを説明してください。

○三貝政府参考人 第一回目の区域の指定でございますけれども、現在、年度内での区域の指定を目指しておりますのでございます。この区域の指定終了後、鋭意検討を進め、準備が整ったものから順次指定をしていく所存でございます。

○山岸委員 そうすると、じゃ、今回示した五十八の候補地以降の第二弾、第三弾については、当面は行わないということですか。

○三貝政府参考人 繰り返しで恐縮でございますけれども、第一回目の区域の指定が終了いたしましたら、鋭意検討を進めまして、準備が整ったものから順次指定をさせていただきたいと存じます。

○山岸委員 ちょっと曖昧な説明だな。こういう個人の土地所有、財産権に関わる非常に大きな制約を課す法律でありながら、その運用の見通しが示されないというのは非常に疑問がございますけれども、その上では是非一点お聞きしたいのが、人口密集地に関する指定でございます。

人口密集地に関しては、基本方針の中で、「指定しないことがある。」という説明になっていて、実際、今回、第一弾からは外れております。私の地元練馬にも大きな駐屯地が二つありまして、地元では不安の声というものもあるわけでございます。

今後どうなるのかということですね。第二弾、第三弾で追加されていくことがあるのか。それとも、人口密集地については当面はやらないということなのか。やはり、地域をいつまでも不安定な状況に置いていくのは決して好ましくないと思っています。

これは、基本方針で、やらないことがあると書いてあるだけなので、やるかやらないかは政治判断になりますから、高市大臣から御答弁をお願いしたいんですが、やらないならもう当面やらないというふうに明言いただきたいと思います。人口密集地、人口集中地区に関しては今後も指定しないかどうか、この見通しを教えてください。

○高市国務大臣 今委員おっしゃっていただいたとおり、基本方針には、「指定しないことがあり」という表現でございます。周囲に人口集中地区が形成されている施設等についても、法の要件や基本方針の内容に照らして評価を進めてまいります。

だから、指定される場合もあるということでございます。

○山岸委員 指定される場合もあるということでございます。是非、そこは丁寧な手続でもって進めていただきたいと思います。

ちょっと時間が迫っておりますから、はしょってまいりますけれども、次に、調査。これから重要注視区域を調査していくという、その具体的な進め方に関してなのでございますけれども、やはり、具体的な調査になりますと、当然、防衛省・自衛隊と連携をしていくということが実務的には欠かせなくなってくる。しかし、一方で、私は、自衛隊との連携に関しては、相当慎重な検討が必要じゃないかと思っております。

先ほど、対馬の分屯地の話を申し上げましたけれども、本当に必要最小限の人数で警戒監視任務に当たっていらっしゃる。こうした現場の皆さんが周辺の調査をするということは、二つの意味で考えられない。現場の負担という意味でも考えられないし、地域の皆さんからしても、制服組の皆さんが地図を持って、双眼鏡を持って町を歩いているというのは、やはりそれは不安を招く話であって、いずれの意味からあってもはならないと思いますので。

ここは高市大臣にお伺いしたいのでございますが、様々な観点から、自衛隊に調査の協力を求めることは抑制的であるべきだと思いますけれども、大臣の見解を伺います。

○高市国務大臣 九月十六日に閣議決定されました基本方針においても示しておりますが、重要土地等調査法に基づく土地利用状況調査は、内閣府において一元的に実施することによりいたします。

現地調査につきまして、防衛省などの重要施設などを所管する関係行政機関に関して、例えば現地の地理案内ですとか移動手段の提供などの御協力を要請することはございますが、あくまでも調査を行うのは内閣府でございます。

○山岸委員 あくまで道案内ということでございました。それは是非、抑制的な運用をお願いしたいというふうに思います。

最後のテーマでありますパブコメに関してでございます。

やはり、具体的な地域指定に際して、今回、パブコメを取らないという運用になっている。どういうことかとすると、つまり、お住まいの方、土地をお持ちの方からすれば、自分の土地が対象にひっかかるかどうかということは決まるまで分からないんですね。決定して、官報に告示されて初めて何丁目何番地ということが分かる、分かったときにはもう手遅れで意見も言えない、こういう運用になっているわけでございます。

パブコメの実施をしない理由は、政府参考人、手短にお願います、なぜ行わないのか。

○三貝政府参考人 お答え申し上げます。

注視区域や特別注視区域の指定につきまして、行政手続法の定めるパブリックコメントの適用除外規定に該当する行為であると考えられるため、パブリックコメントの対象とすることは考えられておりません。

○山岸委員 行政手続法の対象外ということなのでございますが、区域の指定というのは確かに対象外になっているんですが、実施をしているケースもあります。例えば国立公園、環境省は国立公園のエリアを広めたり狭めたり結構頻繁にやって

いるのでございますけれども、毎回パブコメをかけております。地域や近隣の方にきちんと説明するというためにパブコメがやはり有効だというふうな判断でございます。

実際に、法令には適用除外だけれども任意でやっておりますというパブコメ、私、総務省に聞きましたら、相当数あるのでございますね。もう時間がないから答弁はいただきませんけれども、法令に基づくパブコメは約一千件。一方で、任意のパブコメは五百数十件ある。すなわち、今、パブコメ全体の三分の一は任意でやっているということなんです。

だから、法令上の義務じゃありませんということとはやらない理由にならないわけでございます。これは是非、高市大臣にお伺いしたいのでございます、これも政治判断になりますから。

区域指定に際して、私はパブコメを行うべきだと思います。今回、第一弾は離島が多いから確かに関係人口は少ないですけども、これから本土の基地まで広がっていくときに利害関係者が大変出てまいりますので、こうした幅広い皆さんの理解を得るために区域指定のパブコメを行うべきではありませんか。

○高市国務大臣 この重要土地調査法に基づく区域指定は、我が国の安全保障のための措置でございます。ですから、土地等利用状況審議会の御意見を聞いた上で、国が責任を持って判断し、実施すべきだと考えております。

ですから、この審議会の御意見も聞きますし、それからまた、区域指定に先立ち、地理的狀況などの地域の状況を把握することも重要ですから、関係地方公共団体の御意見も伺います。また、住民や事業者の方から個別のお問合せがありましたら、コールセンターも設置いたします。

区域指定をパブリックコメントの対象とするということは考えておりません。

○山岸委員 二言目には皆さん安全保障とおっしゃるのでございますが、お住まいの方にとつては、自分の所有地の大きな権利の制約をもたらす

という意味では、安全保障のためだろうが、国立公園の環境保護のためだろうが、これは変わりがないわけでごさいますて、もう時間だから終わりますけれども、やはり大きな不利益変更をもたらす以上、しっかりと前もってパブコメを取って意見を聞くということが必要であるということは重ねてお願いをして、終わります。

ありがとうございます。

○大西委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○大西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、委員の皆さんにお願いを申し上げます。時間厳守で委員会の審議に御協力をいただきますと思います。

質疑を続行いたします。本庄知史君。

○本庄委員 立憲民主党、千葉八区、柏市、我孫子市です。本庄知史と申します。どうぞよろしく願います。

今日は、まず統一教会の問題から入りたいと思います。

松野長官にお伺いしたいと思います。

二〇一五年の八月に、下村大臣が、統一教会から世界平和統一家庭連合への名称変更を行う際の大臣でした。その後、馳大臣を挟んで、二〇一六年八月から一年間、松野長官は文科大臣に就任されています。当時、担当の大臣として、この旧統一教会の問題についてどのような御認識、あるいは御対応があったのでしょうか。御答弁をお願いします。

○松野国務大臣 本庄先生にお答えをさせていただきます。

旧統一教会については、同教会が文部大臣の所管となった平成八年以降、文部科学省は、旧統一教会の任意の協力を得て聴取を行い、民事裁判の

確定判決で指摘されている状況の解消などを重ねて強く求めてきたところであります。

私が文部科学大臣であった当時、旧統一教会から宗教法人法に基づく申請等はなく、特段の対応を要するようなことはありませんでしたが、また、当時、国と旧統一教会を被告とした訴訟が提起をされており、文部科学省では、無用な誤解を避けるため、旧統一教会に対する聴取を中断をしていたと承知をしています。

その上で、旧統一教会については、悪質商法に関する問題、親族の入信に起因する家族の困窮等の問題等、様々な問題が指摘をされていると承知をしており、このような状況を踏まえて、社会的に問題がある団体であると認識を持っています。

いずれにせよ、政府としては、旧統一教会に関して、相談体制の強化等による被害者の救済、消費者契約等の法制度の見直し等による再発の防止、宗教法人法に基づく報告徴収、質問権を通じて事実把握、実態解明、この三つについて並行して進める方針であり、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○本庄委員 今、文科大臣時代のお話について、非常に他人事のような御説明をされたと思います。

この問題は、今に始まったことではなくて、もう何十年來とわたって行われてきた霊感商法あるいは高額寄附、こういった犯罪まがいの反社会的行為が行われてきた、そういう団体の問題です。

歴代の文科大臣にも政治的な責任があると私は思います。今官房長官であるだけではなくて、この統一教会を所管していた大臣もしていた、その責任や自覚というものはお持ちでないのでしょうか。もう一度御答弁ください。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。文部省当時、また文部科学省であった時代を通じて、先ほども申し上げましたとおり、旧統一教会の任意の協力の下、聴取を行って、民事裁判の確定判決で指摘されている状況の解消などを重ねて強く求めてきたところであります。

その上において、先生から御指摘のあった問題に関しては、この問題は非常に憲法上の宗教の自由等の問題もあり、その中において、従来の判断の下で、文部科学省として、そういった任意の聴取等を進めてきたということでございます。

○本庄委員 その結果が今の状況だと思うんですね。

官房長官として、今政府で様々な責任を果たされていると思いますが、今日午前中の御答弁を聞いていても、政府の政務三役ですらこの教団との関係について調べない。これは、党と議員の関係とは違うんじゃないでしょうか。政府、公職、行政を預かるその責任者や副大臣、政務官の問題ですよ。これは、内閣を責任を持って管理している官房長官として、きちっと三役の調査をすべきだというふうに改めて申し上げておきたいと思っています。

これは会社だったら通用しませんよね。部長や課長が反社会団体と接点がありました、会社として調べません、部長、課長それぞれに聞いてください、考えられないことだと思っています。私は、この世の中の常識に反している今の政府あるいは党の対応が、国民の理解を得られていない、その原因じゃないかと思っています。

残念ながら、副大臣や政務官を一々この場にお呼びはしたくありません。しかし、政府として調べない、確認をしないということですから、やむを得ずお呼びをしております。

本原副長官、今日午前中、推薦書もらったというのですが、まずその前に、確認書について、署名はないということでしたが、提示もなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○木原内閣官房副長官 午前中も御答弁をさせていただきましたが、御指摘の推薦確認書についてですが、事務所の資料、また事務所スタッフへの聞き取りなどで確認をさせていただきました。その結果、そうした事実は確認されませんでした。提示もなかった、このように理解をしております。

○本庄委員 それでは、お認めになった推薦状、これは私でもすし、皆様方もそうだと思いますが、団体が推薦状を出すというのは、かなりの関係、信頼関係だと思いませんか。

先ほどの午前中の御答弁では、依頼はしていないが先方から推薦状が来たとなりました。ふだんおつき合いのないところから来るんでしょうか、推薦状。あり得ないですよね。日常的に接点や交流があったと思わざるを得ません。

この点について、シンポジウムとかイベントとかそういったもので、例えば一緒に会食をしたとか、例えば一緒に後援会活動をしたとか、そういった接点、これまでなかったんでしょうか。

○木原内閣官房副長官 午前中も申し上げましたが、毎回、選挙に当たりましたら、二百五十近い推薦書というものを様々な団体から頂戴をしております。申し上げましたように、推薦依頼をしていただくもの、そして自主的に持ちいただくもの、様々なものがございます。自主的に持ちいただくものについて、それぞれどういう関係の中でいただいていたかということ、それぞれ濃淡があるというふうに思っております。

今御指摘いただいたような、会食とかそういったようなものはなかったということでございますが、地域の中でそうした活動をされている方々、それは、地域の中におられる方々とおつき合いはあったということでございます。

○本庄委員 地域の活動や支援者の中にたまたま旧統一教会の方がいらつしやるということと、組織、団体として推薦状まで出すということは、全く次元の、話の違うことじゃないですかね。私は、それを一緒にしたにしてもらっちゃ困るというふうに思います。

そして、今、ないとおっしゃいましたけれども、それはもう確認されているんですね、きちつと。

そして、推薦状が出たということは、我々の常識からいえばお礼をいたします、電話か手紙か、やり方はいろいろありますが、こういった対応を

選挙の後されましたか。

○木原内閣官房副長官 私事務所では、事務所というか、選挙の際でありますけれども、推薦状をいただいた際には、そのいただいた時点でお礼状をお渡しをしているというふうに理解をしております。そういう運用をしております。

○本庄委員 それは、木原副長官のお名前でお礼状ですか。

○木原内閣官房副長官 通常は選対本部長の名前で渡しをしている、こういうことでございます。したがって、私の名前ではございません。

○本庄委員 旧統一教会関連団体に出された推薦状に対するお礼、是非、資料としてこの委員会に提出をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

○大西委員長 後刻、理事会で相談します。

○本庄委員 その上で、もう一つおっしゃっていましたが、選挙は政党の支部が取り仕切ってきた、したがって、選挙中の協力について自分は関知しない。

あり得ないと思うんですね。木原さんを公認している政党の支部の活動、そして対外的なつき合い、把握されていないんですか。もう一度御答弁ください。

○木原内閣官房副長官 私、午前中、関知していないということは申し上げたことはなかったと思います。

私が申し上げましたことは、私の選挙につきましては、自民党の地区支部の女性部そして青年部の皆様に、電話がけやポスター貼りやビラ貼り、また選挙力一の運用など、全てお任せをしているということをお願いしていません。他のことについて関与していない、あるいは関知していないということは申し上げていない、このように思っております。

○本庄委員 それでは、その政党支部あるいは団体から、旧統一教会あるいは関連団体に対して、選挙に際し、何らかの依頼、要請等されているん

でしょうか、されていないんでしょうか。御存じですか。お答えください。

○木原内閣官房副長官 先ほども申し上げましたように、私の選挙活動につきましては、政党支部の女性部、青年部で活動を全てやっていただいております。その他のところに何か支援等をお願いをするということはないと承知をしております。

○本庄委員 木原さんの選挙運動は、青年部、女性部だけでやっているんですか。ちよっと私よく分からないんですが、もっと幅広い組織あるいは人たちがお支えになっているからこそ、今の副長官というお立場もあるんじゃないかというふうに思うんですが、その支部全体の活動について、一切、そういった統一教会関係の団体への依頼はしていない、そして選挙においての協力も得ていない、こういうことでよろしいんですか。

○木原内閣官房副長官 明確に申し上げますが、そうした関連団体等に選挙活動の支援をお願いしたことはございません。

そして、支部だけでやっているのかと言われれば、それは、私の秘書、秘書団は全力で手伝ってくれております。私、木原誠二事務所と、そして政党支部で選挙活動をさせていただいている、こういうことでございます。

○本庄委員 今、政党支部ではなくて木原事務所というものも出てきたと思うんですが、選挙ですから、政党支部と自らの事務所と一体だと思いませんか。例えば、選挙においての動員、一切依頼されていない、よろしいですか。

○木原内閣官房副長官 はい、依頼をしたことはございません。

○本庄委員 それでは一応確認させていただきませんが、例えば陣中見舞い、電話がけ、選挙はがき、ポスター貼り、選挙の協力、活動、いろいろあるんですが、一切ないということよろしいですか。

○木原内閣官房副長官 私の場合、今いただいたもので申し上げます、ポスター貼りは自民党の青

年部に全てお願いをしております。それから、選挙はがきにつきましては自民党の市議団にほぼ全てをお願いをしております。

したがって、その他の皆さんに何かお願いをするということはない、こういうことでござい

ます。

○本庄委員 木原さん本人ではなくて、では、そのお願いされた市議団あるいは青年部の皆さん、そこからもお願いをしていないんですね。それは確認されたということよろしいですか。

○木原内閣官房副長官 市議団の皆さん、そして青年部の皆さんがどういうおつき合いをしているのかということ、私がつぶさに全部聞き取るということはなかなか難しい、このように思っておりますが、いずれにしても、むしろ、それぞれの地域の中でお願いをしながら選挙活動をし、支援の輪を広げていただいている、このように理解をしております。

○本庄委員 その地域の中で、旧統一教会関連団体が組織的に動いているのではないかとということをお私はお伺いしています。地域の中は当然ですね、木原さんの御地元の中の話ですから。選挙の推薦をもらっている、これは選挙のような活動においても協力があったという蓋然性はかなり高いと思うんですね、普通に考えれば。

私、いま一度きちつと確認してから答弁された方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○木原内閣官房副長官 これは党の調査において、選挙時のボランティア支援、また組織的な支援という項目がございました。したがって、その時点でしっかりと調査をし、そして私の事務所においても調べをし、そうした関係は、また依頼はしたことはないということは確認済みでございます。

そして、もう一点申し上げますと、先ほど来申し上げていますように、二百五十に及ぶ推薦状等をいただいております。これは本部だけでありますので、それ以外の選挙の各地区地区を入れますれば、かなりの数の推薦状をいただいております

が、その多くの団体において、選挙活動の支援そのものをいただくということは現実問題としてないというのが実態でございます。

それは、私の選挙区が特殊なのかもしれませんが、少なくとも私の選挙区においては、そうした支援団体の多くの皆さんは、選挙活動そのものはされないというのがむしろ常識ではないかな、このように認識をしております。

○本庄委員 一般的な団体と、こういったまさに人海戦術可能な団体と、選挙に対する協力の形は違うと思います。

なお引き続き木原副長官にはきちつと質問を続けたいというふうに思いますが、時間にも限りがありますので、もう一人、磯崎官房副長官、済みません、お忙しいところ。政府が調べてくれないというもので、お呼びするしかありませんでした。

磯崎副長官は、この旧統一教会あるいは関連団体とのこれまでの関係、接点はないと理解をしておりますが、その確認と、そして、今話題になっている推薦確認書、これを提示を受けたりあるいは署名をしたことがあるかないか、さらには、推薦状を受け取ったりしているか、パーティー券の購入はあるか、御答弁をいただきたいと思

います。

○磯崎内閣官房副長官 まず、この団体との接点でございますけれども、これは党の方で調査がございまして、その中でも答えたところでございまして、主権行事に一度出席をしたことがある、また、関連行事には、ピースロードという行事でございまして、三度出席をしたことがある。このことは党の方に報告をさせていただいております。

それで、さらにということで、推薦確認書でございまして、これは提示をされたこともなく、署名したこともございません。

また、パーティー券の購入につきましては、私自身、政治資金パーティーを開いたことがございませんで、販売の実績自体ないということでご

ざいます。

また、推薦状につきましては、これも確認をしましたところ、今回、直近の選挙、今年の七月でございますが、このとき、そして前回、六年前の二〇一六年、二度とも推薦状はいただいております。

○本庄委員 官房長官、お待たせしました。

こうやって都度都度各委員会で聞いているのも、私はいかがなものかなと思うんですね。本来であれば、これはやはり政府できちっと調べていただきたいということを改めてお願いしたいと思っています。

その上で、先日の委員会で、厚生労働委員会ですかね、明らかにしましたけれども、大串デジタル副大臣、この推薦確認書に署名をしているということでもあります。

この副大臣、大串さんは、デジタルの担当だけではありませんね。消費者庁、そして今まさにやっているこの被害者の救済、こういった問題も担当されている副大臣なのではないでしょうか。私は、ちよっと担当者として不適任だと思うんですが、副大臣を交代した方がいいんじゃないでしょうか。いかがでしょう、長官。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

旧統一教会との関係については、大串副大臣から説明がされているものと承知しております。

あと、政府の政策決定に当たりましては、担当部局における検討、関係省庁との調整、有識者、専門家等との議論など、様々なプロセスを経て行っており、特定の団体により不当な影響を受けるようなことはないと考えております。

○本庄委員 あるかないかの問題ではなくて、中立性、公平性に疑念が生じるような人を副大臣として置いておいていいのかということを私は申し上げています。

今まさに、今まさにですね、与野党間では救済の法案を作って、そして政府の中でもこの救済についての検討をされていると思います。あるいは文科省の方でも、質問の聴取、こういった準備も

されている。そのさなかに、関わっている政務の一人が、まさにこの当該団体から、推薦確認書に署名している。私は、ちよっと常識から余りにかき離れているんじゃないかというふうに思うんです。

もう一度答弁をお願いします。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたことと重複をいたしますけれども、旧統一教会との関係に関しましては、大串副大臣本人が説明をされ、その上においても御指摘されるような点がございましたら、更に政治家としての説明責任を果たしていくということだと思えますし、今のポジションにおける責任に関しては適切に行われるものと認識をしております。

○本庄委員 その認識が外れないことを私も心から期待をしたいと思いますが。

統一教会ではありませんが、関連で、官房長官、お伺いをしたいと思います。

今、文化庁の方でやっている旧統一教会に対する報告徴収、質問権行使、この準備についてですが、先日文科大臣が、現在、文化庁宗務課では、八人の職員に加えて、文化庁、文科省内から応援として十六名を配置、計二十四名ということで、体制強化を図られているということですが、私、ちよっとこれだけじゃ十分じゃないんじゃないかというふうに思います。例えば法務省の関係者、警察の関係者、消費者庁の関係者、こういった幅広い知見のある職員、さらには外部の法曹関係者やジャーナリスト、こういったいろいろな人の力をかりないと、この初めての大きな仕事に、私は、文科省、文化庁だけで取り組むのは大変なんじゃないかな、困難じゃないかなというふうに思います。

審議会、有識者会議はありますが、これも過半数が宗教関係者です。残りは学者さん。実務家もいないし、やはり幅広くに私は欠けていると思うんですね、検討体制に。

これは本当に重要な質問になると思います。是非、もっと体制を強化して取り組んでいただきたい

いと思うんですが、これは文科大臣だけでは限界がありますよ、他省に対して協力を求めるのは。是非、官房長官、リーダーシップをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

先生から御指摘をいただきましたとおり、本件に適切に、スピード感を持って対応していくためには、更なる組織としての増強が必要だと思えますし、その中においては、法務省、警察庁と今先生からお話をいただきましたが、そういった部門も含めて必要だと今までの議論の中でもございまして、今、法務省、警察庁を始めとして、このチームの増強に向けて指示を出し、今進んでいるところでございます。

○本庄委員 今名指しで挙げた省庁の関係者には申し訳ありませんが、是非、オール政府、オール霞が関で取り組んでいきたいと思っています。

あわせて、今、与野党で協議をしている議員立法についても、これは今、議員立法ですけれども、政府の後押しなくして前進は難しいですから、是非、この国会で成立をさせる、そのために政府の協力をお願いをしたいというふうに思っています。

さて、次のテーマ、総合経済対策について御質問をしたいと思います。

後藤大臣にお伺いをしたいと思います。大変なときの大臣御就任で、もうこれは後藤さんじゃないと務まらないということだというふうに思います。私も、民主党の頃から先生を拝見してまいりましたので、その資質や見識はよく理解をしているつもりです。先日、岸田総理も記者会見で、任命の理由として、政治経験の豊富さ、説明能力の高さ、経済社会の変革に向けての情熱、この三点を挙げられました。

私もそういう印象を持っておったんですが、水曜日の所信の御挨拶を聞いて、正直驚き、そして失望いたしました。僅か二行、山際さんの所信挨拶に追加をされたのみで、残りは一言一句同じ文章ですね。これは同じ話を二回聞かされた我々も

うんざりですけども、大臣、ちゃんと目を通されたんですか。御答弁をお願いします。

○後藤国務大臣 今委員から御指摘のありました所信的挨拶でございますけれども、私自身としては、自分の意気込みをしっかりつけ加えて述べさせていただいたというふうには思っております。

また、所信的挨拶について、前大臣の発言を私自身、自分としてしっかり確認をいたしまして、政策に関する政府の基本的な方針として述べたところでございまして、こうした方針は数日の間に変わるものではないというふうには考えておるところでございます。

ただ、いづれにしても、本庄委員から今御指摘をいただいたように、自分自身の経験や様々な関係者、有識者等の知恵を結集させる形で政策を練り上げて、しっかりと実行してまいりたいというふうに思っております。

担当する数多くの重要政策にそれぞれ前向きに全力で取り組み、閣僚としての負託に応えてまいりたいと思います。

○本庄委員 幾ら前大臣の後任だ、引継ぎだといっても、一言一句変わらない、まさにコピーです。完コピじゃないですか。どうかと思えます。普通は少しぐらい手が入るものだと思います。

今おっしゃった決意、この度、数多くの重要政策を担当することになりました、与えられた職務に全力で取り組み、閣僚としての責任を果たしてまいれる所存です、この二行が、後藤大臣の全てが詰まっている、そういうことでしょうか。

私はちよっと物足りないと思います。大臣の今までの御経験や能力からすれば、もつといういろいろなことをお述べになることができたというふうに思いますし、非常に残念に思っています。くしくも、官僚が書いたものを読んでいますというふうに私は御答弁をされたというふうに理解をいたしました。

官房長官、岸田内閣はこういうやり方なんです

か。官僚が書いてきた作文をそのまま大臣が赤も入れずに読む、そういう内閣なんですか。御答弁をお願いします。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

後藤先生の所信表明に関するお話は今御本人からお話があったとおりでございますけれども、先生も長くこの世界において政策また行政に関わられてきたからこれはもう御案内のとおりでありましてけれども、閣僚は、自分たちのチーム、その行政組織全体を率いながら、より効果的な施策を実行していくというのが閣僚の役目でございますから、当然のことながら、大臣御本人の思いはあります、政策もございまして、加えて、スタッフとしての官僚からの様々な知見、意見等を総合的に勘案して、こういった所信表明を始めとした政策運営に当たるといふことかと考えております。

○本庄委員 大変残念ですね。是非、答弁の中で大臣の決意やお考えをお聞きしていきたいといふふうに思います。

それでは、また先ほどの旧統一教会との関係について、大変申し訳ありませんが、大臣と副大臣と政務官にお伺いをします。

旧統一教会との関係、接点、あったかなかったか。とりわけ、この推薦確認書について提示、署名があったかなかったか、そして選挙における推薦書を受けていたかどうか、そしてパーティー券、少額も含めて購入があったかどうか。これについて、大臣、副大臣、政務官、お答えをいただきたいと思います。

○後藤国務大臣 私が知る限り、調査をしている限り、旧統一教会との関係はございません。

お尋ねのありました、旧統一教会との間で推薦書、政策協定書を交わしたと、あるいはパーティー券を購入してもらったことはありません。

○藤丸副大臣 旧統一教会との関係はありません。旧統一教会との関係で政策協定や推薦確認書、パーティー券を購入してもらったことはありません。また、当該団体等から、選挙支援を依頼した

り、組織的支援等を受け入れたりはしたことはございません。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

旧統一教会関係の団体からは、先生が御指摘の要素も含め、特段の関係はございません。

○鈴木大臣政務官 お答え申し上げます。

旧統一教会及び関連団体との関係はございません。

また、先ほど本庄委員が御指摘ありました四点、推薦確認書の提示、署名、推薦状の受領、それから、少額も含めたパーティー券の購入、教会及び関連団体からの購入、それはありません。

○河野国務大臣 統一教会とおつき合いはございませんが、週刊誌で、十八年前に私の事務所から祝辞が一件出されているという御指摘はいただいております。

○本庄委員 済みません、官房長官はここで。ありがとうございました。

藤丸副大臣、済みません、推薦状を受けたこともないといふことでよろしいですか。（藤丸副大臣「ありません」と呼ぶ）はい、分りました。

経済対策が今日、閣議決定、これからですね、されるかと思えます。総額二十九兆円ということで、相変わらずの大盤振る舞いだと思えますし、規模よりも私はスピード感をもっと重視すべきだったと思えます。参議院選挙は七月に終わって、もう三か月、今ようやくこの対策が出てきているといふこのスピード感のなさに驚くとともに、国会も十月の三日まで開いていなかったわけですから、その間、準備して、開会の召集日に、これで一日も早く成立させてくれといふて出してくるのが私は本来の政府の今の在り方だと思えます。危機感もスピード感も不十分だといふふうに言わざるを得ません。

その上で、一部報道ですが、元々二十五兆円の経済対策の規模が一晩で二十九兆円に上積みされたといふふうに出ておりますが、これは事実ですか。

○後藤国務大臣 経済対策の検討過程についてコ

メントは差し控えさせていただきたいと思えます。

いずれにしても、国民生活に高い効果のある具体的な政策を積み上げて、経済的な効果も勘案しまして、中身も規模も国民に納得していただけるような思い切った対策を決定したいと思えます。

○本庄委員 否定はされなかったといふふうに思えます。

貴重な税金、しかも一千兆円を超える債務を抱える国が、たつた一晩で、与党の意向で四兆円も上積みされるということがあったんだとすれば、私は非常に問題のある政策決定プロセスだといふふうに思います。

その上で、子育て支援十億円、これについて伺いたいと思うんですが、妊娠、出産、子育て支援十億円という話が出ておりますし、閣議決定もなされるんでしょう。この十億円の給付というのがどういう形でなされるのか。現金の給付、あるいはクーポン、やり方はいろいろあるといふふうに思いますが、岸田総理も答弁では、自治体の判断で現金給付もオプショナルとして排除されないといふ答弁をされていて、これは、クーポンが基本で、希望すれば現金も可能、こういうことなのかというふうに理解をしておりますが、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 今般、支援が手薄なゼロ歳から二歳までの低年齢期に焦点を当てまして、妊娠時から出産、子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済支援を合わせたパッケージとして充実をし、継続的に実施する体制を整えようということと、総合経済対策に盛り込むこととしていうところでございます。

伴走型の相談支援と組み合わせる実施する、その経済的支援の実施方法については、厚生労働省において、各自自治体の判断により幅広く認める方向で検討しております。クーポンのみでなく、現金給付もオプショナルとして排除されないものと承知をいたしております。

いずれにしても、妊娠婦、子育て世帯に効果的

な支援が行き渡ることが重要であるといふふうに考えています。

○本庄委員 この議論、どこかで聞いた話だなと思ひながら答弁を伺いました。

去年、令和三年度の補正予算でも同じような議論があったことは恐らく皆さん、記憶に新しいんじゃないかと思ひます。当初、十億円の現金だといふ話から始まって、いやいや、それはばらまきだろうといふことで、半分の五億円をクーポンにしよう、こういうことになりました。しかし、やはり批判がやまず、結局、選択制ですよということになりました。

この結果、各自自治体がどういう選択をしたか。一千七百四十一市町村のうちクーポン券を選択したのは六団体ですね、六団体。率でいえば〇・三四％ですよ。基本的にはもう選択されなかったんですね。にもかかわらず、今回もまたクーポン、これをお考えになっているといふことですか。これはまた同じような結果になるんじゃないでしょうか。いかがですか、後藤大臣。

○後藤国務大臣 そのところは、各自自治体において、最も効率的に、また自治体の状況に応じた手段を選んでいただければよいといふふうに思っております。

○本庄委員 自治体に任せられた結果がこの六団体、〇・三四％ですから、もう結果は言わずとして見えているわけですね。

そこで、河野大臣、お伺いをしたいと思ひます。

私、クーポンにも利はあると思うんですね。使い道がある程度限定できる、地域を限定できる等々、いわゆる現金のばらまきとはまた違った点がある。ただ、他方で、やはり印刷代がかかるとか時間がかかるとか、こういったデメリットもあって、政策的にはどうか、こういう議論だといふふうに思ひます。

そこで、クーポンの欠点を補うやり方の一つとして、やはり電子化、電子クーポン、これは非常に大きいんじゃないのかなといふふうに思ひま

す。

実は、自治体の事例もある。残念ながら、東京
都は似たようなことをやっていますが、最初にID
を紙で送るという意味において、私は、ちよつ
と電子クーポンの趣旨とそこがあるのかなとい
ふふうに思っているんですが、クーポンをもし取り
入れるのであれば、やはり電子クーポン。これ
は、年配の人や子供と違って、現役世代の若い人
が対象であろうから、かなりなじむと思うん
ですね、本格的にやれば。

いかがでしょう、この電子クーポン普及促進、
もし政策として、現金給付ではなくてクーポンを
取るということであれば、デジタル大臣として推
進する気はありますか。

○河野国務大臣 特定の給付についてはなく、
今後、政府が行う政策に関して何か給付をするよ
うな場合、あるいは、これまで紙のクーポンを
使っていたような政策をやる場合は、デジタル庁
から各府省に対して、今後は、紙ではなく、電子
的にデジタル技術を用いて政策を実行してほしい
ということを含めて、今後とも、まずは電子で考
える、電子でできるものをやってみよう、という
ことを進めてまいりたいというふうに思ってい
ます。

その際、事前にIDを紙で送ってしまうような
ことがないように、いろいろなことは考えていか
なければいけないと思いますが、少なくとも、ま
ず、デジタルファーストで政策を実行に移してい
くということ、デジタルとしても各府省にしま
り申入れはしてまいりましたし、これからもや
つてまいりたいというふうに思っております。

○本庄委員 是非その方針を徹底するとともに、
自治体を選択するというのであれば、その後押
しを、財政面も含め、技術面も含め、是非、デ
ジタル庁の方でしっかりと進めていただきたいとい
うふうに思います。

さて、電子化になじむのが子育てクーポンだと
すれば、なじまないのが私は保険証だというふう

に思います。もちろん、全部駄目だということ
はありません。選択を希望する人が選ぶ、これ
いいのかもしれない。あるいは、時間をかけて丁
寧にやる、これもいいのかもしれない。

問題は、前倒しという期間の問題が一つ。そし
てもう一つは、保険証との一体化、マイナンバ
ーとの一体化を望まない人、あるいはできない人、
こういう人に対するフォローということだと思
います。非常に、地元の皆さんを含め、国民の皆
さんは困惑をしていると思います。

最後なので、一点だけ確認させてください。
六月に閣議決定をした骨太方針に、一体化につ
いて書いてある。これはそのとおりです。ただ
し、そこには、加入者から申請があれば保険証が
交付されるということで、選択すれば引き続き紙
の保険証も認めるよということが書いてありまし
た。これは完全廃止だと、つまり保険証を完全廃
止ということであれば、私、この閣議決定に反し
ていると思います。

その点について、この間、どういった議論が
あつて廃止することになったのか、完全廃止とい
うことになったかも含めて、御答弁をお願いしま
す。

○河野国務大臣 マイナンバーカードの普及、利
用の促進のために、まずは、どういうメリットが
あるのか、それからどういう利用シーンが考えら
れるのか、あるいは国民の皆様が持っている不安
や懸念についてどう応えるのか、そういうことを
しっかりとやっていきたいというふうに思ってい
まして、各省庁に対しても、利用シーンの拡大
ということをお願いをしているわけでございま
す。

国民の皆様様の御理解をいたしまして、二〇二四年
秋までに保険証を廃止をし、マイナンバーカード
と保険証の一体化をやつてまいりたいというふう
に思っております。

○本庄委員 時間が来ました。終わりますが、答
弁はなかったですね。閣議決定に書いてあつた、
申請があれば保険証は交付されるというこの例外

がどこに消えてしまったのですかというのが私の
質問です。これについてはなお問い続けていきま
す。

ありがとうございます。

○大西委員長 次に、太栄志君。

○太委員 神奈川十三区の太栄志でございます。
今日はどうぞよろしく願ひいたします。

早いもので、国会議員になりましたから、ちょ
うど今月で一年目となりました。今朝も地元中央
林間の駅に立つてまいりましたが、今日の質問
は、まさにこの間、地元で聞いた声を基にし
て各担当大臣の皆さんに質問したいと思ひます
ので、どうぞよろしく願ひいたします。特に今日
は、経済安全保障、そして要人警護、また、サイ
バーセキュリティ、国家安全保障戦略、国民へ
の説明責任、このことをキーワードに質問させ
ていただきたいと思ひております。

まず、その前に、旧統一教会との関係につい
て、高市大臣そして谷大臣にお伺ひしたいと思
ひますが、旧統一教会から推薦確認書を提示され、
署名を求められた事実はあるか。各大臣、お答え
いただけますか。お願いいたします。

○高市国務大臣 ございません。

○谷国務大臣 私も同様です。ございません。

○太委員 はい、了解いたしました。
さらに、それでは、各大臣に、大臣の責任にお
いて、副大臣と大臣政務官に対して、政策協定へ
の署名の有無について確認してもらいたいです
が、これは同意いただけますでしょうか。お願い
いたします。

○高市国務大臣 今日の内閣委員会でも、副大
臣、政務官、お答えしたと思ひますが、ないと承
知をいたしております。改めて確認が必要でした
ら、そうさせていただきます。

○谷国務大臣 私は、副大臣、政務官に直接確認
はしておりますが、もし必要であれば、今の高
市大臣の答弁と同じように、確認させていただきます
と思ひます。

○太委員 それでは、是非とも確認いただきたい

と思ひますので、よろしく願ひいたします。
それでは、高市大臣に、最近の御発言について
幾つか確認させていただきたいと思ひます。

まず、これは名古屋市内ですか、講演におい
て、高市大臣の発言として、安倍元総理の国葬反
対のSNS発信の八割が隣の大連からだったとい
う分析が出ている、そういった発言がされた可能
性があると指摘されておりますが、これは大臣の
御発言だったのかどうか、そこを教えてください。

○高市国務大臣 今おっしゃったような発言、申
上げておりません。

○太委員 はい、分かりました。では、発言な
さっていないということで承知をいたしました。

それで、これは大臣の発言とは関係ないです。
それとの関係ということで、これは新聞報道であ
りました。今年の八月二十日でした、日経新聞。

高市大臣も出馬された二〇二一年、昨年の自民
党総裁選挙において、公安調査庁の元幹部が、証
拠は見せられないとした上で、SNS上で党内対
立をおおる投稿は中国発が多い、発信は北京時間
の午前九時から午後五時の間が目立っている、組
織的な関与を裏づけると語ったとされる、元公安
調査庁の幹部の方の発言として新聞報道があり
ましたが、まさに日本の警察、公安、インテリジェ
ンスというものが、まさに諸外国と比べても非常
にこの調査権、強いものを持っているんです。

そういった意味で、是非とも大臣には、発言さ
れていないということなんです、そういったこと
が報道されていることも含めて、改めて、大
臣、一般論としてお答えいただきたいんですが、
大臣が知り得る政府のインテリジェンス、機密な
情報に関して、この扱いについてのお考えをお聞
かせください。

○高市国務大臣 国家公務員法でも定められてお
りますけれども、職務上知り得た秘密は外に漏ら
してはならない、これは退職をした後も適用され
ますので、これは大変重要なことだと思ひます。
それから、政務三役も、各関係省から、例えば

内閣府でしたら、説明を受けることがございます。私の場合も、関係省から説明があった場合、機密性の判が押してあったり、まだ先に発表するようなことについて事前説明を受けた場合には、自分が持っているのと怖いので、持って帰っていただくようにいたしております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

まさにそういった機密情報これから適切に管理して対処いただきたいと思います。大臣今おっしゃいました、まさに職務上知り得た情報というのは外に出さないということなんですが、これは、先月、九月二十八日のブライムニュースに大臣が御出演なさったときに、セキュリティクリアランス制度に関する法案提出時期を問われた中で、これは大臣の発言です、私も見させていただきました。

経済安保大臣に就任した日に言われたのは、中国という言葉を出さないでくれということと、来年、二〇二三年の通常国会にセキュリティクリアランスを入れた経済安保推進法を提出することは口が裂けても言わないでくれということを大臣が発言されているんですが、これはどなたに言われたのか、政府のどなたに言われたのか、総理なのか、そこをまず教えていただけますか。これは大臣の発言です。

○高市国務大臣 今申し上げたことは、職務上知り得た秘密には当たらないと思います。

就任した日に、総理に言われたのではなく、職員からそういうレクがございました。非常に短い時間で記者会見に臨まなければならなかった私に對しまして、まず、経済安全保障推進法、これは中国という特定の国を対象にしたものではないということ、それから、セキュリティクリアランスについては、私が大変自民党内でも経済安全保障対策本部長として前向きに発言をしておりますので、提出時期について、来年ということはまだ言わないでほしいという説明がありました。

○太委員 大臣、分かりました。総理ではなかったということですね。

ですけれども、まさに、口が裂けても言わないでくれということをテレビで言うというのは、これは相当大きな、それこそ問題だと思えます。しかも、これは一番問題なのは、こういった発言がどんどん出ていくと逆に中国に対して利することになりはしないかということも懸念されますので、是非とも、引き続き、まさにこの経済安全保障に関する所管の大変重要なポジションだと思っておりますので、そこは御発言を気をつけていただきたいと思います。

それで、今大臣が発言されましたセキュリティクリアランスのこの制度の、今、来年の通常国会ということテレビでは発言されましたけれども、そうじゃないと。ですから、今、どういったタイムテーブルで進んでいるのか、そこを教えてください。どういった領域、これを対象にしているのか、そこも含めて、ちょっと御説明願いたいします。

○高市国務大臣 セキュリティクリアランスというのは、その事柄の性質上、その人に重要な情報を取り扱う資格を付与するということでございますので、今、各所から御意見を伺っております。

様々なパターンがやはりございます。例えば、官と官の共同研究であったり、官と民の共同研究であったり、民と民の共同研究であったり。それに従って様々なものが求められると思っております。今、そういったことで検討を重ねていっている、非常に前向きに検討を重ねていっている段階でございます。

今委員がおっしゃったように、まだ事業の、対象事業が決まっているとか、そういう段階にはございません。

○太委員 分かりました。

私たち立憲民主党も、このセキュリティクリアランス制度に関しては、今回の附帯決議、通常国会での附帯決議にも、この制度を創設するということ盛り返しましたし、まさにこれが

経済安保の中で、大臣が指摘されたとおりで本当に肝の部分だと思っておりますので、そこは是非とも国会での審議をしっかりと、もちろん個人のブライバシーをしっかりと守っていく、この点も含めて議論を進めていただきたいと思っておりますので、引き続き、大臣のリーダーシップを期待しておりますので、どうぞよろしく願いたいします。

あともう一つ、セキュリティの対象についてなんですが、今、一部から、中小企業の負担増しを配慮して、企業の規模に応じて対象を制限していくとか様々な見解がありますが、是非ともそれも、安全保障上しっかりと、我が国の情報をしっかりと、機密情報を守っていく、人材を守っていく、そういった視点で取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたいします。

高市大臣、ここまでということで、こちらで御退席いただいて結構でございますので、よろしく願いたいします。どうもありがとうございます。

次に、安倍元総理のあの事件を受けての要人警護の体制について、谷大臣に伺いたいと思っております。

まず、今回、改めまして、我が国の憲政史上最長となる内閣総理大臣として、我が国の発展に御尽力されたことに、安倍晋三元総理に改めての敬意を表します。

その上で、やはり今回の問題というのは、参議院選挙の最中に、しかも白昼の衆人環視の下で、ああいった形で、元総理をしていた方が、テロに、まさに暴力行為に対して命を落としてしま

任について、谷大臣、御見解をお聞かせください。お願いいたします。

○谷国務大臣 安倍晋三元総理大臣が街頭演説中に銃撃を受けて亡くなられたという重大な結果を招いたことを極めて重く受け止めており、ざんきに堪えません。

国家公安委員会の管理の下、警察庁において、このような事態の発生を防ぐことのできなかった要因を検証したところ、警護計画やその前提となる危険度評価に不備があること、現場指揮官の指揮が十分でなかったこと等、専ら都道府県警察の責任で警護を実施していた仕組みに限界が生じていたことが明らかになったところであります。

そこで、国家公安委員会では、新たな警護要則を制定し、警護における警察庁の関与を抜本的に強化することとしました。情報の収集及び分析についても、警察庁が警護を的確に実施するために必要な情報の収集、分析及び整理を行い、その結果を都道府県警察に通報する仕組みを導入したところであります。

新たなこの警護要則に基づく措置を確実に講じるとともに、体制の強化、人員、予算も、そして装備資機材の充実等を図ることにより警護に万全を期するよう、警察庁を指導してまいりたいと思っております。

○太委員 大臣が御就任されたのは、まさに事件の後ですので。ですけれども、大臣、先ほど、今朝の御発言の中で、八月二十三日に警察庁から報告書が出されました、その議論にも加わったということ、大臣、よろしいでしょうか、これは。確認です。

○谷国務大臣 事件が起きたのが七月八日で、直ちに警察庁次長をヘッドとして検証チームを立てました。その当時の国家公安委員長は二之湯大臣でございます。その後、八月十日に私が替わり、何回ですか、私だけでも六回か七回しました。相当熱心な議論を積み重ねた最終的に、御指摘の、八月二十三日ですか、それがまとまったというところでございます。

○太委員 大臣、了解いたしました。まさに大臣も議論に加わられている中で今回の報告書だったというふうに理解しました。

今回の報告書の中で、警察庁は、適切な対応があれば結果を阻止できた可能性が高かったということで報告書を出されております。

それで、大臣御指摘ありました、三十年ぶりに、まさに、警護に関する内規、警護要則を見直しをしていくということで対処されたと思っております。

それで、大臣、先ほどありました、警察庁と、あと各県警、都道府県警との連携を今回の見直しの中で強化していくということを明記されたということでしたが、ですけども、大臣、見直し前の警護要則でも、警察庁と都道府県警が警護情報の収集と分析を行い、それによって導き出されたリスク評価から警護計画を構築し、その計画に基づいて現場の警護計画を実行するという流れが、これはもう定められていました。

ですから、確かに、見直し、大臣も加わられて進められた、それは分かりましたが、一方で、何が足りなかったのか。実際、前の時点から規則に書かれてあったんですよ。そこは大臣、どのように評価されているのか、そこを教えてください。

○谷国務大臣 まず、先ほど八月二十三日に報告と申しましたが、八月二十五日であつたかと思えます。

その上で、前の警護要則にあつたのではないかなという御指摘でございます。

確かにございますが、それは、都道府県警察本部長が必要な情報収集及び分析に努めなければならぬということ、警察庁の関与がもう一つ不明確というか、そう明示していなかった。ですから、それを、警護における警察庁の関与を抜本的に強化した、そして、情報の収集及び分析等についても、警察庁が警察庁自らの様々な情報の収集、分析及び整理を都道府県警察に通報する仕組みを新たに導入した、そういうことでござい

す。

○太委員 大臣の御説明、前からあつたということで、やはりこの問題、紙に、要則にどう書いたかということよりも、実際にそれをしっかりと実践できるかだと思っております。

私ども、今回の事件を受けていろいろと勉強させていただく中で、「政治と暴力」、これは最近出された本です、日本大学の福田充先生、まさに危機管理の我が国の第一人者だと思っておりますが、福田先生からもちよつというところとお話を聞かせていただきました。福田先生がおっしゃっていただいたのは、やはり警護自体の緊張感が足りなかったんじゃないかということ、幾ら紙に書かれても、それが実践できなかったら意味がないということだと思っておりますので、そこをもう一度、この点、しっかりと認識を持っていたらいい、この警護体制強化に向けて進めていただきたいと思っております。

それともう一つ、コストに関して。

警護見直しと、あと、先ほど維新の岩谷議員の質問にも答えられていましたが、予算も増やした、例年の二十倍ですか、あと人員も増やしたということなんですが、これで大臣、今、体制強化に向けて対策は十分なのかどうか、そこを、大臣の御見解をお聞かせください。

○谷国務大臣 御指摘のように、新たな警護要則に基づきまして、その体制強化、また資機材等の充実に努め、その体制強化の一環として、来週十一月一日付で警察庁に警護第二課を新設し、警護を担当する体制を大幅に拡張することとしております。

ただ、これで十分かと言われますと、私は防災担当大臣でもあるんですけども、防災と一緒に、整備充実に努めればそれで十分とは言えないと思います。常に新たな事態も起こりますし、また、そういう検証といえますか、そういう気持ちで常に充実強化を引き続き休むことなく図っていくことが重要だと思っております。

〔委員長退席、宮路委員長代理着席〕

○太委員 大臣おっしゃるとおりで、これで十分ということはないと思います。

一方で、もちろん、予算も限られている中でありますので、そこは是非ともできる限りの努力をしていただきたいですし、やはり、我が国の危機管理の弱点という特徴として、なるべくコストをかけずに、現状の仕組みを余り変えないで乗り切ろうという危機管理が多い、これはよく指摘されます。です、今回のことをきつかけとして、是非とも、コストがかかっても要人警護の在り方を抜本的に見直していくということで、是非ともこの点。

ただ、大臣も今日午前中おっしゃってました。治安を守ることと同時に、要人をしっかりと警護することと同時に、今回の教訓というのはまさに民主主義をしっかりと守っていくということににつながると思っておりますので、そこを是非とも、引き続き大臣の取組をお願いいたします。

やはり圧倒的に、アメリカ、またフランス、また隣の韓国に比べても、我が国の要人警護、人数でも韓国の半分以上です、三分の一以下です、人口は半分以上なのに、韓国は。あと、この予算規模、まだまだ、私はかけるべきところはしっかりとかけていくということを取り組んでいただきたいと思っております。

その中で、今回の反省点として、訓練の在り方についても今日質問させていただきたいと思いますが、これは通告しております。実弾を用いた警護訓練の実施状況について、御説明をお願いいたします。

○原(和)政府参考人 お答えを申し上げます。

警察におきましては、これまで、各種の教養訓練におきまして実弾等を用いた射撃訓練を行ってきたところでございます。今後は、一般の警護の見直しを踏まえまして、銃声のみならず不審な物音を感じた際の瞬時の回避措置を含む高度な教養訓練を行うことといたしております。

○太委員 ありがとうございます。実弾演習をなさってきたということで、了解いたしました。

是非とも、今回、本当に反省すべき点として、一発目の銃撃をされてから二発目までの間に三秒間の余裕があつた。これは多くの皆さんが、あの映像を見られながら、あの間何かできなかったかという方が本当に多くいらっしゃるかと思います。

例えば、これは三十年前です、一九八一年でした。アメリカのレーガン大統領暗殺未遂事件がありました。あのときは、あれは六発撃たれていました、一発目と六発目までの間が一・八秒、その間に、まさに隣にいたＳＰが体を張って大統領を守つたというのがあつたんですが、もちろん、今回の件で、捨て身でとかそういった話じゃなくて、もう少し対策できたはずだということで、ふだんからも是非ともこの実践を、実弾を含めたそういった取組も重ねていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願ひいたします。

それで、次、お伺いさせていただきます。

事件発生直後に、国家公安委員長、そして警察庁長官による会見がすぐに開かれなかったその理由について、御説明をお願いいたします。

○谷国務大臣 直後に、国家公安委員会委員長、当時は二之湯大臣でございましたが、又は警察庁長官による会見が開けなかったという御指摘はございました。

ただ、事件は七月八日でございました。その事件発生後、警察庁では、事実関係を把握するとともに、警護についての検証及び警護の見直しのための体制を検討していたところ、国家公安委員会においてこれらについて報告を受けるため、七月十二日に臨時委員会を開催することとされました。事件が七月八日、臨時委員会が七月十二日です。当時の二之湯国家公安委員会委員長は、この日に、この臨時委員会の開催に先立ち会見を行い、また、この臨時委員会終了後にも会見を行い、その臨時委員会終了後の会見に当時の警察庁長官も陪席しているところでございます。

○太委員 大臣、その理由を開きたかった。ま

あ、理由は、検証していたということで、警護見直しのための体制についての検討を進めていたということですね。失礼いたしました。

それで、やはりこれは遅かったと思います。県警本部の県警本部長が記者会見を行ったのが翌日、七月九日。今大臣がおっしゃったように、国家公安委員長と警察庁長官は四日後です、七月十二日。これはちよつと遅過ぎると思います。

確かに、いろいろな状況を把握してからというのはあるかもしれないですが、情報を明かせないこともあるかもしれない。ですけれども、その時点で知り得た情報でしっかりと組織のトップとして説明できなかったことを、これは残念ながら、この検証報告書にもこの点全く記載されていないんですが、これはやはり私は問題だったと思っています。

三木武夫総理が銃撃された事件のときは、その四時間後に国家公安委員長が記者会見をちゃんと開いています。やはりリスクコミュニケーション、まさに民主主義国家において、これも危機管理の専門家が言っています、やはり、国民としっかりと情報共有をしていく、そういうことを通して安心感を持ってもらう。そのためにも、やはりこの記者会見の問題、相当問題だったと思っておりますので、どうか大臣、この点、引き続きの検証をしていただきたい、それで改善していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、この間、私はずっと、警護体制をしつかりと強化していこうということをお伝えしましたが、やはり、警護を強化することによって、残念ながら個人の自由とか人権とかというのが侵害されることになってきますが、その点に関しての、大臣、もし何かコメント、御見解がありますたらお聞かせください。お願いいたします。

○谷国務大臣 テロ対策は必要だ、しかしそれは、強化されることで自由や人権の価値が損なわれる、そういう懸念が指摘されているがどうかということかと思います。

警察においては、公共の安全と秩序の維持という責務を果たすため、様々な活動を確かに行っています。しかし、警察活動の基となる警察法の第二条では、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と今の現行の警察法は明記されております。そういうことがないように、しっかりと警察庁を指導してまいりたいと思います。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

是非とも、私もそのバランスもやはり大事だと思っておりますので、国民の皆さんに安心、安全をしつかりと抱いていただくことと同時に、警備体制の強化と同時に、やはり個人のプライバシー、自由も、そのことの兼ね合いをしつかりと見据えながら、アメリカ型というか欧米型の監視社会に余りにも深入りし過ぎると、そのバランスというのがやはり我が国としては大事だと思っておりますので、そこをバランスを取りながら、引き続きの大臣のリーダーシップで、民主主義を、そして治安を守るための警護体制を確立していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。大臣、どうもありがとうございます。あつ、まだありましたね、次の質問。失礼いたしました。

次に、サイバーセキュリティに関して質問させていただきます。

今回のウクライナ戦争でも明らかです。ハイブリッド戦争となる中、やはり、サイバー空間における我が国の法整備とそして防衛環境の整備、これは本当に相当に遅れているのが現状だと思っております。

九月の十三日、これは読売新聞に報道がありました。サイバー空間を常時巡回監視し、安全保障の脅威となり得る通信、挙動を早期に探知して、攻撃元のデータやファイルなどを無力化する対抗措置を取るようにすること、つまり、反撃的な意味合いを含んだ積極的なサイバー防御、アクティブサイバーディフェンスを国家安全保障戦略に盛り込む方針で検討に入つたというふうに報道されているんですが、サイバーセキュリティ担当大臣として、大臣、これは、この報道のとおりですか、もう既に検討に入っているということでしょうか、教えてください。

○谷国務大臣 委員御指摘のとおり、昨今の様々な反省を踏まえ、いわゆる官だけ、政府機関だけではなくて、民間の様々なものがサイバー攻撃の標的になっているところであり、サイバー空間における脅威は間違いなく高まっていると認識しております。

積極的サイバー防御について御指摘がございました。新聞報道にあるのではないかと、あつたのではないかと、この御指摘でございますが、サイバー分野をこれからどうしていくかということにつきましまして、新たな国家安全保障戦略等の策定のプロセスの中であらゆる選択肢を排除せずに検討しているところであり、現時点で結論について予断を持つてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、サイバーセキュリティ担当大臣として、サイバー分野の安全保障政策の強化について、政府内の議論をしつかりと進めてまいりたいと思います。

○太委員 大臣、了解いたしました。

それでは、現在検討しているということで了解しましたが、大臣今おっしゃったのは、結論について予断を持つてお答えすることはできないということなんです、私、結論じゃないんです、今の検討状況を教えていただきたいということで、御回答をお願いいたします。再度。

○谷国務大臣 検討していると明確にお答えしたわけではありません。あらゆる選択肢を排除せずに検討しているということでございまして、国家安全保障戦略等の策定のプロセスの中で幅広く、幅広く、いろいろなやり方がある、そういう選択肢、これは駄目だとあらかじめ排除することなく、幅広くに検討しているということでございます。

○太委員 これはいつまでに検討するんでしょうか、教えてください。

○谷国務大臣 国家安全保障戦略等の策定については、私、全体として所管しているわけではございませんので、私からはいつまでということをお答えすることはちよつとできかねるところでございます。

○太委員 大臣、サイバーセキュリティに関しまして、先ほど言いましたアクティブサイバーディフェンスも含めて、その結論はいつ出す予定なんですか、そこを教えてください。全体の話ではなく、全体のことは後で、この後、官房長官に伺いますので。

○谷国務大臣 全体のことではなくてサイバーセキュリティのことだという問いでございますが、全体の策定のプロセスの中でこの問題を検討しているということで、サイバーセキュリティ分野だけについて、ちよつといつまでということ、はまだ私の方からはお答えをすることを差し控えていただきたいと思います。政府内の議論をしつかりと進めていきたいと思っています。

○太委員 それでは、松野官房長官に、教えてください。今まさに、国家安全保障戦略、官房長官を中心にまとめられていると思うんですが、その検討状況を教えてください。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。二〇一三年に我が国初の国家安全保障戦略が策定されてから約九年が経過をしております。その間、世界のパワーバランスが変化するとともに、我が国周辺における軍備の増強の加速、経済安全保障、宇宙、サイバーといった新しい脅威の増大など、安全保障環境に大きな変化が生じております。こうした中で、政府としては、本年末までに新たな国家安全保障戦略等を策定することとしており、現在議論を行っているところであります。

新たな国家安全保障戦略等の策定に当たっては、国民を守るために何が必要か、あらゆる選択肢を排除せず、現実的な検討を加速し、我が国の防衛力の抜本的な強化に取り組んでいくということでございまして、先生御指摘のサイバーセキュリティの問題もこの中に含めて議論されていくということでございます。

○太委員 私は、この問題、ずっと安全保障委員会でも質問してきました。この三文書改定、これは一年前から言っていて、ずっと、あらゆる選択肢を、可能性を探っていくということで、総理を始め各大臣、防衛大臣、外務大臣も言っています、大臣、あと二か月しかないんです。

国会でなぜ審議をしないのか。余りにもこれは国会軽視だと思っておりますが、大臣、ちよっと本当に、私の時間、もうないんですが。あと二か月。とにかく、今、与党の協議がスタートしているというのは承知しています。有識者会合もしています。ただ、なぜ国会で議論がないのか。

その点、してほしいということに対して、長官の御返答をお願いいたします。

〔宮路委員長代理退席、委員長着席〕

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。現状については、先ほど申し上げたとおり、また谷大臣から答弁をさせていただきましたけれども、今後は、国会における質疑にお答えする形で政府として様々説明をさせていただくという考えでございます。

○太委員 大臣、確かにこれまでそんなやり方、ずっとそうだったと思うんですよ。ですけれども、これって本当に国会軽視じゃないですか。国民の議論が全くない中でやるというのは、これはやはりおかしいです。

そういった中で、アメリカとはいろいろ話したり、あるいは今朝も、これは読売新聞も、あるいは日経新聞も、一面、トマホーク購入に向けて動いていると。

私は別に、今回のアクティブサイバーディフェンスにしても、そういったことを反対しているん

じやなく、今こそ議論が必要なのになぜしないのか。それはやはりおかしいと思いますので、そこを是非とも、これは今からでも議論をして、しっかりとした国民的な支持と理解がなければ、国防は、これは守れないですから。

長官、どうかこの点、時間が限られていますし、政府のやり方、これはやはりおかしいですよ。ちよっと国民、国会の議論がなさ過ぎですので、何とか変更していただきたいと思っていますので、引き続き私、これは指摘していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○大西委員長 次に、稲富修二君。

○稲富委員 立憲民主党の稲富でございます。今日はありがとうございます。

まず、旧統一教会との関係性について、大臣、副大臣にお伺いをいたします。

午前中より様々議論がありました。

まず、推薦確認書の提示があったのか、そしてそれに対してサインをしているのか、そして推薦状を受けたことがあるのか、そして少額の寄附を受けたことがあるのかということを、谷大臣と後藤大臣はもう既に御答弁が終わっていますので、その他の大臣、副大臣、政務官に御答弁をお願いいたします。

○小倉国務大臣 ちよっと明確な質問通告が私に對してありませんでしたけれども、お答えをさせていただきます。

まず、推薦確認書については、私も報道で存在を知ったぐらいですから、署名したことはございません。あとは、お金のやり取りでしょうか。お金のやり取りもしたことはございません。

以上です。

○岡田国務大臣 お答えを申し上げます。今委員から御指摘ありましたような、また報道もされておりますような政策協定とか推薦確認書ですか、こうした接点は一切ございません。提示を受けたこともございませんし、署名をしたことありません。また、推薦状を受け取ったという

ことも私はございません。また、少額の寄附とおっしゃいましたけれども、そうした寄附等の支援を受けたことはございません。

以上であります。

○和田副大臣 お答え申し上げます。

推薦書、それから政策協定等々の事実はございません。提示を受けたことも、お誘いを受けたこともございません。また、お金のやり取りに関してもございません。

以上です。

○自見大臣政務官 推薦確認の提示、推薦状、寄附、いずれもございません。（稲富委員「パーティー券、寄附」と呼ぶ）パーティー券の購入も、いずれもございません。

○稲富委員 ありがとうございます。

本来であれば、これは内閣として調べれば済む話だと思います。

副大臣、政務官、これで結構です。ありがとうございます。

それで、後藤大臣にまず御質問させていただければと思います。

先ほど我が党の同僚からもありましたように、今日、恐らく、総合経済対策の発表かと思っています。

それで、所信が前の大臣と同じじゃないかというこの御指摘があった。私も、ここにいて聞いていまして、ちよっとこれはというふうに思いました。

今日決定する総合経済対策は、何らか、後藤大臣なりの考えあるいは政策というのは何か反映されているんでしょうか。まず、それを伺います。

○後藤国務大臣 経済対策というのは、大臣が一人で作るものではありません。これは、党等で、非常に幅広い、政府としての議論、与党としての議論、また関係者の皆さんの議論等もいろいろ聞かせていただきますし、また、国会でのいろいろな討論も現実には政府の政策決定に大きな影響があると思います。

そういう意味では、私自身も、例えば、雇用の

話だとか、新しい資本主義の話だとか、ずっと昨年から取り組んでまいりましたし、また、子供政策の問題とかも含め、また、成長戦略や、あるいは経済再生の事も、前の大臣をやる前もずっとやっておりまして、そういう意味では、いろいろな思いを込めて経済対策に取り組んできているというふうに思います。

私、先ほど申し上げましたけれども、一言一句変わっていないという御指摘も最初あって、それについては私の決意を書き加えた。

しかし、政策の部分については変わっていないではないかということについては、まず、政策の部分については、私は大臣になったときによく読ませていただきましたし、そして、改めて、その政策決定過程にもいろいろ関わってきたわけですから、そういうことではありますけれども、大臣としていろいろ丁寧に見させていただいて、そうした中で、役所としての政策決定の国会に対する報告として修正をする必要があるかどうか、そういうふうに見ました。数日前に大臣が政府を代表して政策について国会で説明している内容について、特に変更を要することはないというふうに判断したことでございます。

いずれにしても、しっかりと経済対策を、約束どおり本日のなるうかと思っておりますけれども、何とか仕上げまして、そして、予定どおり、なるべく早くにそうした対策を実行していくように、しっかりと臨みたいと思います。

○稲富委員 大臣の決意は分かりました。

それで、今日のその対策なんですけれども、大きな柱の一つがエネルギーの価格高騰対策であろうかと思えます。具体的にはおっしゃれないかもしれませんが、こういった対策を考えていらっしゃるのか、なるのか、御答弁をお願いいたします。

○後藤国務大臣 総合経済対策の一つの柱として、物価高、円安への対応も含めて、特に、ウクライナ情勢等によって原油等の国際的な原料価格が上昇する、そのことが国民の不安につながっている、不安定な状況につながっているということ

でありますので、電気料金等の負担の上昇を直接的に軽減する前例のない思い切った措置等や、インバウンド需要の回復、半導体等の攻めの国内投資の拡大などをつなげるような、そういう物価高、円安対策を進めていきたいと思っています。

今、円安メリットも引き込むという意味での半導体の話をちょっとつけ加えてしまいましたから、先生の御質問外のことにお答えしたかもしれませんが、前例のない思い切った措置で、コストを肩代わりするような政策など、引き続き続けていく原油価格の対策に加えて、新しい対策も考えていきたいというふうに考えております。

○稲富委員 電気料金の高騰で、恐らく、漏れ伝え聞いているのは、家庭、企業に対する支援をする、負担軽減をする、あるいは都市ガスについてもすると。

これまで予算委員会でも、これは与野党を超えてる議論がありました、ＬＰガスです。これは今回どういうふうに扱われるのか。

これまでも議論されてきたように、元々ＬＰガスは都市ガスより平均すると高い。そしてまた、ＬＰガスは全国の約四割の世帯が利用している。あるいは、特に地方において広く活用されている、使われている。事業者も中小企業が多い、中小・小規模事業者が多いということで、このＬＰガスの高騰は、答弁では、電気料金や都市ガスに比べても高騰が一割程度であるというような政府答弁がありましたけれども、さはさりながら、今申し上げたように、地方あるいは中小事業者に多いということから考えれば、対策が必要だと思うわけです。

そこで、どのような対策になり得るのか、なっているのか、あるいはそれは家計に対してどれぐらいの対策になり得るのか。大臣、答弁をお願いします。

○後藤国務大臣 今、先生から御指摘あったように、都市ガスに対する対策をやるということになれば、ＬＰガスについてもどうなのかということが議論になっていくと思います。

ＬＰガスについては、燃料の分が少ないのではないかと、あるいは提供者が二万社以上あるとか、実を言うと、いろいろな前提条件もあります。そうしたこともありますので、価格上昇抑制に役に立つような配送合理化等の措置を講じていく、そういうふうに今考えているわけでございます。

規模等については、今の段階で申し上げる状況ではありません。

○稲富委員 家計への負担軽減はどうなるんでしょうか。

○後藤国務大臣 今のところ、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講ずることということで、今後引き続き検討していくことだと思っております。

○稲富委員 つまり、家計への負担軽減はどれぐらいあるかというのは見通せない、分からない、はつきりしないという御答弁かと私は思います。

ですので、先ほど申し上げたように、確かに、都市ガスよりも上がり方が少ないとか、元々高い、地方に多いということを考えれば、やはり家計に、負担軽減につながるような政策が必要だと思えます。いろいろやり方が難しいかありますけれども、それは是非工夫の上やっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、もう一点。
大きな柱が賃上げだと思うんですけども、大臣、そもそも、例えば政府が企業に賃上げしてくれとか事業者に賃金を上げてくれと言うこと自体に、私自身は実はすごく違和感があります。

元々、政府が賃上げという、いわば政策のテールにのせたのが二〇一三年、一四年ぐらいじゃないでしょうか。累次にわたって賃上げ税制なり様々な政策を取ってきたけれども、実質賃金は上がってこなかった。そして、物価高になって、賃金が上がらないことがすごく大きな負担となってきたというわけです。

政策によって、大臣、賃上げというのはできる

んですか。

○後藤国務大臣 今、政府としては、例えば労働移動が活発になるようにするとか、あるいは能力、スキルアップ、リスキリングだとか、いろいろな具体的な雇用の政策等もやっているところでもありますし、最低賃金の問題やそうしたこともしっかりと取り組んでいるところではありますけれども。

私、基本的な考え方を一つ申し上げるとすれば、やはり賃上げをしていくためには、実質賃金をしっかりと担保していくためには二つの条件が必要だと思います。

一つは、やはり実質賃金、すなわち物価をカバーしていくだけの賃金を引き上げていく、それを可能にする価格づけが前提になると思います。また、原材料が上がったときに、それをきちっとマークアップする価格、すなわち何を言いたいかというと、マークアップをしないで、賃金を打ったり、あるいは出入りの業者を打ったりすることにしていけば、基本的にはデフレ状態がスバイラル的に縮小均衡になってしまふ。そういう意味で、拡大均衡にしっかりとっていくということが一つの考え方。

車の両輪のもう一つは、やはりきちっとしたイノベーション。そうしたイノベーションを進めることによって、やはり生産性の不連続的な上昇をもたらすことによって、しっかりとした実質賃金の好循環をつくっていく。

この車の両輪をしっかりと進めていくことが、新しい資本主義、これからの賃金を拡大し、好循環をしながら国民の富を増やし、暮らしを守っていく道だというふうに思っています。

○稲富委員 ありがとうございます。でも、ちょっと分からなかったです、私は。済みません。

非常に説明していただいたんですけども、賃金を上げられるのかという非常にシンプルな質問をしたつもりでしたけれども、上げられるかどうかというのは、ちょっと今の御答弁、もう、ごめ

んなさい、時間の関係で、また追ってさせていただきます。と思いますので、または是非ちょっとこれは深めていただければと思いますし、個人的に言えば、これはこれまで、いわば累次にわたって政策を打って、実質賃金を上げてこなかった、上げられなかった、むしろ、これは政策で上げられるのかどうかという方向感を変えないといけないと、私個人的には思っています。ありがとうございます。

後藤大臣、これで結構です。ありがとうございます。

それでは、岡田大臣に、ギャンブル依存症対策についてお伺いをいたします。

私の地元でも、ギャンブル依存症の家族を持つ方から切実な声をいただいております。家族会の方からも幾つか切実な声をいただいておりますので、その点、地元の声を届けるという意味も含めて、少し御質問させていただければと思います。まず、オンラインによるアクセス制限の必要性です。

国立病院機構久里浜医療センターの松下院長さんによると、ギャンブル依存症外来を訪れた約百八十人を対象とする調査では、主にオンラインでの公営ギャンブルなどをやっている人が三分の一を占めているということです。公営ギャンブルも今インターネットでその投票ができるようになって、ギャンブルに対していわば非常に容易にアクセスできるようになったということです。コロナの影響もあって、オンラインでのギャンブル参加が増えているということです。

これについては、基本計画でも、その投票における対策は考えられているということなんですけれども、随分トレンドは変わったと思うんですね、コロナで。なので、その実態はどうなっているのか。あるいは、更なる対策が必要だという声があると思うんですけども、大臣、どう考えましょうか。

○岡田国務大臣 お答え申し上げます。
現在、公営競技においても、ギャンブル等依存

症対策として、御本人や御家族の申請に基づき、インターネット投票の利用停止を行う制度や、また、利用者本人の申請に基づき、購入限度額を設定できる制度が導入されているところであります。

やはり、委員御指摘のとおり、コロナ以降、実際にそうした公営競技の場に足を運ばずとも、インターネット投票ということによって、一層これが、二十四時間可能になるというようなこともございまして、非常にギャンブル等依存症対策の一つの焦点になってくるのではないかとこのふうにも思います。

今後は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、これらの制度についてより一層の周知を図るための、インターネット投票サイトにおいて視覚的に訴えるような新たな注意喚起表示、特にのめり込みに対する注意喚起、こうしたことを関係事業者において検討を行い、令和六年度を目指して導入することといたしております。しっかりと対処をしてまいりたいと思っております。

○稲富委員 あともう一つ、オンラインのカジノが今これもまた非常に増えていまして、当然カジノは違法でございしますが、海外でそれをオンライン上でやれば、やるのが容易になっているわけですか。

例えば、これは私はやったことはありませんのであれですけども、無料サイトで、当初は、最初は無料で、容易にそこに入っていくってゲーム感覚で遊んでいくうちに、途中から課金ができるようになるということでカジノにはまってしまおうということもあるということで、特にコロナ禍においてこれが非常に進んでいってしまっている。海外に要は賭け金が随分と流出をしているということも言われております。

いわば、違法と合法、完全な違法行為だけれども、それがまず知られていないということと、合法、違法の境目が非常に低くなっているわけですか。

そこで、このことも併せて、先ほどありました

けれども、国民への注意喚起、オンラインカジノはとにかく違法なんですよということもしっかりと伝えていかなきゃいけないと思いますが、大臣の見解を伺います。

○岡田国務大臣 お答え申し上げます。

オンラインカジノ、これが日本国内で一部でも行われれば、それは刑法上の賭博罪が成立する、そのことはこれまでも政府として申し上げてきたことでありますけれども、違法であり犯罪である、このことは更に強調をしていくべきではないかというふうに私は思うところでございます。

オンラインカジノについては、現在、関係省庁がそれぞれの所掌に基づいて対応しておりますので、例えば、内閣官房はギャンブル依存症の対策、そして警察庁は、今おっしゃいました、違法なギャンブル等の捜査、取締り、また金融庁はマネーロンダリングの対策、また法務省は検察による捜査、取締り、あるいは刑法の解釈、こういったつかさつかさでしっかりとオンラインカジノに対して必要な対策を取っていくべきものと。我々も、合法、違法を問わず、依存症対策については我々の仕事と。担当大臣として最善を尽くしてまいりたい、このように考えております。

○稲富委員 しっかりと、是非、広報に努めていただきたいと思えます。ありがとうございます。

岡田大臣、これで結構です。ありがとうございます。

続きまして、小倉大臣、是非お願いいたします。

今日は、孤独、孤立について伺おうと思つたんですけれども、午前中から少子化の話もあつて、少し担当大臣として伺いたいんです、基本的なことです。

午前中からありましたように、出生率も下がります、恐らく、一年間、今年生まれる赤ちゃんは八十万人を割ると言われている。中位推計よりもはるかに早く人口減少が始まっている。有事だというふうにおっしゃいました。それは恐らく問題意識は共通だと思ふんですね。

ただ、これまで累次にわたつて政策を取ってきた

けれども今の状態にあつて、やはり、政策によつて本当に出生率を回復できるのかということを考えていかなきゃいけないと思ふんですね。

大臣は、政策によつて出生率を本当に上げられると思つていらっしゃるのか、その点をまず伺いたしたいと思います。

○小倉国務大臣 少子化の原因を分析をいたしますと、様々な課題がございます。例えば、午前中申し上げたように、出会いの機会がないですとか、あるいは、晩婚化に伴つて、肉体的な理由から子供が持たないというケースもございます。あるいは、教育費や子育て費用にお金がかかつて、経済的な理由で多くのお子さんを持たないという方もいらっしゃると思います。あるいは、仕事と子育ての両立が現状難しいという課題がございます。

それぞれ子供が持ちたくても持てない理由は様々でありまして、明確化されている部分もございしますので、それについては、一つ一つの政策を着実に実現することによつて、少子化の対策につなげるんじゃないかなと思います。

あともう一つ大きいのは、これも午前中申し上げたように、我が国は子育てに優しい社会であると思つている人が六割を超えております。子育て先進国のスウェーデンは僅か二%でありますから、やはり雰囲気として、非常に子供を持つことについて慎重に若い世代が特になつてしまっているのではないかとこのような気もいたしております。

そういったものについては、来年四月、こども家庭庁ができますので、政府が本腰を入れて少子化対策そして子供政策を行うということを国民の皆様さん方に理解をしてもらえようように努力をしたというふうに思います。

○稲富委員 大臣、別の方の答弁の中で財源の話があつて、ここはもう政治家としては是非。この少子化対策の財源をどうするかというのは、簡単な額じゃないですよ。でも、先ほど、政策によつて、ある意味、出生率を回復できる、あるいはできるという立場に立てば、やはりお金がかかる、

財源をどうするかということになるわけですね。

その中で、どういふふうに財源調達するのがいいのか。恒久財源が必要だというふうにたしかおっしゃったと思うんですけども、そうであれば、どうやってそれを調達する、それがいいと思われるのか、御自身の考えを教えてください。

○小倉国務大臣 たしか、恒久財源というか安定財源というふうに申し上げたと思ひます。

この安定財源の確保なくしては子供政策の充実はないというふうにも感じております。ただ、この安定財源の確保というのは、やはり国民各層の子育てあるいは子供政策に対する理解が何よりも重要だと思つています。

こども家庭庁の設置に伴つて、来年、こども大綱策定を初めてすることになります。このこども大綱の中で、これから先、少子化対策、子供政策、我が国でどうやって前に進めていくか、しっかりと書き込んでまいりたいと思ひます。

それで、まず、何に使うかについて国民の皆様方に十分に御理解をいただいてから、その安定財源の確保に国民各層の皆さんに納得をしてもらえような、そういう議論をして前に進めてまいりたいというふうに思います。

○稲富委員 財源調達ですので、やりくりするか、あるいは国債発行してそれで賄うか、あるいは増税するか、あるいは保険みたいな形にするのか、もうその三つしかないと思うんですね。

大臣、どう考えていらっしゃるのか。やりくりで終わらせるのか、それとも国債発行してもいいと思つていらっしゃるのか、それとも何らか増税が必要だと思つていらっしゃるのか、その考えを聞きたいんですね。

○小倉国務大臣 それは、もう繰り返しになりますけれども、様々な方策があると思ひます。歳入改革、歳出改革、それぞれあると思ひます。まさにこれについて国民各層の理解が必要だと思ひますし、理解をしていただく上で、まず使い道についてしっかりと提示をさせていただいて、納得を

していただくことが先決なんじゃないかというふうに思っております。

○稲富委員 この点はしっかりと、これからもまた議論できればと思います。

最後に、孤独・孤立対策の担当大臣ですよね。なぜこれが必要なのか、どういったお仕事をするのか、大臣の思いなり、どういった担務をするのか、是非お答えいただければと思います。

○小倉国務大臣 孤独・孤立対策についてであります。長引くコロナ禍の影響や物価高騰などによって、孤独、孤立の問題はより一層深刻な社会問題となっております。中でも自殺者数の増加などは、この孤独、孤立の問題もその要因の一つというふうに考えております。

また、核家族化や未婚化、晩婚化を背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった我が国の社会環境の変化が孤独を感じざるを得ない状況を生み出してきているとも考えておりまして、今後、こういった状況の深刻化も懸念をされております。

何をしているかということについてであります。昨年の二月、孤独・孤立対策の担当大臣が設置をされまして、昨年末に重点計画を打ち出しました。重点計画の下での基本方針の下で各施策を実施しているところでありまして、具体的に幾つか申し上げれば、こういった対策に取り組んでいるNPOに対する支援でありましたりとか、官民連携プラットフォーム、さらには全国で初めての実態調査、こういったことを実施しております。

また、それの方策について、更に継続、発展をさせていたいただきたいというふうに担当大臣としては考えているところであります。

○稲富委員 時間になりましたので、終わります。

谷大臣、申し訳ございません、また次回に御質問させていただきますと思います。

終わります。ありがとうございます。

○大西委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

よろしく願います。

本日は、この後、官房長官の記者会見があると聞いておりますので、冒頭、官房長官の方に質疑をさせていただければと思います。終わります、御退席をいただいて結構でございます。

本日取り上げさせていただきたいのは、まず初めに、先日執り行われました国葬儀の件、そしてその次に、小倉大臣に子育ての所得制限についてお伺いをさせていただきたいと思っております。そして、最後になりますが、高市大臣には経済安全保障の点について伺わせていただきたいと思います。

まず、国葬の、国の儀式の在り方、手続についてということで、質問通告に従いまして質問させていただきます。

私は、先日行われました安倍晋三元総理の国葬儀に参列をさせていただきました。そして、そこで献花をさせていただきました。当日、印象的だったのは、国会議事堂から衆議院のバスに乗って、ほかの議員の先生方と日本武道館に移動の最中ですけれども、皇居の周辺に沿ってバスに乗っておりますと、随分と長い行列ができておりました。それは、この葬儀に当たり、献花をしに行く国民の皆様が列だつたわけですが、中にも、聞くところによると、四時間、五時間以上並ばれた方もいらしたというふうに聞いております。一方で、国葬反対のプラカードや横断幕を持って主張を繰り返す方々もいらつしました。

これはやはり、賛成、反対、いろいろと国論を二分した一つの儀式であつたわけですが、これを調べていきますと、今回だけの現象ではなかつたということが分かつてまいります。

五十五年前の一九六七年十月三十一日に執り行われた吉田茂元総理の国葬では、神奈川県大磯町にあった元総理の自宅から日本武道館までの沿道には約十七万人の人々が集まつたと書物に書かれておりました。また、国葬には、当時の皇太子御夫妻を始め、海外七十二か国からの使節団、各界代表など約六千人が参列したという記録が残っております。

一方、当時も、吉田茂元総理の国葬が行われた翌年の国会質疑の中では、国葬を政府の思いつきだというふうに指摘する社会党の田中武夫議員の指摘に対して、水田三喜男当時の大蔵大臣は、国葬儀には法的根拠はない、何らかの基準が必要だなどと発言したというふうに議事録でも確認ができます。

こうした過去のやり取りなども考えますと、今回も現に賛成、反対、国論が二分された事態になりましたが、今回の国葬儀について、国会への事前説明なく閣議で決定したやり方、この法的妥当性というものを、改めて官房長官の御認識を伺いたいと思っております。

○松野国務大臣 浅野先生にお答えをさせていただきます。

安倍元総理の国葬儀につきましては、国の儀式を行うことは、立法権にも司法権にも属さず、当然行政権の作用に含まれ、また、現行の内閣府設置法において国の儀式に関する事務に属することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式の執行は行政権に属することは法律上も明確になっているかと考えております。

さらに、国葬儀の実施は国民の権利を制限したり義務を課したりするものでなく、法律による授権も必要としないことなどから、閣議決定を根拠に実施したところであり、法的にも妥当なものであると考えています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、官房長官の御答弁の中では、国民の権利義務を侵すものではないので行政権の範囲内でできるんだ、要約するとそういったことをおっしゃつたかと思えます。そういった、国民の権利を侵害しないのであれば行政権の中で行使できるんだという考え方、侵害留保説というふうにいうようなんですけれども、今の日本の法体系の中では、国民の権利を侵害しないのであれば行政権の任意性、裁量性の下でできるというような理解がされて、これまでも運営されてきております。

ただ、一方で、やはり侵害留保説と同様に、それに対する考え方というのが、重要事項留保説と

いうのがあるようでございます。これはどういうことかという、国民の関心が強い、あるいは国の在り方に関わるような重要な事柄について何かを決定する場合には、やはり事前の国民同意、言い換えれば国会の事前了承が必要ではないか、こういった考え方がございます。

私を含め多くの皆様、これまで、事前に国会に説明がなかったのはなぜなんだ、するべきではなかつたのか、こういった指摘をする方々の多くは、この重要事項留保説の立場に立つた主張をされてきているわけで、私もこの立場に立っております。

やはり五十五年前も同じことを繰り返しております。今回もまた同じように閣議了解のみでこの儀式を決定したがゆえに、国論を二分する議論に発展をいたしました。

確かに、国民の権利義務を侵してはいないかもしれない。だけれども、日本という国にとって重要な儀式を行うかどうかの判断というのは、望ましくは、やはり国民の理解の下で静かに行われるのがあるべき姿ではないかというふうに思っております。

したがって、今後いろいろなルールを設けるといったことも考えるというような岸田総理の御発言もあつたようではありますが、この国会の事前同意、又は手続に関する法整備、ないしはそういった基準づくりといったものがやはり私は必要だと思っております。官房長官の御所見を改めて伺いたいと思っております。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

行政の実務におきましては、先ほど私から答弁をさせていただきましたとおり、先生から御紹介をいただきました侵害留保説という立場に立っているところでございますが、先生からお話があつたような御意見、重要事項留保説があることは承知しております。

政府としては、国葬儀を含む国の儀式を行うということは当然行政権の範囲であり、先ほど申し上げたとおりでございますが、国民の権利を制限したり義務を課すものではないため、法律の根拠

は必ずしも必要でなく、行政の裁量によって実務可能と考えています。

一方で、安倍元総理の国葬儀に対して、国民の皆様や各党各会派から様々な御意見、御批判をいただいていることは真摯に受け止めなければならぬと考えており、政府としては検証を行うこととしています。

国会との関係など、どのような手順を経るべきかについて、幅広い有識者から意見を伺い、意見と論点を整理してお示しをしたいと考えております。

○浅野委員 是非、その政府内における検証も行っていた上で、その結果についてはしっかり国会にも御説明をいただきたいと思いますが、御存じのように、これからこの衆議院においても、議院運営委員会を中心に、先日の国葬儀の検証というものが行われる予定になっておりますので、是非そちらにも注視をしていただきたいと思っております。

ちなみに、私がなぜこのような重要事項留保説の立場に立ったのかという背景を少しだけお話しさせていただきますと、吉田茂元総理の国葬儀を決定したのは、御案内のように佐藤内閣でございます。このときに、じゃ、なぜ内閣の了解の下で国葬儀が決められるのかというのは、当時も議論があったそうなんです、そのときの理由の一つになったのが、一九五一年に行われた貞明皇后陛下の大喪儀、これを閣議了解で国葬として行ったという事実があった。これを一つの参考として、閣議了解で国葬儀を行うことができるということを佐藤内閣が判断をし、吉田茂元総理の国葬儀を行うことにした。そういったような文獻といえましょうか過去の資料を私は拝見いたしました、そういった経緯もあったのではないかとこのように考えております。

ただし、少し気になるのは、貞明皇后陛下というのはやはり皇族であらせられますし、皇族の喪儀を国葬で行うかどうかという問題と、元総理といえ国民を国葬儀として、国葬儀を行うかどうか、この判断がなぜそこでつながったのかと

いうことであります。

ですので、皇族の喪儀と国民の葬儀というものを当時どのような整理をしたのか、私もまだここまでは調査がし切れていませんけれども、吉田茂元総理の国葬儀が行われたから、そういう前例があるから安倍元総理の国葬儀も行える、こういう判断はもう少し慎重に考えるべきではないかというふうに思っております。

なぜなら、吉田茂元総理の国葬儀が判断された背景には、貞明皇后陛下の国葬儀が参考にされていた、そこに皇族と一国民との差があったということであり、ここは政府内においてもしっかりと検証していただければ私としてもよろしいのではないかとこのように考えております。

ちなみに、国民民主党も、この国葬の在り方について党内で議論をまいりまして、つい先ほど、今日の午後二時に、国の儀式として行う葬儀に関する法律案というものを参議院の方に提出をさせていただきました。私どもの考えとしては、国葬儀として行うのは天皇陛下、上皇陛下に限る、そして、国民を国葬、国を挙げて見送るかどうかというのは、あくまでもやはり内閣葬として判断されるべきではないか、こういった内容でございます。是非、官房長官には後ほどこちらを御一読いただきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっと先ほども申し上げましたが、一点確認をさせていただいて、官房長官への質疑は終わりたいと思います。

これから、議院運営委員会を中心に国会内においても国葬の検証作業が行われます。この結果がどういった結果になるのか、まだ各党派間の協議前でございますので、私からは何も言えることはいないんですけれども、いずれにしても、立法府としての考え方がまとまった場合、是非、政府としても尊重していただきたい。それに対する官房長官の現段階での御見解を伺いたいと思います。

○松野国務大臣 お答えをいたします。

一般論として、国会で、国会の意思が示された場合には、これは厳粛に受け止めるべきものであ

ると考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

是非、今後の議論に御注目をいただきたいというふうに思います。

では、官房長官はここまでで結構ですので、御退席いただいて大丈夫です。

では、続きまして、小倉大臣の方に、子育て支援策に関する所得制限、これをテーマに質疑をさせていただきたいというふうに思います。

小倉大臣は、少し恐縮ですが同世代ということもありまして、今の我々世代、そして我々よりも若い世代が抱える子育ての悩みや、そしてどういった環境の中で子育てに従事しているのか、よく御理解をされているということを私も期待をしながら質疑をさせていただきたいと思っております。

国民民主党、我々としては、子供に関する公的給付についてはそもそも所得制限を撤廃すべきだという基本的な姿勢の下にこれまで活動してまいりました。

そんな中で、小倉大臣が先日、SNS、ツイッターにおきまして、子育て支援に関する給付はできる限り所得制限をかけずに行うべきだというふうな発信をされておりました。十月の十八日のツイッターへの投稿だというふうに記憶をしております。

この発言に対して、私も少し期待を持ちましたし、世の中の子育て世帯の皆様も反応された方がたくさんいらっしゃいました。

まず、最初の質問は、こういった発言、発信内容、どのように考えてそのように発信をされたのか、そのような考えに至った理由と、これまで政府方針としては、やはり所得制限のある種肯定している考え方のように見受けていたんですけれども、これまでの政府方針との差異について大臣の方から御説明をいただきたいと思っております。

○小倉国務大臣 どうもありがとうございます。

浅野委員、同世代でありますので、お互い切磋琢磨させていただければ、このように思っております。

言及をいただきました私のツイッターについて

であります。

ツイッターの文面は、こうした給付に際してというふうな文言でございまして、こうした給付というのは何を指しているのかという、今、総合経済対策の中で検討されている、妊娠から出産、子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を合わせたパッケージに関して言及をさせていただいております。それについてできる限り所得制限をすべきではないというのが、私のツイッターの発信の趣旨であります。

なぜこういった発信をしたのかについてでありますけれども、私といたしましては、伴走型の相談支援は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、全ての妊産婦、子育て家庭に必要な支援を確実に届けるために重要なものであり、かつ、併せて検討している経済的な支援を伴走型の相談支援とパッケージで実施することにより、相談実施機関へのアクセスがより容易なものと考えているからであって、そうするに当たって、できる限り幅広い方々を対象にするという観点を大切にしたいという意見を申し上げました。

なお、この支援パッケージは所得制限を設けない方向で検討されているというふうに承知をしております。

政府方針との整合性はという問いもありました。

政府といたしましては、これまでお答えしておりますとおり、各制度において、所得制限を設けるかどうか、所得制限があるものもあればないものもございまして。それについては、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものと考えておまして、私の今回の発信も、この方針に沿ったものだというふうに認識をしております。

○浅野委員 ありがとうございます。

伴走型の支援、それをパッケージとして提供するに当たって、この施策に関しては所得制限は設けず広く対象とする、そういった御答弁だという

ふうに理解をいたしました。

百点満点では私としてはなかったんですが、これまで様々な現金給付策がございました。やはり非課税世帯を対象としていたり、一定の年収以下の世帯を対象としたり、こういった施策が数多くある中で、今回、所得制限を設けないという点については一定評価をさせていただきたいというふうに思いますが、やはり、本当に子育ての現場で頑張っている方々や多くのお父さん、お母さん、そして関係する御家族の皆さんからすれば、もう一步、二歩踏み込んだ大胆な政策転換を期待したい、そういうふうと考えているのもまた現実でございます。

続いて、児童手当にちよつと話を移していきたいと思うんですが、この児童手当の制度というのは、今大臣の方も、制度の目的に合わせてという話がございました。

児童手当法の第一条には、児童手当の目的が書いてございます。ちよつと一部を読み上げますと、「父母その他の保護者が子育てについての第一義の責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする」、こういったことが書かれております。

そのために、今、児童手当、具体的には、三歳未満で月一万五千元、三歳から十二歳で一万円、三子以降は一万五千元ですね、そして中学生には月一万円というような金額が支給されているわけですが、これにはやはり年収九百六十万というものを境に所得制限が設けられているわけがあります。

改めて大臣に確認させていただきたいんですが、この児童手当の目的、そして今申し上げたような支給方法を踏まえたときに、じゃ、なぜ所得制限を設ける必要性がこの制度であつたのか、その理由について御答弁を求めたいと思います。

○小倉国務大臣 お答えいたします。

児童手当制度、まさに御紹介いただいたように

二つ目的がございます。一つは、次代の社会を担う児童の健全な成長ということでございまして、他方で、家庭等の生活の安定に寄与するという目的もでございます。生活をどれくらい支えられるか、特に、生活の厳しい、収入の少ない家庭をどう支えていくかというものが児童手当の目的の大きな一つでございまして。そういった趣旨に鑑みまして、昭和四十七年の制度発足時から、この児童手当については所得制限が設けられているものと承知をいたしております。

他方で、様々な御意見があることも理解をいたしております。私も、大臣になりましてから、子育て当事者とたくさん意見交換を交わしました。非常に子育てに経済的な負担が重いことも理解をさせていただいております。

いずれにしても、児童手当につきましては、令和三年の改正法附則におきまして、児童の数等に応じた効果的な支給、その財源の在り方、支給要件の在り方について、子供、子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえて、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討を加えることとされておりまして、子供政策全体の中で検討を加えていくことになるというふうに考えております。

○浅野委員 今、大臣からも、いろいろ関係者のお話を聞いているという話がありましたが、少し、これも大臣は十分に御認識だと思ふんですが、この児童手当法が制定された昭和四十六年、そして運用が開始された昭和四十七年当時というのは、この日本国内における世帯構成、いわゆる専業主婦世帯というのが非常に大勢を占めておりまして、共働き世帯というのが非常に少ない時代でありました。それが、御存じのように、平成に入ってから逆転をして、今は共働き世帯がほとんど、子育て世帯の多くを占めているような環境になっております。

それで、改めてこの児童手当法の第一条を読み返してみますと、父母その他の保護者が子育てについての第一義責任を有すると書いてあります。お父さんだけじゃない、お母さんも、そしてその他の家族も第一義責任を有している、家族全員で

第一義責任を有しているというふうに読むことができますが、当時はやはり働いている者がいわゆる世帯主でしたので、世帯主の年収を基準に所得制限が今も運用されております。

ですけれども、今現在、じゃ、世帯の収入環境はどうなっているかという点、先ほど申し上げたように共働きが多くなっておりますし、また、両親のみならず、ほかにも収入を得ている家族がいるかもしれない。そういった中で、やはり生活を支えるというのは非常に大事だと思うんですね、生活を支えるために児童手当を給付するというのは大事なことでございます、ですけれども、その前提として世帯主の年収で区切っているから、いろいろな逆転現象だとか国民の中での不公平感というのが生まれてきているのではないかなというふうに思います。

今、家族の在り方も非常に多様になってくる中で、世帯主の年収で所得制限を考えるとということでは時代に合わないんじゃないか、むしろ、多様な家族の在り方を考えるならば、もはやこの所得制限という制度そのものが要らないのではないかと、私はそのように考えております。

この点に関して、大臣、何か御所見があらましたらお願いいたします。

○小倉国務大臣 私も、家族環境が変化をする中で、どうやって子育て当事者を支えるかということとはしっかりと考えていかなければいけないと思ひます。だから、政府はこれまで累次に、例えば保育所の整備でありましたとか、あるいは保育の無償化を手がけてまいりました。先ほど来申し上げております伴走型支援も、まさに時代に合った子育てサービスをいかに提供するかという観点から検討しているものでございます。

今委員から御指摘のありました、そういった家族環境が変わる中で、主たる生計維持者の収入を基に現在支給を決定をいたしておりますけれども、それをどう考えるかということでもあります。

先般の児童手当の見直しの際に、世帯間の公平性の観点から世帯合算の導入を求める重点化の御意見があつた一方で、導入した場合の共働き世帯

への影響があるという御意見もありました。そういった検討の結果、導入を見送ることとした経緯があるのは委員も御承知のとおりかと思ひます。

他方、繰り返しになりますけれども、先ほど言及をさせていただいた附則の中で様々な検討規定がございまして。そういった検討規定の中で、委員が言及をされた世帯合算についても検討していくことになるものというふうにご覧いただいております。

○浅野委員 私は、世帯合算で所得制限を考えればいいといった意図ではなくて、やはり収入の形、そして家族の形、いろいろなものが多様化する中で、所得制限をかけるということが非常に難しくなっている、そういったことを考えれば、所得制限がないという前提の下にいろいろな制度設計をすべきではないか、そういうことを今日はお伝えをしたかったので、その点、是非、誤解なきようにお願いしたいと思ひます。

もう一点、この所得制限に関連して、以前、二〇一二年以降、自民党が政権復帰を果たしてから、所得制限が、再びと言つたらいいんでしょうが、児童手当に所得制限が復活をいたしました。しかし、それ以前は所得制限とセットで年少扶養控除という制度が存在をしております、民主党政権のときに、所得制限を撤廃したときに年少扶養控除を廃止をしております。

ですので、考え方としては、所得制限を復活させるのであれば、年少扶養控除も復活させてほしい、こういった声が多いわけですが、現在、は所得制限のみが復活をしております、運用されております。

私はやはり年少扶養控除を復活すべきではないかと思ふんですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○小倉国務大臣 お答えをいたします。

御指摘の年少扶養控除につきましては、民主党政権のときの子どもの手当の創設に合わせて廃止されたものと承知をしております。

この年少扶養控除の廃止に合わせて、確保した

財源等を元に、その後、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などを進めて、子育て支援の更なる充実を図っております。

再び年少扶養控除を設けるべきではないかという御指摘がありました。設けることは考えてはございません。

いずれにしても、引き続き、子育て世帯への支援の充実に取り組んでいきたいというふうに思います。

○浅野委員 過去の関係大臣、同様な答弁をされているんですけども、私はやはり、幼保の無償化ですとか子育て支援を充実しているから年少扶養控除の復活が不要なんだという論理は、少し粗っぽいかなというふうに思います。

なぜなら、やはり消費税を増税するときに、その増税分の使途として、子供たちの環境改善であつたり介護職の待遇改善に充てよう、こういう合意、合意というか、こういうことが決定されて実施をされました。ただ、だからといって、元々あつた子育て施策の一部をやらなくて済んだというような考え方では、いつまでたつても子育て政策、子育て支援策が充実していかないと思うんですね。

ですから、元々あつた制度をしつかり生かしながら、その上に消費税財源で今回の幼保無償化であつたり様々な施策をするということであれば、やはり増税した価値があつたというふうに言えるのかもしれないが、消費税増税分を財源にこれをやつたからこつちはやらなくてもいいというような考え方に至つてしまうと、施策としての発展性、将来性というのが余り期待できなくなつてしまいますので、そこは今後、是非、引き続き議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、小倉大臣、以上となりますので御退席いただいても結構でございます。

残りの時間僅かとなりましたが、高市大臣、お待ちいたしました。最後に、経済安全保障について質疑をさせていただきたいと思います。

現在の日本の貿易総額の二三・九％は中国とのやり取りであります、これは二〇二〇年度のデー

タであります。中国に対する依存度を高めてきた結果、例えばコロナ禍では、中国国内のロックダウンの影響によって日本のサプライチェーンが大きな影響を受けました。打撃と言つてもいいかもしれません。例えばマスク不足もそうでしたが、こういったことがあります。

アメリカは、大国間競争時代に備えて、米中経済のデカップリングを目指しているという話もございます。

また、先日行われた中国共産党の中央委員会の中では、やはり国内、中国の超巨大市場の優位性をよりどころとして世界のリソースを集めるという内容ですとか、あるいは、国内大循環と呼ぶ内需主導型経済を構築をするといった方針が出されておりますし、その他方、外国からの制裁や内政干渉に対抗する仕組みを整備するといった言及もされております。

いろいろなことを考えなければいけないこの中央委員会の内容だつたわけですが、こうした現状を踏まえて、今後の対中依存度の在り方、特に経済面ですが、大臣がどのような課題認識を持っているのか伺いたいと思います。

○高市国務大臣 今委員おっしゃつたように、確かに、コロナ禍で、私たちは初めて中国でマスクの七割を生産していたんだということに気がついたり、様々なものが不足をいたしました。ですから、やはりサプライチェーンを強化していかなくさやいけないという問題意識の中にあつて、国会において経済安全保障推進法をお定めいただいたものと思つております。

とにかく、この経済安全保障推進法というのは、特別に中国というふうに、特定の国を念頭に置いたものではございませんけれども、ただ、安全保障に影響を与える、こういうファクターをフォローするということは当然だと思ひます。

特に、先ほどおっしゃつたサプライチェーンという点でいいますと、今回の法律の中にも日本の経済構造の自律性の確保のための取組が盛り込まれておりますので、現在、特定重要物資を何にするかということで、様々な民間企業にもお伺いをし

ながら、できるだけ早く政令で決定をしていく、その取組を進めているところでです。

これまででは、ちよつと経済効率性ということを日本は重視し過ぎて、大きな市場のそばに工場を持つていくとか、それから安く輸入できるものは輸入するというものでしたけれども、特に命に関わるもの、また私たちの生活や産業に広く普及しているもの、それから将来途絶する蓋然性が高いもの、こういったものではできるだけ自国で生産できるような環境をつくらなくさやいけないし、また、今、日本にないもので、代替できる物資をまた研究開発してくださる、こういった企業に対しても支援をしていかなさやいけないと考えております。

○浅野委員 そこはおっしゃるとおりだと思ひます。私がちよつと問題意識を持つておりますのは、経済安全保障関連法、この通常国会で成立した内容を見ますと、やはり外部からの変動要因に対して、いかに日本国内経済、レジリエンスを保持しておくか、こういった外乱に対する強靱性のようなものも重要視されておりますし、あとは、技術開発面でしつかり日本の強みを発揮するような官民連携ですとか、特許の非公開制度がございました。

ただ、私がもう一つ重要だと思つているのは、中国となると超巨大市場ですので、対中国経済と日本経済とのつながり方、あるいはアメリカ経済と日本経済とのつながり方、地域であつたり相手国の市場と日本がどのような意図を持つて関係性をつくり上げていくのか、守りではなく攻めの考え方に従つてやはり経済政策といったものは考えなければいけないと思ひます。

その点では、今日はちよつと残り時間がございませぬが、次回以降、高市大臣とこういった観点についても議論をさせていただきたいと思ひます。

それでは、時間が参りましたので、本日は終了させていただきます。ありがとうございます。

〔委員長退席、神田(憲)委員長代理着席〕

○神田(憲)委員長代理 次に、堀場幸子君。

○堀場委員 日本維新の会、堀場幸子です。

本日は、内閣委員会で質疑をさせていただくのは何だかちよつと久々で、どきどきさせていただいておりますけれども、私、実は文科委員の方でも委員会に所属をさせていただいております。本日御質問させていただく案件に関しては、文科でも関わりのあるようなことだと思つて、この二点を挙げさせていただいております。

ちよつと通告と順番を変えさせていただきたいと思ふんですけども、一番最初に、通園バスの安全対策についてお伺いしたいと思ひます。

九月五日、静岡県、牧之原市において、幼保連携型の認定こども園にて、子供が痛ましい事故で亡くなるということがありました。熱中症でございました。

この事案の原因は何だと思ひますか、教えてください。

○小倉国務大臣 堀場委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、御指摘をいただきました静岡県牧之原市で起きた通園バスにおける事故を受けて、静岡県から報告を受けると同時に、私を議長といたします関係府省会議を開催をいたしまして、有識者、先進自治体からヒアリングを行いました。

それらを通じまして、今回の事故における園の対応の問題点、原因といたしまして、例えば、園児のバスの降車時に、運転者、乗務員共に、送迎用バスに幼児が残つていないか確認を行わなかつたこと、園児の出入について職員間での共有や保護者への確認ができていなかったこと、また、園全体として、バスの送迎に関して、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決めて各職員に周知することをしていなかったことなどがあつたと考えております。これらを踏まえて緊急対策の取りまとめを行わせていただきました。

○堀場委員 ありがとうございます。

私どもも、日本維新の会の方で、十月七日には維新でレクをさせていただいております。この際に、今大臣のおっしゃられた、こども政策担当大臣の指示ということで、緊急対策の取りまとめに

当たつての基本方針というものの御説明を受けました。私どもは、この中でごく疑問に思つたことがありました。

そのときに、うちの議員の中から、今回の事象の原因は何ですかと問われた際に、まだ原因は分かつていませんというふうなお答えを頂戴していた、何が問題だったのか、何が一番の問題だったのかというところまでは、静岡県の方から上がつてきていないため、まだ決まっていますというこゝろだったんですけれども、このときに既に、安全装置をつけるということが確定しているというふうに伺っていました。これは、原因が何か分かつていないにもかかわらず先に対応が出てきたということになっていて、私たちの党では非常に疑問視された場所でした。

そもそも、九月九日に総理の指示で、緊急点検であつたり実地調査の指示が出たと伺っています。関係者のヒアリング、そして、マニュアルであつたり登園のシステムであつたり、そういったものをしっかりと確認するようにという指示が出て、小倉大臣が御対応されたと思つています。

でも、もうそのときは様々なことが想定されていて、私どもは完全なるヒューマンエラーなのではないかというふうな認識を持っていたんですけれども、安全装置の義務化、そしてそのガイドラインを作る、そしてマニュアルを作るというふうな順番で説明を受けたんですけれども、この安全装置の義務化が決まつた経緯について教えてください。

○小倉国務大臣 確かに、この取りまとめにつきましては、静岡県の特別指導監査の終了を待つことなく行いました。

と申しますのも、今後同じような悲劇が二度と繰り返されることのないように、できるだけ早く子供の安全を確保することが重要だと判断したからであります。当然、静岡県の状況を伺うと同時に、様々な、先ほど申し上げたような、有識者や先進自治体からお話を伺つた上で対策を取りまとめたわけであります。

安全装置についての御質問がございました。

当然、我々は、ヒューマンエラー自体をなくすことの重要性も認識をしております、車内に子供が残っていないのか園の職員等がしっかりと確認することこそが重要だと思っております。だからこそ、義務化する項目の一つに、バスの乗降車時等の子供の所在確認を加えさせていただきました。

他方で、ヒューマンエラーというのはどうしても起こり得るものでありますから、このヒューマンエラーを補完する観点から、今回、バスへの安全装置の整備を義務化することとしたわけでありまして、あわせて、これも言及ありましたように、全職員、関係者が共通認識を持つて取り組んでいただくような安全管理マニュアルを作成、周知をしております、こうしたソフト、ハード両面から、園の職員等が確実に車内の確認をし、置き去りが生じないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○堀場委員 ありがとうございます。

緊急点検の結果の概要というものも頂戴しまして、拝見しておりますと、多くの園であつたり学校では、ほとんどのところがしっかりと確認という作業をしていると思います。私も学校の現場にいたときに、出席の確認というのは非常に、何人もの目でやっている、そういった作業だと思ひます。なぜならば、来ていなかったら困るからです。

そういったことを踏まえると、ほかの園は本当に真摯に一生懸命取り組んでいました。にもかかわらず、この案件が起きて、そして、安全装置を義務化するということになりました。ということは、私たちの法案を出させていただきましたけれども、その方では、安全装置を義務化するという負担を園側に強いるにもかかわらず、園側はそれだけでも負担が増えてしまうんですけれども、そういったものに対する支援というのはどのようになっているのか、教えてください。

報道では、上限二十万円、国が九割、自治体一割というふうに報道されていたものも見たんですけれども、現状、国としてはどのように判断され

ているか、教えてください。

○小倉国務大臣 お答えさせていただきます。安全装置について、まさに緊急点検の結果、どれぐらいの園が入っているかというところ、一ヶ月前後という結果でございました。

そういう意味では、園の設備や備品等の整備、維持管理については基本的には事業者の責任で適切に行つていただくことになっておりますが、今回、義務化されるまでの期間が非常に短いこと、あるいは、市場に出回っているような安全装置の数がまだ少ないこと等に鑑みまして、今回の安全装置の整備に関する国からの支援でありますけれども、事業者の負担が、先ほど九割とありましたけれども、実際には実質的にゼロとなるように財政措置を講じる必要があるというふうに考えております。

○堀場委員 ありがとうございます。

ということとは、上限の二十万円というのもないということでしょうか。

○小倉国務大臣 これは、先ほど申し上げたように、まだ市場に出回っている安全装置自体が数が少のうございします。そういった安全装置が標準的な装置かというものをしっかりと見極めた上で、標準的な安全装置を装備する上で事業者の負担が実質的にゼロになるような、そういう適切な予算措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

○堀場委員 そうなんですすよね。プザー式のもは、非常に安価なものも出回っているというふうに聞いております。韓国であつたりアメリカであれば義務化されているエリアもありますので、そういったところから取り寄せると非常に安いものもあるとは聞いているんですけれども、一方で、センサーというようなものを導入した場合は、本当に高価なものだというふうに聞いています。

なので、この上限を決めないで措置をするというの、ちよつと予算がどうなるのかなという心配とともに、ただ、園の方に負担をかけないというの、非常に重要なことなのではないかというふうに思っています。

日本維新の会及び立憲民主党さんと一緒に出させていただきました法案には、維持費の方も園側で負担をする必要があるんじゃないかというふうに考えています。なぜならば、今導入しているのが一ヶ月前後だからなんです。

これは、皆さん多分使い方とかもよく分かつていないし、それなのでマニュアルを作られると思うんですけれども、こういったものに、維持管理をしていくのに一体どのぐらいお金がかかるのかなということも踏まえると、やはり、実質的な負担がゼロになるようにするというのであれば、こういった維持費に関してもゼロにするべきではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○小倉国務大臣 先ほど答弁申し上げたように、基本的には、園の設備や備品の導入、整備というのは事業者の責任で基本的に行つていただくことになっております。

今回は様々な、先ほど申し上げたような背景がございまして、実質的にゼロ負担となるような財政措置を講じる必要があると考えているわけでありますけれども、そういった意味では、安全装置の維持管理費につきましては、他の設備や備品等とのバランスや財源確保の方策と併せて考えるべきものというふうに認識しております。

○堀場委員 ありがとうございます。

そして、同時に出される安全管理マニュアルというものについてお尋ねさせていただきます。マニュアルを渡して、はい、やってくださいというの、なかなか厳しいのかなというふうに私どもは考えています。このマニュアルはどういったものか、教えてください。

○小倉国務大臣 お答えをいたします。

先ほど、関係府省会議で有識者の方々からヒアリングをいたしました。園の現場の皆さん方は大変多忙でございしますので、分かりづらいマニュアルあるいは大量のマニュアルは、逆に園の現場の皆様方に負担をかけてしまうという御意見もいただきました。

そういった御意見を踏まえて、分かりやすく、

簡潔なものとなるように心がけさせていただきまし、あわせて、今後、研修等で御活用いただけるような動画なども作成をして、より実効性の高いものとなるように努めてまいりたいというふうに思います。

また、現場で運用していく中で、都道府県や各園から、工夫すべき点など様々な意見が出てくることは考えられるところでありまして、そのような追加的に出てきた意見も踏まえて、必要に応じ、マニュアルの改定には柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○堀場委員 ありがとうございます。

全く同じ意見で、実はみんな、九割以上、九割近い園が、非常に頑張って真面目に取り組んでいらつしやる中で、こういったマニュアルを上から国がやりなさいというのは、本当に現場の中で混乱を生むだろうなということが容易に想像されると思っております。ですので、是非、こういったものは現場の中で、現場の先生たちが使ってみてどうなのかというところにしつかりと耳を傾けていただければなというふうに思います。

次の質問に行きます。

日本の女性の活躍についてお尋ねいたします。ちよっと順番が違くなつてしまつて申し訳ないです。

女性の経済的自立にはどのような施策が必要だと考えているか、小倉大臣、お願いいたします。

○小倉国務大臣 今委員が言及されました女性の経済的な自立というのは、社会環境が変化をして人生百年時代を迎える中で、女性がその長い人生を通じて経済的な困窮に陥らないようにするために極めて重要だというふうに思っております。そういった認識の下で、新しい資本主義の中核にも、女性の経済的な自立というのを位置づけさせていただいております。

具体的の方策でありますけれども、まずは、男女間の賃金格差の是正に向けて女性の正規雇用比率を増やしていくなど、構造的な課題への対応が必要だと思っております。

なканずく、女性の労働力率が出産、育児期に

低下をするいわゆるM字カーブは解消に向かつておりますが、出産後に女性の正規雇用比率が低下をするいわゆるL字カーブが現在でも解消されております。このため、今年の四月に策定した女性デジタル人材育成プランに基づいて、成長分野への労働移動を促すなど、女性の正規雇用の拡大や処遇改善に取り組んでまいりたいと思ひます。

あわせて、男性の育児休業取得の促進や長時間労働慣行の是正などを通じて、男性の家事、育児への参画を進めて、男女共に仕事と子育てを両立できる環境を整備してまいります。

また、女性役員始め女性の登用を更に促していくことも重要だと思つておりまして、内閣府では、現在、プライム市場上場企業を対象に執行役員等を含めた役員に占める女性割合の調査を実施しております、この結果を踏まえて、今年度中に第五次男女共同参画基本計画における令和七年までの企業における女性役員の割合に関する新たな成果目標の設定を行うべく検討を進めております。

こうした数値目標を掲げて、その進捗状況をしっかりと見える化をしながら、女性役員を始め女性の登用目標達成に向けた取組を担当大臣としてしっかりと進めてまいりたいと思ひます。

〔神田(憲)委員長代理退席、委員長着席〕

○堀場委員 ありがとうございます。

私ども日本維新の会では、日本大改革プランというものを作らせていただいております。今大臣の答弁にありました、正規雇用の比率を上げる、私はこれは余り、戻れるのかなというところがあります。お休みして戻るのは本当に心苦しいですし、同じポストには戻れないですし、様々なこと、戻るといふことではそうです。辞めて、そして正規の雇用を増やすというふうになりますけれども、また二人目ができたときには同じことにな

私たちは、労働の市場を流動化して、移動するということに関しては非常に歓迎すべきものだと思つているんですけども、それを、常に正社員であるべきなのかということに関しては、少し考

えが違ふのかなというふうに思つているところです。

政府が発表しています女性の経済的自立というところでも、女性の視点も踏まえた社会保障制度、税制等の検討というところで、配偶者の経済力に依存しやすい制度は男女の賃金格差も相まって女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果になつてい、今の社会保障制度ですね。現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなつていないというようなことが御指摘された上で、社会保障制度や税制について、やはり再度検討しなければならぬのかという、すごく重要な指摘をされていると思ひます。

私ども、日本大改革プランでは、労働の在り方というものをしっかりと議論させていただいておりますし、まず、失業保険の在り方も含めて、自分の意思で辞めたときにはなかなかもらえないとかそういったことではなくて、しっかりと失業保険ももらえるであつたり、我が党では、セーフティーネットですけれども、ベーシックインカム、給付つき税額控除、どちらかのしっかりとしたセーフティーネットをしつこと、労働市場を移動しやすくなるんじゃないかであつたりとか、そして、子供がしっかりと産めるようにN分のN乗方式を取る税制の改革であつたりとか、本当に様々な大改革が必要なんだろうなというふうに思つています。

昭和から続く、女性が働くということがなかなか受け入れられないこの日本社会を変えるには、本当にもつとも根本的なグレートリセットが必要だと思つておりますので、是非またこういった議論をさせていただきたいと思ひます。

ちよつとお時間がなくなつてきましたので、残りの少量化のことであつたり子ども家庭庁のことは、またおいおいゆつくりやらせていただければなと思つております。小倉大臣、ありがとうございます。

次に、高市大臣にお尋ねさせていただきたいと思ひます。

私は、今日、実は本当に楽しみにしていただい

す。なぜならば、先ほどのデジタル人材もそうですが、女性が、安全保障であつたりそういったものをこういう場で議論することがなかなかないなというふうに感じていました。なので、今日、こういう質問ができることをとても光榮に思つています。

一番最初に質問させていただきます。

科学技術の提携であつたり連携を推進する場合には、私はセキユリテイクリアランスというものが必要だと思つています。このセキユリテイクリアランスの議論、今日、本当にすごいなと思つていたのは、自民党さんからも、立憲民主党さんからも、そして国民民主党さんからも、セキユリテイクリアランスの問題はいつ進むのだというような質疑がありました。私も同じ思ひでございます。

この議論はいつ本格化するのか、そして法整備の必要性について、こういったところに、高市大臣の思ひをお聞かせください。

○高市国務大臣 ありがとうございます。

国会でも附帯決議をいただきました。セキユリテイクリアランスということは、例えば国際共同研究を行う上でも、相手から求められる場合もありましようし、また、日本の大切な技術が流出してしまわぬようにお互いに重要な情報を守り合う、こういう環境をつくるために非常に重要なことだと考えております。

今、本当に急げ急げという声をいただいて、とてもありがたく思つております。各所から御意見を伺いながら、ただ、様々な立場の方がいらつしやいます。また、クリアランスという事柄の性質上、難しい課題も民間企業にはあります。そういったことも勘案しながら、やはり日本として、これだ、これがベストだという制度をできるだけ早くつくり上げるべく頑張つてまいります。

○堀場委員 ありがとうございます。

実は、先ほども申し上げましたとおり、私は今、文科委員も兼任させていただいております。十月三日に、イノベーションの研究、文化、教育、青少年を担当されている欧州委員の皆様と懇

談する機会を頂戴いたしました。その際に、国際頭脳コラボレーション等、地球規模の課題解決のために適正な競争と協力が必要だというふうなお話になりました。私もそのように思っています。

私は、最先端の研究を共同で行う場合、一番重要になるのは価値の共有だと思っています。そして、その価値の共有をしているということをどのよう

に担保するのか、保証していくのかということとも必要だと発言をさせていただきました。

当然、防衛分野におけるセキュリティクリアランスも非常に重要だと思っ

ています。その一方で、セキュリティクリアランスの議論の必要性を、とても重要性を認識しています。前の国会でも経済安全保障の議論の際に質疑をさせていただいたんですけれども、是非高市大臣のリーダーシップで、各層必要なセキュリティクリアランスについての議論を進めていただきたいと思っています。

私が一番懸念しているのは、その価値の共有の担保というところと、それをしなければ連携できないのではないかと、国際的に孤立しないかというふうな懸念を持っているんですけれども、その点について、高市大臣の御見識をお願いいたします。

○高市国務大臣 確かに、価値の共有というのはとても大事なことだと思います。そして、我が国の重要な技術が、仮にも我が国を狙うかもしれない兵器に流用されるというふうなことになったら、これはもう大変でございます。今、友好国と

も徐々に議論を進めていかなければならないなと思っております。

日本でセキュリティクリアランスの制度をつくりましたよといっても、他国から認められないという内容では困りますので、そういったことも併せて、ベストな制度を築き上げるべく頑張つてまいりたいと思っております。

○堀場委員 ありがとうございます。

是非この内閣委員会でも、そういった質疑をさせていただければというふうに思っています。

経済安全保障の議論の際に、私も本

前に進めていくためには、この内閣委員会の場で、様々な議論と情報を共有させていただけるというのが非常に重要ではないかと思っております。是非引き続きよろしく願

重要土地等調査法の施行について、この土地利用状況調査というのはどのようなものか、教えてください。

○高市国務大臣 この重要土地等調査法に基づき実施する土地等利用状況調査でございますが、注視区域内にある土地などで機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用状況を把握するために行うものでございます。

調査は、公簿などの収集を基本として、必要に応じて、現地・現況調査、また土地等利用者に対する報告徴収などの方法を適切に組み合わせ

産登記簿の情報を利用して、注視区域内にある土地などの所在、地目、建物の名称などを確認するほか、土地等利用者の氏名、本籍、国籍なども調査することといたしております。

○堀場委員 ありがとうございます。

この調査において、地方自治体が、何か業務が加わるようなことはあります

○高市国務大臣 特に業務が変わることはいりません。ただ、この重要土地の指定に当たっては、地方公共団体の御意見も伺うことにいたしております。

○堀場委員 ありがとうございます。

先日いろいろお話を伺ったときに、地方自治体の方でも何か負担が増えるのか、何か新しい部署をつくるのか、そういったことも御心配されているようなお話も耳にいたしましたので、今、大臣の方から明確に答弁をいただきました。

この重要土地調査法が施行されたんですけれども、今、海外資本に日本の土地が買われているという現状があります。特に、私は京都一

その主たる原因が海外資本による買い付けだと。買っ

この海外資本に土地が買われていく現状をどのようにお考えか、教えてください。

○高市国務大臣 私は重要土地等調査法を所管している立場でございますので、法律の目的ということを考えますと、安全保障に非常に関連の深いものという考え方になります。

町中の町家が買われていっているということについての御懸念の声もあるのかもしれませんが、これも、この法律に関しましては、機能阻害行為というものが行われるということ

用規制は発動いたします。これは安全保障に関わるような場合でございますけれども。

それで、取引規制というものは確かに入っていないんですけれども、それと比較しても遜色のない実効性の確保には努めてまいります。

○堀場委員 今、海外資本に土地が買われているという課題については、私たち日本維新の会としては、本

先ほどハイブリッド戦争のお話も出ていましたけれども、本

まだまだ学びが足りていないところはありますけれども、今後とも、この内閣委員会を通して、この質疑を通して頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願

○大西委員長 次に、阿部司君。

○阿部(司)委員 日本維新の会、阿部司です。

本日、まず河野大臣に、マイナンバーカードについてお伺いをしてまいりたいと思

政府は、二〇二二年度末までに、すなわちあと五か月ではほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得する目標と掲げておりますけれども、私は、デジタル庁が成功するかどうかは、この最大の試金石はマイナンバーカードの普及にあるのではないかなと思っております。

本日は、マイナ保険証を中心に、マイナンバー

カード普及に向けて建設的な議論ができればと思っていますので、よろしく願います。

今年十三日の記者会見で河野大臣は、二〇二四年秋に向けて、現在の健康保険証を廃止しまして、マイナナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替えると表明をされました。この発表を受け、SNSを中心に非常に世論も沸き立ちまして、マイナナンバーカードの実質義務化に対する賛否が今も世論をにぎわせています。

今、私の手元に、カード取得義務化方針発表後に民間のシンクタンクが実施したマイナナンバーカードに関するウェブ調査、これは千人ぐらいの調査なんですけれども、この結果がありますので、御紹介したいと思います。

まず、カード保有について、カードを持っている、持っていないが取得するつもり、七八・八％、持っていないし取得するつもりはない、一八・四％。カード使用経験について、あり二九％、なし三一％。二〇二三年三月までのほぼ全国民カード取得の目標達成について、達成できると思わない、七六・九％。結構悲観的な数字です。マイナ保険証への一本化方針について、現行の保険証とマイナ保険証の併用を求める、三四％、マイナ保険証のみに一本化でよい、二九％、マイナ保険証不要、二七％。今回のマイナカード実質義務化について、反対四二・六％、賛成二九％。

一つの調査ではありますけれども、このような結果でありました。いかがでしょうか。

今月十日現在のマイナナンバーカード交付率が四九・五％。この調査では、七六・九％の人が、来年三月までにはほぼ全国民がカードを取得するという目標達成はなかなか厳しいのではないかと、無理だと思っている。

こうした状況で、河野大臣は、この目標達成、できると思いますか。また、ポイント付与の大盤振る舞いしてもなかなか取得率が上がらない、マイナナンバーカードが普及しない根本原因は何だとお考えですか。河野大臣の率直な御見解をお伺いいたします。

○河野国務大臣 ありがとうございます。

まず一つは、マイナポイントがあるからマイナナンバーカードを取ろうと思ってくださっている方も、マイナナンバーカードを取ったけれども、これは何に使えらなうという方が結構いらっしゃいます。一つは、マイナナンバーカードを使ったサービス、マイナナンバーカードを何に活用できるのかということをやはりもう少ししっかり広報していかなければいけないと思っています。

今、様々、薬の情報などを、マイナポータル経由で御本人が同意をしていただければ、医療機関や薬局と共有することができるようになっておりますし、例えば前橋市のようなところは、マイナナンバーカードと交通系のICカードを連携をして、高齢者の割引、様々、そうしたものがICカードから引き落とされていく。実際に、前橋市では、福祉タクシーの利用券もマイナナンバーカードに入れていただいています。この福祉タクシーを利用される方の九割はマイナナンバーカードを保有している、こう言われていますので、まずは、このマイナナンバーカードがしっかりと活用されるというのが大事だと思います。

それからもう一つは、取りに行くのが、平日来いと言われても、仕事しているのに行けないよという方、あるいは、うちのおじいちゃん、おばあちゃんば寝たきりなんだけれども、どうやって本人が取りに行ったらいいんだというような、申請と交付の手段が面倒くさいということは言われております。これについても、少しいろいろなことを考えていかなければいけないなと思っております。

それから三番目が、マイナナンバーカードからいろいろな個人情報が出てしまっているのではないかと、税やら年金やら医療の情報がマイナナンバーカードから流出するのが怖いから取らない。これは誤解で、四情報しか入っておりませんから、そうしたことはないわけで、マイナナンバーカードに関するセキュリティ、あるいは個人情報の取扱いとといったことをもう少し積極的にお知らせをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

二〇二四年の秋に保険証と一体化をしますというのを申し上げましたので、それに関して、いやいや、そんなことを言っても、おじいちゃん、おばあちゃんを取りに行けないよとか、セキュリティはどうなるんだというような、それぞれが懸念、不安に思っているという声が今デジタル庁にも数千件寄せいただいておりますので、それをしっかりとめた上で、一つ一つ丁寧にお答えをする。あるいは、交付の手續の簡素化みたいなことも、できることはやっていかなければいけないかなと思っております。

来年の三月末までにおおむね全ての国民の皆様にとっていただくという目標をしっかりと目指して頑張っております。

○阿部(司)委員 力強い御答弁、ありがとうございます。

後ほど触れようと思っておりました問題意識も、同じ方向性でお答えをいただけたのかなと思っております。

どこかの会見で、河野大臣は、ポイント付与で、餌で釣るようなやり方は邪道なんじゃないかというようなことをおっしゃっていたと仄聞しておるんですけれども、私も同感であります。本筋で勝負をすべきかなと思います。

本筋というのは何か。それについて順次議論を進めていきたいと思えます。

関係省庁の皆さん、日夜、マイナナンバーカード普及に知恵を絞って、汗をかいておられることかと思えます。

そこで、次の質問です。

デジタル庁、総務省、厚労省の職員の皆さんのマイナナンバーカード取得率をお伺いいたします。霞が関の中でも突出してカード取得率が高いと想像しておりますけれども、ほかの省庁に比べて取得率は高いのか低いのかも教えてください。よろしく願います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねにありました、まずデジタル庁職員のマイナナンバーカード取得率でございますが、九八・四％でございます。総務省、厚労省も、それぞ

れ、九八・四、九八・五ということでございます。サンプル調査の結果でございますが、国家公務員平均、全体が今、八四・二％ということでございますので、当該三省庁については平均よりも高いということでございますが、一〇〇％目指して頑張りたいと思います。

○阿部(司)委員 関係省庁の皆さんのカード取得率ですが、非常に高く、将も兵も極めて士気が高いということに安心いたしました。しかしながら、今回のマイナ保険証義務化方針を、国会の議論もなく、唐突と受け止めている国民の方々も多くいらつしやいます。

そこで、河野大臣が今般、マイナナンバーカード保険証の実質義務化を前倒し実施する方針を示されたその意図をお聞かせいただきたいと思えます。大臣。

○河野国務大臣 マイナナンバーカードは、申請に応じて交付をするというところは変わっておりますので、義務化ではございません。

保険証とマイナナンバーカードを一体化すること、先ほど申し上げましたように、本人の同意の下、様々な、薬の情報、あるいは病院にかかったような情報を医療機関、薬局とシェアすることができるようになります。また、一々、就職、転職、退職、そうした折に保険証を切り替える必要がなくなるということもございます。

そして、いずれ、健診の情報とか電子カルテと連携することによって、日本の医療の質を上げることにつながっていくというふうに思っておりますので、これは、これからの高齢化社会の中で国民の健康を考える上でも非常に重要なことではないかというふうに思っておりますので、多くの皆様にこうしたことを御理解をいただいて、マイナナンバーカードを持てば保険証と二枚持つ必要はなくなりますので、そうした利便性も含め、御理解をいただけるように努力してまいりたいと思っております。

○阿部(司)委員 ありがとうございます。今、義務ではないとおっしゃいましたが、実質

的には義務のように感じてしまう国民も多いかと思うんですね。反対される方の中で多いのが、マイナバーカード取得は任意ではないのかということですね。

マイナバーカードの取得自体が、そもそもが任意であるのか義務であるのか、政府としての明確な御答弁を参考人にお伺いいたします。

○村上政府参考人 事務方から御答弁申し上げます。

釈迦に説法でございますが、マイナバーカードは、対面に加え、オンラインでも確実な本人確認ができる最高位の身分証であり、安全、安心なデジタル社会のパスポートということではございますが、先ほど大臣からも御答弁申し上げたとおり、その取得は本人の意思で申請するものであり、国民の皆様に取り得義務は課されておらず、取得を強制するものではないということでございます。

○阿部(司)委員 任意という御答弁でありました。マイナバー法の十六条の二にも、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係るカードを発行するものとすると規定されており、デジタル庁のホームページ、FAQにも、カードの取得は義務ではありませんとはっきり示されております。

であれば、国民皆保険の我が国で、現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するということは、実質のマイナバーカード取得義務化となり、法の趣旨に反することにはならないか、御見解を政府参考人にお伺いいたします。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

マイナバーカードは、趣旨、繰り返しになりますが、国民の申請に基づき交付されるものでございます。この点につきましては、マイナバーカードと健康保険証の一体化に当たっても変更することはございません。

したがって、マイナバーカード保有を義務づけるということを上記しているものではないということでございます。

○阿部(司)委員 ありがとうございます。

すっかりこうした声に耳を傾けて、説明を尽くしていただくのが大事ななと思っております。

また、このマイナ保険証、普及を進めるのであれば、医療機関の環境を整えていく必要もあるかと思えます。マイナ保険証を使うとかえって医療費支払い額が増えてしまうという問題につきまして、私も委員会の場で指摘をさせていただきまして、制度改善していただいたことを評価させていただいておりますけれども、一方で、実際、マイナ保険証に対応できる医療機関は今どれほどまでに増えたのか。直近の医療機関等のマイナバーカード対応状況を政府参考人にお伺いいたします。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

マイナバーカード一枚で受診できますオンライン資格確認につきましては、来年四月から全国の保険医療機関、薬局での導入を原則として義務化します制度、この詳細を本年の八月に公表いたしておりますけれども、これ以降、顔認証つきカードリーダーの申込数、こちらが大きく伸びてございまして、十月十六日現在、義務化対象施設の約八九％の医療機関等に申込みを済ませていただいているというところでございます。

この顔認証つきカードリーダーにつきましては、これをお申込みいただきました後に、医療機関等におきまして資格確認端末の導入やシステム改修が必要となつてまいりますけれども、こちらを終わられまして、オンライン資格確認の運用を實際に開始されました施設、こちらが義務化対象施設のうち約三四％となっております。

来年四月に向けまして、必要な機材の確保やシステム事業者の改修体制の強化、こういったことにつぎまして、関係省庁と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○阿部(司)委員 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁ですと、薬局も含めた医療機関等のカードリーダー、この申込状況が八九％、運用開始施設、実際に運用を開始している、対応できる施設というのが三四％ということでした。

関係規則の改正によりまして、二〇二三年四月までの全医療機関等のマイナバーカードリーダー設置が義務づけられまして、設置やソフト導入などに対する補助も行われているそうですけれども、大きな病院では大量のリーダーが必要となつて、大幅な経費持ち出しが見込まれる。同時に、古くからの町の診療所などでは、環境整備だけでなく、カード対応そのものが難しい場合もあると思えます。状況に応じた支援策を講じていただきまして、どこの医療機関、薬局に行つてもマイナ保険証に対応できる状況をつくっておくことは義務化の前提条件であると考えますので、是非、遺漏なきよう取り組んでいただきたいと思っております。

さて、本年一月から二月に、デジタル庁は二万人のモニターを対象にしたインターネット調査を実施しています。そこで、マイナバーカードを取得していない理由は、一、先ほど河野大臣もおっしゃっていましたけれども、情報流出が怖いから、これは三五・二％、二、申請方法が面倒だから、三一・四％、三、メリットを感じないから、三一・三％でありました。

もう既に問題意識は同じだと思つているんですけれども、本筋で勝負すべきと申し上げたのはこのことです。国民がカード取得を望まない理由の三大要因、情報流出への不安、申請手続の煩雑さ、カードそのものの利便性、こちらにしっかりと対応して、国民の皆さんにメリットと意義を訴求していくことがカード普及の本筋であると考えております。

また、マイナポータル経由で申請を試みたんだけれども、何度手続をしようとしても同じ場所に戻つてしまう、カード受領に窓口まで本人が行かなければならない、e-Taxで確定申告をしようにしたら認証が複雑で大変過ぎた。継続障害も二〇二二年の三月十四日には発生しております。こうした声が私のところにも多数届いております。

マイナポータルの使い勝手及びカードの取得手続を、先ほど大臣もおっしゃられていましたけれども、利用者目線で改善すべきかと思えますけれども、政府参考人の御見解をお伺いいたします。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

マイナポータルでは、令和三年十月に薬剤情報の閲覧機能を始めて以来、医療費情報の閲覧、ふるさと納税の控除証明書の連携、国民年金保険料免除の申請、診療情報の閲覧等々、様々な機能強化を行つてまいりました。

その結果、情報量が多い、探しにくい、それから、カードをかざす回数が多いという話をいただきました。これはインターフェースにも課題があると思うんですが、自己情報を取得する際はそれでログインしていただくんですが、手続をする際は、実はマイナポータル、ログインしなくても、手続のときにかざしますので要らないんですが、結果として、今のインターフェースだと、ログインするときにやつて、手続のときにもやつて、何で何回もやるの、こういうふうに見える場合もある等々、やはり改善点は残っているというふうに考えてございます。

そのために、今度、マイナポータルの画面を更にまた手を入れますので、とにかく、出産などのライフイベントや目的ごとに、見つけるというコナを見つけて、そこから出産とか何とか手続とか、すぐ入れられるようにというふうにシンプルに分かりやすいようなデザインにいたします。これは年内、十二月を目途に、まず先行版でできるところから改善をいたしまして、見つける方はほぼ十二月にできると思えます。ほか、探すとかいろいろな機能を来年度に向けて順次改善をしてまいります。

それから、マイナバーカードのスマホ搭載、予定をさせていただいております。スマホ搭載をしますと証明書自体がスマホの中に入りますので、そのたびにカードをかざす必要はなくなるというたようなところも含めて、皆様からの御助言をいただきまして、利用しやすいマイナポータルになるよう、これはPDCAを回していくということであると思いますので、絶えざる改善に向けて努力してまいります。

○阿部(司)委員 ありがとうございます。

是非、P D C Aサイクル、高速で回していただいて、使いやすいマイナポータルをつくっていただけたらと思います。

次に、マイナポイントの事業費について伺いをしたいと思っています。

六月からスタートしたマイナポイント事業の申請期間が、当初の九月末から十二月まで延長されました。カード取得、健康保険証、さらに公金受取口座の指定まで行くと二万円のポイントがもらえる大キャンペーンですけれども、これまでのマイナポイント事業に係る総事業費をお聞かせ願います。政府参考人、お願いします。

○足達政府参考人 お答え申し上げます。

マイナポイント第一弾の予算額につきましては約二千九百七十九億円でございます。また、マイナポイント第二弾の予算額については約一兆八千百三十四億円であります。第一弾、第二弾の予算額の合計は約二兆一千百十三億でございます。

○阿部(司)委員 ありがとうございます。

マイナポイントの事業費を今お答えいただきましたけれども、トータルで二・一兆円、大変な額ですね。事業は経済対策としての面もあるとレクでお伺いもしましたが、それでは政策目標が曖昧ということになるんじゃないでしょうか。

我が国の本年度の防衛に係る当初予算が約五・二兆円です。二・一兆円という金額がいかにかに大きなものか。政府がいかにかにマイナカード取得を推進したいかよく分かるんですけれども、これはいささか邪道なのではないかなと思っております。

今多くの国民が感じている不安、カードを取得すると個人情報が出てしまうのではないかと。手続が煩雑で面倒。多くの国民が感じる、カードを持つと具体的に何ができて、どれだけ便利になるのか分からない。こうしたことにしっかりと対策を講じていく。同時に、マイナポイント事業にかけた何分の一でもいいので、ここにしっかりと、国民の皆さんに対して様々な媒体で直接情報漏えい対策を説明して、カードの意義だと具体的なメリットを伝えるキャンペーンを展開すべきなの

ではないでしょうか。

D X社会の基盤になるのがマイナンバーカードでありまして、D Xで社会の在り方を変えていく、国民生活を豊かにしていく、そのためには、マイナンバーカードの普及は重要なことと考えております。

そのためには、まず制度に対する国民の信頼が何より重要だと思っております。国民の声に耳をしっかりと傾けて、説明を尽くして、疑念があれば晴らしていく、本筋での努力が求められていくことかと思えますけれども、マイナンバー普及への課題克服に向けた今後の取組について、河野大臣の御見解をお伺いいたします。

○河野国務大臣 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、まずはマイナンバーカードの利活用のシーンをしっかりと拡大をし、それをお伝えをする。さらには、取得の手続を緩和をして取りやすくするということをやらなければならぬと思っております。このマイナンバーカード、あるいは情報の流出、漏えいに対する不安に対して、やはりしっかりと御説明をして、広報をしていくというのが何よりも大切だと思いますので、私自身、今、デジタル庁でいろいろな動画を作ったり、いろいろな文書を出してみたり、いろいろなことを可能な限りしっかりとやってまいりたいというふうにも思っておりますので、委員の皆様のお協力もいただきながら、しっかりと前へ進めてまいりたいと思っております。

○阿部(司)委員 御答弁ありがとうございます。

マイナ保険証実質義務化の表明でマイナンバーそのものの関心も非常に高まっておりますので、国民の信を得られるような形でD X時代の基盤を整えていただきますようお願い申し上げます。河野大臣への質問を終わりとさせていただきます。

では、どうぞ、結構でございます。

続きまして、ちよっと時間がかなり少なくなってきたんですけれども、就職氷河期世代の対策についてお伺いをしてまいりたいと思います。

後藤大臣、よろしく願いいたします。元々厚生大臣を歴任されていらしたということで、就職氷河期の問題にも通じておられるということで、非常に期待をしておるところでございます。

この就職氷河期世代、バブル経済崩壊後の不況下で労働力の需給バランスが崩れて、非正規雇用が広がった時期に就職活動を迎えた世代であり、現時点でおおむね三十六歳から五十一歳が、今、二〇二二年四月時点ですけれども、該当されると言われております。この世代、千七百万人、そして非正規で働く方が三百七十万人と言われているんです。

この世代では、一斉就職とメンバースhip制を特徴とする日本型雇用慣行の下、継続的に不利な状況が続いております。貧困、孤立化、さらには、高齢の親が引きこもりの子の生活を支える七〇四〇問題ですとか八〇五〇問題として、課題が顕在化しております。そこで、これからの社会保障の影響なども危惧されるなど、非常にこの就職氷河期対策はミクロでもマクロでも大きな社会課題となつているかと思えます。

そこで、ちよっとお伺いしてまいりたいのが、就職氷河期世代向けに支援プログラムをこれまでやってこられたかと思えます。ここでは、正規雇用を三か年で三十万人増やす目標を掲げ、関係各省庁が様々な施策を展開されたと聞いておりますけれども、最終年度を迎えまして、その成果についてどうなったのか、後藤大臣にお伺いしたいと思います。

○後藤国務大臣 就職氷河期世代支援につきましては、今阿部先生から御指摘のありました就職氷河期世代支援プログラム、これに基づきまして、不本意ながら非正規雇用で働いている方々と、それから、御指摘のありました引きこもり状態にあるような方々、それぞれの就労の支援や社会参加の支援について、しっかりと取り組んできているわけでございます。

こうした中で、就職氷河期世代の正社員数を三十万人増やすことを目指して、目標としてきたところでございます。

昨年度までの二年間の施策の実績としては、ハローワークの職業紹介によりまして氷河期世代が正社員に就職した件数は約二十万件、キャリアアップ助成金により非正規雇用から正規雇用等に転換された方は約七万人となるなど、一定の成果を上げてきたと言えると思います。

しかしながら、二〇二〇年に入ってから新型コロナウイルス感染症が拡大しまして雇用情勢が非常に厳しくなつたために、離職者の増加などによりまして施策の効果が相殺されまして、過去二年間の正社員数の増加は三万人となっております。

このため、今年六月に閣議決定された骨太方針二〇二二におきまして、来年度からの二年間を第二ステージとして位置づけまして、これまでの施策の効果も検証の上で、効果的、効率的な支援を実施し、成果を積み上げていくことといたしております。

こうした考え方の下で、今後とも就職氷河期世代支援に取り組んでいきたい、これが、これまでのプログラムの成果の評価だと思っております。

○阿部(司)委員 御答弁ありがとうございます。

三十万人、正規雇用の目標を立てていたところで実際には三万人だったということで、目標値の十分の一の結果となっております。コロナの影響があつたというお話だったんですけれども、

政策が十分な効果、成果を上げられなかったその理由というのをしっかりと総括をしておく必要があると思っております。その総括をした上で、今おっしゃった第二ステージ、この第一ステージの取組をどう検証したのか、この両者の相違点は何なのか、お伺いしたいと思います。

○吉岡政府参考人 お答えいたします。

就職氷河期世代の支援に当たりましては、関係府省の協力を得つつ、施策の実績をできる限り年齢階層ごとに把握すべく、我々も努力をいたしております。その際、P D C Aサイクルを回すという十分に意識をしておるところでございます。

具体的には、行動計画に盛り込まれております個々の施策ごとに検証作業を行っているところで

ございまして、一つには取組状況とその評価、二つ目といたしましては当該評価に基づく施策の見直し、それから三つ目といたしましては今後の取組方針、こういうものを整理をいたしました資料を作成しまして、例えば本年の五月に公表を行っておるところでございます。

先ほど大臣からの答弁にもありましたように、新型コロナウイルスの影響によりまして雇用情勢が厳しくなり、正規雇用者数が伸び悩む中で、本年六月の骨太方針におきまして、来年からの二年間を第二ステージと位置づけて、これまでの施策の効果の検証を踏まえた効果的、効率的支援に取り組んで、成果を積み上げることといたしております。

この方針に沿いまして、令和五年度の概算要求におきましては、一つは、これまでの実績が例えば目標を大きく下回っているような事業につきましましては見直しを行う一方で、例えば二年間で二十万件の正規雇用を実現したハローワークについては、就職氷河期世代の専門窓口の体制強化のための予算要求を行うとか、そういうめり張りをつけた重点化を図ってきているところでございます。

今後、本年末を目途に、毎年作成をいたしております行動計画の改定を行いまして、予算も踏まえた第二ステージにおける施策の具体化を図っていくという予定でございます。

こうした取組を通じまして、より効果的、効率的な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○阿部(司)委員 時間が来ましたので終わりますけれども、引き続き、この件、議論をさせていたいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○大西委員長 次に、櫛渕万里君。

○櫛渕委員 れいわ新選組の櫛渕万里でございます。

まず、通告しました質問に入る前に、二十六日、政府の税制調査会で消費税に関する議論が行われ、消費税の引上げについて議論すべきだという意見が相次いだと報道があります。

冒頭、子供政策担当として、小倉大臣、ごども家庭庁で予算を倍増するとおっしゃっています。その財源に消費税増税を充てる考えはありませんね。イエスかノーかで端的にお答えください。

○小倉国務大臣 政府税調でどういう議論がなされたのか詳しく承知をしております。なおかつ、所掌は財務大臣であつて、私は子供政策の担当大臣であります。

子供予算を将来的に倍増する上での安定的な財源確保につきましては、従来から答弁しておりますように、国民各層の様々な理解を得た上で実現がなされていくものだと思っております。

○櫛渕委員 ノーではないというお答えでした。大臣、正気ですか。少子化が何で進んでいるのか、子供を希望数まで持てない理由が何なのか、現実を見ていらっしゃいますか。

子育てや教育にお金がかかるからと、圧倒的に多いのが経済的な理由です。特に、若年層の女性の八割以上がそのように答えているんですね。

二十五年のデフレとコロナ、そこに物価高が追い打ちをかけて、国民生活はいわば三重苦と言われる状況に置かれており、特に女性の自殺は、ここ、過去最高を数えています。過去最多の数なんです。それほどひどい状況の中で、非正規労働の七割は女性、そして、男女の賃金格差はひどく、一人親の二人に一人が貧困という状態です。

その状態の中で自民党政権が繰り返してきたのが消費税増税でした。社会保障に全て使われているというのはうそじゃありませんか。決定的にこうした間違つた政策が、少子化の進行を止められない根本的な真の原因です。

大臣は午前中、少子化は我が国の有事とおっしゃいましたけれども、少子化を国家の最大の危機であると認識されているのであれば、その危機に対して、まずは子供国債とか教育国債とか、積極財政で、国の責任で子供政策を大胆に支えるという決意を示していただきたいんですよ。

さきの通常国会でも、私はこの場で総理や大臣にも申し上げました。子供政策の予算を倍増する

のは大賛成です。しかし、その財源を、消費税増税であるとか社会保険料の引上げであるとか、国民負担に求めるべきではありません。そのことを強く冒頭申し上げます。

さて、山際大臣が辞任されました。しかし、辞めたからといって、旧統一教会の問題が幕引きされるわけではありません。

パネル一を御覧ください。

大臣、一九九六年に法制審議会が答申をした選択的夫婦別姓の法案が、なぜ四半世紀を経ても国会に上程されないんですか。二〇二〇年の第五次男女共同参画基本計画で、夫婦別姓の文言がなぜ削除されてしまったのか。世論調査では七割以上が夫婦別姓には導入賛成と言われながら、民主主義国家として異常だと思えます。これは、行政の不作為というよりも、旧統一教会と結託した自民党政権の国民に対する背信行為ではありませんか。

二〇一一年十一月、統一教会の機関紙、世界日報に、当時の山谷えり子衆議院議員が、夫婦別姓に反対する連続インタビューに登場されております。通称の使用拡大で十分だ、家族は運命共同体、家庭や国というのは喜んで自分をささげることのできる尊いものですと語っておられます。

一方、この時期、地方では、男女共同参画の推進計画に基づいて地方自治体が次々と条例を制定しています。しかし、この条例が幾つもバッシングの対象になっているんですね。特に、宮崎県の都城市では、二〇〇三年、全国で初めての同性愛者、性同一性障害者、トランスジェンダーなどの人権尊重を盛り込んだ条例が成立をいたしました。世界日報のバッシングの影響で、性的少数者に配慮する文言そのものがその後削られるという事案がありました。

フェミニズムのバックラッシュ、つまり、ジェンダー平等に対する反発的な動きの主体、それは誰だったかと思うかとフェミニストの方に尋ねると、しばしば世界日報若しくは統一教会、国際勝共連合が言及され、最も怖い相手として認識されていた、そのように、研究者である山口智美教授

らは著作の中で度々語られています。実際に世界日報の編集者にも直接会われ、現地でフィールドワークもされているんですね。

世界日報は、事実上、旧統一教会でもありますが、国と地方のジェンダー政策をゆがめてきたと言えるではありませんか。

そして、この間、自民党内に何が発足していたのか。パネル二を御覧いただきたいと思えます。

二〇〇五年の四月、自民党内に、過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチームというのが発足され、座長は安倍元総理、事務局長は山谷えり子議員であります。

ここが何をされたかというところ、ここに書いてありますとおり、このプロジェクトチームは、内閣府の男女共同参画基本計画に関する専門調査会に対して、ジェンダーという文言は削除すべきと要求しているんです。これは、当時のレジュメのコピーでありますけれども、見直しのポイントとして、明らかにそのことが書かれています。

その結果、この年の十二月に策定された男女共同参画基本計画第二次では、ジェンダーの言葉は辛うじて残ったものの、バッシングする側の勢力の主張に沿った説明書きが加えられることになりました。ここに圧力が働いていたとしたら、とんでもないことです。

さらに、パネル三を示します。

二〇一〇年、民主党政権下ですが、山谷えり子衆議院議員が予算委員会においてこう述べられています。選択的夫婦別氏制度を含む民法改正は家族解体法案、今守るべきは家族ですよというふうにおっしゃられています。一方、これと類似する言葉が、旧統一教会の関連団体である国際勝共連合のホームページにも確認できるんですね。家族解体政策ということが書かれています。ふだんとても日常的には使われないワードが重なるというのは余りにも奇妙じゃありませんか。

ちなみに、本日質問に当たって、この事例は一枚のパネルにしていたんですけれども、今朝方、自民党の理事より急遽、二枚に分けてくれと、パネルに対して強い要求がありました。この二つを

よほど関連づけられないようであります。
男女共同参画だけではありません。パネル四です。

こども家庭庁、この名称変更についてありますけれども、こども庁からこども家庭庁への変更について、国際勝共連合のホームページにある「世界思想」の一月号には、心ある議員、有識者の尽力によって名称変更することが実現できたと、成果としてアピールされているんですよ。心ある議員って一体誰なんですか。これは、関与がなかったと言えるんでしょうか。

大臣にお伺いします。

これら国際勝共連合や統一教会と癒着した自民党が、選挙応援の見返りとして、本来あるべき選択的夫婦別姓の導入やジェンダーの政策、そして、こども庁の名称やコミッショナー制度導入など、政策決定を大きくゆがめてきたではありませんか。いかがお考えですか。簡潔にお答えください。

○小倉国務大臣 榊淵委員に御指摘をいただきました選択的夫婦別姓制度、確かに、平成八年と二十二年に法制審の答申を踏まえた改正案が準備されたと認識をされております。しかしながら、この問題については、国民の間に様々な意見があったほか、当時の政権内においても様々な意見があった等から、改正法案の提出にまでは至らなかったものと承知しております。

平成二十二年は民主党政権でございました。当時与党の議員であった榊淵委員はよくこの点を承知しておられるというふうに思っておりますけれども、そのような経緯で選択的夫婦別姓の導入が実現できていないということであります。

選択的夫婦別姓、ジェンダー平等、さらには、こども家庭庁の名称の問題、御質問をいただきました。

この点、全てに通ずるところでありますけれども、総理が申しておりますように、政府においても、政策を決定する際には、多くの国民の皆さんの意見を聞き、有識者、専門家とも議論を行い、その結果として政策を判断をしています、一部特

定の団体によって全体がゆがめられるということはないと思っておりますということでございます。私も同様の考え方をしております。

○榊淵委員 これだけの疑惑の実態があるわけですから、これは調査していただきたいと思いま

す、大臣。

今、こども家庭庁のお話もされましたけれども、事実を把握して検証せずに、これからの政策推進をどうやってやるんですか。こども家庭庁の名称変更については、特に多くの国民が疑念を持っています。是非調査してください。大臣の名誉のためにも、ここで組織の疑惑を晴らした方がよいと思います。そして、大臣とこども家庭庁準備室に関わる職員の皆さんの使命ではありませんか。ここで子供たちと国民を是非とも安心させてください。政府が調査することを強く求めま

す。そして、行政だけではありません。委員長、私は与野党にも呼びかけたいと思います。

安倍元総理の事件をきっかけに次々と事実が明るみに出ていますが、これまでの自民党はもちろん、各党も大手メディアも大勢の宗教被害者を見て見ぬふりをしてきたのではありませんか。安倍元総理の長期政権が続いて、みんなが官邸の顔色を見て物事が動く、忖度をする、情報は隠蔽される、だから政権交代が必要なんです。国や国民を見ないで、政権だけ、永田町だけで物事が動き、社会全体を無視してきたことの結果が現在のこの状況を招いているのではないのでしょうか。是非、私はここで、このうみを徹底的に出すために、立法院の国政調査権を発動し、国会に特別調査委員会を設置することを提案いたします。

衆議院の事務局に、手続について教えてください。説明をお願いします。

○小林参事 特別委員会につきましては、国会法の規定に基づき、必要に応じて院議によって設置されるものでございます。

○榊淵委員 もう一度、事務局から手続についてお聞かせください。この国会中の特別調査委員会の設置は可能ですか。

○小林参事 設置の時期に関してでございますが、会期の初めに限らず、必要の都度ということでございます。会期中であれば特段時期的な制約はございません。会期中での設置も制度上可能でございます。

○榊淵委員 与野党全ての議員の皆さん、お聞きいただいたと思います。設置は可能です。

ロッキード事件も、リクルート事件のときも、国会で特別調査委員会が設置されました。なぜなら、総理大臣が関係した問題が起きていたからです。ロッキード事件では田中角栄総理、リクルート事件では竹下登総理、いずれも大きな権力を持ち、日本の政治を支配してきました。

総理大臣は、言うまでもなく、国会の議決で誕生します。その総理大臣に疑念が生じれば、その生みの親である国会がきちんと調査を行う、これは当たり前のことではないでしょうか。

今問われているのは、統一教会と安倍元総理の関わりです。統一教会が政治や政策にどのように影響を及ぼしたのか、その中で安倍元総理がどのような役割を果たしたのか、国会に調査特別委員会を設けて調べることは歴史的な義務とも言えます。国会で調査が行われなければ、再び同じような問題が起き、社会がゆがめられることになるかもしれません。被害者が後を絶たない、そんなような状況になるかもしれないんです。だからこそ、新しい新選組は調査特別委員会の設置を強く求めています。

大臣に最後お聞きします。

特別調査委員会、これは国会の事項でありますけれども、先ほどの政府における調査、これは政府の役割も大変重要です。最後に、調査するかどうか、御意見を聞かせください。

○小倉国務大臣 先ほど申し上げたように、様々な政府の政策立案の過程で、特定の団体に影響を受けたということはございません。ですから、調査の必要性はないというふうに私は思っております。

○榊淵委員 政府に対しての調査、これは疑惑を晴らすため、大臣の名誉のためでもあります。改

めて、政府への調査と、そして国会において特別調査委員会の設置ということを強く求めて、私の質問を終わります。国民のため、未来のため、与野党全ての議員の皆様と呼びかけます。

ありがとうございます。

○大西委員長 次に、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、特に人事院勧告について調査を進めます。

去る八月八日の一般職の職員の給与についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告につきまして、人事院から説明を聴取いたします。

人事院総裁川本裕子君。

○川本政府特別補佐人 人事院総裁の川本裕子でございます。

人事院は、八月八日、国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定の勧告及び公務員人事管理に関する報告を行いました。

本日は御説明する機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

まず、本年の給与に関する勧告について御説明いたします。

月例給、特別給共に、民間が公務を上回っていたため、三年ぶりに引き上げることいたしました。

月例給について、初任給や若手に重点を置き、三十歳代半ばまでの俸給月額を引き上げるとともに、特別給の年間の支給月数を〇・一〇月分引き上げて年間四・四〇月分とし、引上げ分は勤務実績を反映する勤勉手当に配分しております。

大西委員長を始め理事、委員の皆様におかれましては、人事院勧告制度の意義や役割に御理解を賜り、この勧告を速やかに実施していただくために所要の措置を取っていただければありがたいと存じます。

続きまして、公務員人事管理に関する報告について御説明いたします。

社会情勢が急速に変化し、行政課題が複雑化、高度化する中であって、世界最高水準の行政サ―

ビスを国民の皆様にお届けするためには、行政を支える公務組織が、国民本位の、能率的で活力のある組織であり続けなければなりません。

今後の日本の経済社会の最重要課題は人だと考えます。組織を支える人材、組織のミッションを実現させる人材をいかに確保し、いかに育てるか。そして、組織の構成員のウェルビーイングの実現を図り、パフォーマンスを上げられるような環境を整備し、適正に処遇していく。これらの視点は、今の公務組織に特に必要です。

今回の報告で示した課題と対応策は、いずれも行政の担い手となる人に関わるものです。

それでは、四つの柱に分けて御説明いたします。

一つ目の柱は、危機的な状況にある公務人材の確保についてです。人事院は、この国家的課題に対して、従来の採用戦略、採用手法にとらわれずに大胆に取り組んでいきます。

採用試験の改革について、いつ、何をやるのか、具体的なメニューを示しており、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢の引下げや試験地の追加などの検討に着手しております。

また、複雑化、高度化する課題の解決には、民間人材を一定程度取り込むことが極めて重要です。そのため、各府省がタイムリーかつスピーディーに民間人材を採用できるよう、任期付職員、各府省限りで採用できる範囲を拡大するなど、採用円滑化の措置を講じました。給与についても、民間経験を適切に評価した設定や、高度な専門性や業績に応じた設定を行えるようにしました。

二つ目の柱は、公正な人事評価と人への投資です。

多様な人材が活躍できる職場にするためには、職員が自らのキャリアを自律的に考えられるようにすることが求められます。また、成長とは人に評価されて実感できるものであることから、公正な人事評価の実施が不可欠です。これらの実現のために、管理職員のマネジメント能力の向上や若

手職員のキャリア形成支援の充実を始め、人への投資が必要です。人事院は、新たな研修コースの新設や研修教材の充実などに積極的に取り組んでまいります。

三つ目の柱は、勤務環境の整備です。多様な人材に公務を志望していたためには、職場の魅力を高める取組も急務です。

長時間労働の是正に関しては、本年四月、人事院に勤務時間調査・指導室を立ち上げました。不適切な事例に対しては指導を行い、是正を求めています。

昨年来、国会対応業務による超過勤務縮減の観点から、私より衆議院、参議院の両院議長を始め関係各方面の方々に御理解、御協力をお願いしてまいりました。各府省からも、質問通告の早期化、オンライン化が超過勤務の縮減につながったと聞いており、議員の先生方の御協力に感謝申し上げます。しかし、まだまだ問題は深刻です。引き続き、関係各方面の御理解、御協力をお願いしてまいります。

また、価値観やライフスタイルの多様化に応じた働き方が可能となるよう、フレックスタイム制度を速やかに柔軟化します。

最後の四つ目の柱は、給与制度のアップデートです。

これまで申し上げた様々な課題を念頭に置きつつ、各職員が躍動できる組織の実現にふさわしいものになっているか、公務全体のあるべき給与水準や給与カーブも含め検証し、来年度には、具体的な措置の骨格案を示したいと思っています。

行政の担い手となる公務員一人一人が生き生きと働くことができるよう、また、組織としてパフォーマンスを最大限発揮し、国民の皆様の御期待に応えられる公務組織となるべく、関係機関とも連携して、スピード感を持って取り組むことで、人事行政に好循環を生み出していきたいと思います。改めまして、皆様におかれましては、今回の給与勧告を速やかに実施していただくために所要の措置を取っていただきたく、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大西委員長 以上で人事院からの説明は終わりました。

○大西委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。河野国務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○河野国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表等を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、年間〇・一月分を引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置等について規定しております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

秘書官の俸給月額及び内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○大西委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一月二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同号ロ中「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)											
職員の 区分	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	

29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000	519, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800	520, 500
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500	521, 400
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000	523, 100
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600	
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000	
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600	
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100		
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600		
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000		
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400		
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800		
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600		
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000		
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600		
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		

再任用職員以外の職員	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900				
	62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100					
	63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400					
	64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700					
	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000					
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300					
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600					
	68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900					
	69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100					
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400					
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700					
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000					
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200					
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500					
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800					
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000					
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200					
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500					
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800					
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000					
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200					
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500					
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800					
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000					
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200					
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300						
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600						
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800						
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000						
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300						
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600						
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800						

再任用 職員	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98	296,100	344,100	393,000							
	99	296,500	344,500								
	100	296,900	344,800								
	101	297,100	345,100								
	102	297,400	345,500								
	103	297,800	345,900	381,000							
	104	298,100	346,300								
	105	298,300	346,800								
	106	298,600	347,200								
	107	299,000	347,600								
	108	299,300	348,000	393,000							
	109	299,500	348,500								
	110	299,900	348,900								
	111	300,300	349,200								
	112	300,600	349,500								
	113	300,800	350,000	393,000							
	114	301,000									
	115	301,300									
	116	301,700									
	117	301,900									
118	302,100		393,000								
119	302,400										
120	302,700										
121	303,100										
122	303,300										
123	303,600		393,000								
124	303,900										
125	304,200										

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

ロ 行政職俸給表(二)						
職員の区分	職務の級 号俸	1	2	3	4	5
		級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額
1	1	円 136,200	円 187,400	円 208,500	円 254,100	円 281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	29	167,400	217,900	242,800	279,900	322,900
	30	168,800	219,100	244,000	281,000	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900

再任用職員以外の職員	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500	
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000	
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500	
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000	
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400	
	70	215,800	253,100	282,500	311,300		
	71	216,100	253,500	283,300	311,800		
	72	216,400	253,900	284,000	312,300		
	73	216,600	254,100	284,800	312,600		
	74	217,000	254,500	285,500	313,100		
	75	217,400	255,000	286,300	313,600		
	76	218,000	255,500	287,100	314,000		
	77	218,200	255,800	287,700	314,200		
	78	218,700	256,200	288,200	314,500		
	79	219,100	256,700	288,700	314,800		
	80	219,500	257,200	289,100	315,100		
	81	220,000	257,500	289,500	315,400		
	82	220,300	257,800	289,900	315,700		
	83	220,600	258,100	290,400	316,000		
	84	221,000	258,400	290,900	316,300		
	85	221,500	258,600	291,300	316,500		
	86	221,900	258,800	291,900	316,900		
	87	222,300	259,100	292,500	317,200		
	88	223,000	259,400	293,100	317,400		
	89	223,400	259,600	293,400	317,600		
	90	223,900	259,800	293,900	317,900		
	91	224,400	260,200	294,400	318,200		
	92	224,800	260,400	294,800	318,500		
	93	225,100	260,700	295,200	318,700		
	94	225,500	261,100	295,700	319,000		
	95	225,900	261,400	296,200	319,300		
	96	226,200	261,700	296,700	319,500		
	97	226,500	261,900	297,000	319,700		
	98	226,900	262,200	297,400	320,000		
	99	227,300	262,400	297,900	320,300		
	100	227,700	262,700	298,400	320,500		
	101	228,100	263,000	298,800	320,700		
	102	228,500	263,200	299,200			
	103	228,900	263,500	299,500			
	104	229,300	263,800	299,800			
	105	229,700	264,000	300,100			
	106	230,200	264,200	300,500			
	107	230,500	264,500	300,900			
	108	230,900	264,700	301,300			
	109	231,100	265,000	301,600			
	110	231,500	265,300	302,000			
	111	232,000	265,600	302,400			
	112	232,400	265,800	302,700			
	113	232,600	266,000	302,900			
	114	233,100	266,300	303,200			
	115	233,600	266,500	303,500			
	116	234,100	266,700	303,700			
	117	234,400	267,000	303,900			
	118	234,800	267,300	304,200			
	119	235,200	267,600	304,500			
	120	235,600	267,900	304,700			
	121	236,000	268,100	304,900			
	122		268,300	305,200			
	123		268,600	305,500			
	124		268,900	305,700			
	125		269,100	305,900			
	126		269,300	306,200			
	127		269,600	306,500			
	128		269,900	306,700			
	129		270,100	306,900			
	130		270,300	307,200			
	131		270,600	307,500			
	132		270,900	307,700			
	133		271,100	307,900			
	134		271,300				
	135		271,600				
	136		271,900				
	137		272,100				
再任用職員							
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700	

備考 この表は、機器の運転操作、片舎の監視その他の片務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の番号	1		2		3		4		5		6		7		8	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
	1		170,800 円		238,500 円		280,700 円		319,500 円		362,900 円		408,100 円		458,400 円		521,700 円
	2		172,300		240,400		282,900		321,700		365,500		410,500		461,500		524,600
	3		173,900		242,400		285,200		324,000		367,900		413,000		464,500		527,700
	4		175,500		244,100		287,500		326,200		370,500		415,400		467,500		530,800
	5		177,000		246,100		289,800		328,400		372,400		417,300		470,500		533,900
	6		179,300		248,200		292,200		330,400		374,900		419,600		473,500		536,200
	7		181,600		250,000		294,600		332,600		377,200		421,700		476,500		538,700
	8		183,900		251,900		297,200		334,800		379,700		423,900		479,600		541,100
	9		185,800		253,800		299,100		336,600		382,100		425,900		482,300		543,500
	10		187,500		255,400		301,600		338,700		384,800		428,000		485,400		545,300
	11		189,100		256,900		303,700		340,600		387,400		430,100		488,400		547,100
	12		190,800		258,300		306,000		342,700		390,100		432,200		491,500		549,000
	13		192,500		259,700		308,300		344,700		392,500		433,900		494,200		550,700
	14		194,200		261,500		310,300		346,700		394,800		435,700		496,500		552,100
	15		196,000		263,400		312,000		348,700		397,000		437,700		498,800		553,400
	16		197,700		265,000		313,600		350,700		399,400		439,700		501,100		554,500
	17		199,600		266,500		315,400		352,500		401,200		441,600		503,200		555,800
	18		201,400		268,200		317,600		354,400		403,200		443,400		504,600		556,800
	19		203,200		269,900		319,800		356,300		405,100		445,200		506,100		557,700
	20		205,000		271,800		321,900		358,300		406,900		446,900		507,500		558,600
	21		206,500		274,100		323,700		360,000		408,800		448,700		508,700		559,500
	22		208,300		276,300		325,700		361,800		410,600		450,200		510,100		
	23		210,100		278,200		327,800		363,800		412,400		451,600		511,600		
	24		211,900		280,400		329,800		365,700		414,300		453,100		513,100		
	25		213,500		282,200		331,500		367,700		416,100		454,500		514,200		
	26		215,300		284,400		333,600		369,600		417,600		455,800		515,300		
	27		217,100		286,300		335,500		371,600		419,100		457,100		516,500		
	28		218,900		288,200		337,600		373,600		420,700		458,300		517,700		

	65	265, 600	333, 900	378, 600	405, 000				
	66	266, 600	334, 100	379, 200	405, 300				
	67	267, 700	334, 700	379, 500	405, 600				
	68	268, 700	335, 300	380, 000	405, 900				
	69	269, 900	335, 600	380, 600	406, 100				
	70	270, 900	336, 100	381, 100	406, 400				
	71	272, 000	336, 500	381, 600	406, 700				
	72	273, 100	337, 000	382, 100	407, 000				
	73	274, 000	337, 500	382, 600	407, 200				
	74	275, 000	338, 000	383, 100	407, 500				
	75	275, 900	338, 500	383, 600	407, 800				
	76	277, 000	338, 900	384, 000	408, 000				
	77	278, 100	339, 100	384, 400	408, 200				
	78	279, 100	339, 500	384, 700					
	79	279, 900	340, 000	385, 000					
	80	280, 900	340, 400	385, 200					
	81	281, 400	340, 700	385, 400					
	82	282, 300		385, 700					
	83	283, 100		386, 000					
	84	284, 000		386, 200					
	85	285, 000		386, 400					
	86	285, 800		386, 700					
	87	286, 600		387, 000					
	88	287, 400		387, 200					
	89	288, 200		387, 400					
	90	288, 700							
	91	289, 100							
	92	289, 600							
	93	290, 000							
再任用職員		210, 100	240, 800	283, 300	315, 400	356, 800	389, 900	441, 000	521, 400

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1 級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、190, 800円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務の級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	167,300 円	228,300 円	265,100 円	296,300 円	321,300 円	347,600 円	381,900 円	422,800 円	458,400 円	521,700 円	
	2	168,800	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600	
	3	170,400	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700	
	4	172,000	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800	
	5	173,600	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900	
	6	175,400	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200	
	7	177,200	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700	
	8	179,100	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100	
	9	180,900	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500	
	10	182,800	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300	
	11	184,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100	
	12	186,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000	
	13	188,300	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700	
	14	189,900	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100	
	15	191,600	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400	
	16	193,300	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500	
	17	195,000	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800	
	18	198,900	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800	
	19	203,000	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700	
	20	206,900	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600	
	21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500	
	22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100		
	23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600		
	24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100		
	25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200		
	26	219,100	266,700	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300		
	27	220,800	267,500	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500		
	28	222,400	268,300	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700		

29	224,000	269,200	307,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700
30	225,300	269,800	308,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600
31	226,700	270,600	310,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500
32	228,000	271,400	312,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
33	229,300	272,200	313,700	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
34	230,500	272,700	315,300	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
35	231,600	273,400	316,900	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
36	232,800	274,000	318,600	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
37	233,700	274,800	320,300	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
38	234,800	275,800	322,100	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
39	236,000	276,700	323,800	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
40	237,200	277,800	325,500	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
41	238,200	279,000	327,000	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
42	239,400	280,300	328,500	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	
43	240,600	281,300	329,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	
44	241,800	282,500	331,100	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	
再任用職員以外の職員	45	242,700	283,400	332,000	382,200	402,500	449,100	476,500	
	46	243,400	284,300	333,400	383,900	403,700	449,800		
	47	244,000	285,300	334,700	385,500	404,800	450,300		
	48	244,700	286,100	336,100	387,200	406,000	450,800		
	49	245,000	286,800	336,700	388,600	407,300	451,300		
50	245,400	287,700	337,900	389,600	408,100	430,500	451,600		
51	245,900	288,600	339,000	390,600	408,900	430,900	451,900		
52	246,200	289,300	340,100	391,600	409,600	431,200	452,300		
53	246,400	289,900	341,200	392,900	410,100	431,500	452,700		
54	246,700	290,500	342,400	394,000	410,800	431,900	452,900		
55	247,000	291,200	343,600	395,100	411,500	432,200	453,200		
56	247,300	291,900	344,700	396,300	412,100	432,500	453,400		
57	247,500	292,400	345,800	397,600	412,800	432,800	453,800		
58	247,800	293,200	346,900	398,400	413,200	433,100	454,000		
59	248,100	293,700	348,000	399,200	413,800	433,400	454,200		
60	248,400	294,500	349,100	399,900	414,400	433,700	454,400		
61	248,700	295,200	349,700	400,400	414,800	434,000	454,800		
62	249,000	295,700	350,500	401,100	415,400	434,300			
63	249,300	296,200	351,300	401,800	415,900	434,600			
64	249,600	296,600	352,100	402,500	416,400	434,900			

	65	249, 900	296, 900	352, 600	402, 800	416, 900	435, 200			
	66	250, 200		353, 200	403, 500	417, 500	435, 500			
	67	250, 500		353, 700	404, 200	417, 900	435, 800			
	68	251, 100		354, 300	404, 800	418, 400	436, 100			
	69	251, 700		354, 800	405, 200	418, 800	436, 300			
	70	252, 100		355, 500	405, 700	419, 100	436, 600			
	71	252, 400		356, 200	406, 300	419, 400	436, 900			
	72	252, 700		356, 900	406, 800	419, 700	437, 200			
	73	253, 000		357, 400	407, 300	420, 000	437, 400			
	74			357, 900	407, 700	420, 300	437, 700			
	75			358, 500	408, 200	420, 600	438, 000			
	76			359, 100	408, 700	420, 900	438, 300			
	77			359, 600	409, 200	421, 100	438, 500			
	78			360, 100	409, 700	421, 400	438, 800			
	79			360, 400	410, 300	421, 700	439, 100			
	80			360, 900	410, 800	422, 000	439, 400			
	81			361, 100	411, 200	422, 200	439, 600			
	82			361, 600	411, 800	422, 500	439, 900			
	83			362, 100	412, 300	422, 800	440, 200			
	84			362, 600	412, 500	423, 000	440, 500			
	85			362, 800	412, 800	423, 200	440, 700			
	86				413, 300	423, 500				
	87				413, 600	423, 800				
	88				413, 900	424, 000				
	89				414, 200	424, 200				
	90				414, 600	424, 500				
	91				415, 000	424, 800				
	92				415, 400	425, 000				
93				415, 700	425, 200					
再任用職員	205, 700	231, 700	279, 400	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500	451, 700	521, 400

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額
	1	円 174,500	円 190,200	円 215,100	円 254,900	円 266,300	円 321,300	円 347,600	円 381,900	円 422,800	円 458,400	円 521,700
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	268,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	269,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	

	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200	
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100	
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800	
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300	
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000	
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600	
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400	
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000	
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500	
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400		
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800		
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200		
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500		
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800			
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300			
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800			
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300			
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600			
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900			
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300			
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700			
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900			
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200			
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400			
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800			
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000			
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200			
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400			
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800			
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300				
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600				
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900				
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200				
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500				
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800				
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100				

再任用 職員以外 の職員	69	273, 000	290, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300					
	70	274, 400	292, 300	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600					
	71	275, 600	293, 800	316, 300	362, 200	406, 300	419, 400	436, 900					
	72	276, 900	295, 100	317, 800	363, 600	406, 800	419, 700	437, 200					
	73	277, 900	296, 300	318, 500	364, 800	407, 300	420, 000	437, 400					
	74	279, 100	297, 600	320, 100	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700					
	75	280, 400	298, 900	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000					
	76	281, 400	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300					
	77	282, 500	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500					
	78	283, 700	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800					
	79	284, 800	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100					
	80	285, 500	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400					
	81	286, 600	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600					
	82	287, 700	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900					
	83	288, 800	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200					
	84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500					
	85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700					
	86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500						
	87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800						
	88	294, 300	315, 700	342, 600	381, 000	413, 900	424, 000						
	89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200						
	90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500						
	91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800						
	92	298, 800	321, 600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000						
	93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200						
	94	300, 600	324, 200	350, 600	384, 200								
	95	301, 700	325, 600	352, 100	384, 800								
	96	303, 000	326, 900	353, 600	385, 300								
	97	304, 100	328, 100	354, 900	385, 700								
	98	305, 300	329, 400	356, 100	386, 100								
	99	306, 500	330, 700	357, 200	386, 700								
	100	307, 700	332, 000	358, 400	387, 200								
	101	308, 900	333, 400	359, 500	387, 600								
	102	309, 900	334, 300	360, 600	388, 100								
	103	311, 000	335, 400	361, 700	388, 700								
	104	312, 000	336, 600	362, 900	389, 200								
	105	312, 800	337, 700	364, 100	389, 500								
	106	313, 400	338, 800	364, 600	389, 900								
	107	314, 000	339, 800	365, 200	390, 400								
	108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700								
	109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000								
	110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500								

再任用 職員	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

ロ 公安職俸給表(二)											
職員 の区 分	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	167,300 円	228,300 円	265,100 円	296,300 円	321,300 円	347,600 円	381,900 円	422,800 円	458,400 円	521,700 円
	2	168,900	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	170,600	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	172,300	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
	5	173,900	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	175,800	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	177,700	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	179,700	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
	9	181,700	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	183,700	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	185,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	187,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
	13	189,400	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	191,300	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	193,100	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	195,000	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
	17	196,800	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	200,300	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	203,900	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	207,200	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
	21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
	25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	219,100	266,900	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	220,800	267,800	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	222,400	268,900	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
	29	224,000	270,000	307,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	225,300	271,000	308,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	226,700	271,900	310,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	
	32	228,000	272,800	312,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	

	69	264,900	312,000	362,700	405,200	418,800	436,300				
	70	265,900	312,800	363,400	405,700	419,100	436,600				
	71	267,000	313,600	364,100	406,300	419,400	436,900				
	72	268,000	314,300	364,700	406,800	419,700	437,200				
	73	268,900	315,200	365,400	407,300	420,000	437,400				
	74	269,700	315,700	366,000	407,700	420,300	437,700				
	75	270,600	316,200	366,600	408,200	420,600	438,000				
	76	271,300	316,600	367,200	408,700	420,900	438,300				
	77	272,000	316,800	367,700	409,200	421,100	438,500				
	78	272,800	317,100	368,300	409,700	421,400	438,800				
	79	273,600	317,500	368,800	410,300	421,700	439,100				
	80	274,300	317,800	369,400	410,800	422,000	439,400				
	81	274,800	318,000	369,700	411,200	422,200	439,600				
	82	275,400	318,200	370,200	411,800	422,500	439,900				
	83	276,200	318,500	370,700	412,300	422,800	440,200				
	84	276,900	318,800	371,200	412,500	423,000	440,500				
	85	277,800	319,000	371,700	412,800	423,200	440,700				
	86	278,200	319,200	372,100	413,300	423,500					
	87	278,400	319,400	372,600	413,600	423,800					
	88	278,800	319,800	373,000	413,900	424,000					
	89	279,100	320,000	373,200	414,200	424,200					
	90		320,300	373,500	414,600	424,500					
	91		320,600	374,000	415,000	424,800					
	92		320,900	374,300	415,400	425,000					
	93		321,200	374,500	415,700	425,200					
	94		321,400	374,900							
	95		321,700	375,400							
	96		322,000	375,700							
	97		322,300	375,900							
	98		322,500	376,300							
	99		322,800	376,800							
	100		323,100	377,100							
	101		323,400	377,400							
再任 用職		212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1			2			3			4			5			6			7		
		俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額
	1			179,900 円			232,300 円			276,200 円			324,300 円			358,900 円			416,400 円			488,500 円
	2			182,200			234,500			278,000			326,300			361,100			418,900			490,300
	3			184,700			236,500			279,800			328,300			363,200			421,500			492,200
	4			187,000			238,600			281,600			330,300			365,600			424,000			494,100
	5			189,400			240,600			282,900			332,500			367,500			426,200			495,900
	6			191,900			242,600			284,800			334,000			370,500			428,600			497,300
	7			194,300			244,700			286,600			335,600			373,500			431,000			498,700
	8			196,900			246,800			288,400			337,000			376,300			433,400			500,000
	9			199,200			249,000			289,500			338,200			378,900			435,100			501,200
	10			201,600			250,900			291,900			340,100			381,600			437,200			502,500
	11			204,000			252,800			294,100			342,100			384,100			439,400			503,800
	12			206,500			254,600			296,200			344,300			386,300			441,600			505,100
	13			208,800			256,200			298,400			346,100			389,000			443,300			506,400
	14			211,300			258,100			300,900			348,300			391,700			445,500			507,500
	15			213,900			259,900			303,100			350,400			394,500			447,600			508,600
	16			216,400			261,800			305,400			352,700			397,200			449,800			509,600
	17			218,700			263,400			307,600			355,000			400,000			451,900			510,600
	18			221,100			265,300			309,800			357,400			402,000			454,200			511,700
	19			223,700			267,200			311,900			359,600			404,000			456,500			512,900
	20			226,300			269,100			313,800			361,900			406,000			458,700			513,900
	21			228,500			270,600			315,800			364,100			407,500			460,900			514,900
	22			230,100			272,200			316,700			366,100			409,400			462,700			515,800
	23			231,700			273,700			317,700			367,700			411,200			464,400			516,700
	24			233,300			275,100			318,700			369,200			413,200			466,100			517,500
	25			234,800			276,400			319,700			371,300			414,700			467,500			518,200
	26			236,200			278,000			320,900			373,700			416,200			468,800			518,800
	27			237,700			279,400			322,000			376,100			417,900			470,000			519,400
	28			238,900			280,800			323,400			378,400			419,600			471,100			520,000
	29			240,500			282,000			324,600			380,400			420,600			472,200			520,600
	30			241,200			283,200			326,000			382,500			422,200			473,200			
	31			242,300			284,600			327,500			384,700			423,700			474,200			
	32			243,400			285,700			329,100			386,800			425,300			475,400			

33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800	475,700
34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100	476,700
35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400	477,800
36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600	478,900
37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800	479,800
38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800	480,700
39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800	481,600
40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800	482,500
41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200	483,300
42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800	484,000
43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500	484,700
44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200	485,400
45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800	485,900
46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100	486,500
47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700	487,100
48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200	487,700
49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500	488,000
50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200	488,600
51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900	489,300
52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600	489,800
53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200	490,300
54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900	491,000
55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600	491,300
56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200	491,900
57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300	
59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000	
60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700	
61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100	
62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400	
63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700	
64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100	

	69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300		
	70			369,600	422,000	449,600		
	71			370,000	422,600	449,900		
	72			370,300	423,200	450,100		
	73			370,800	423,700	450,300		
	74			371,000	424,300			
	75			371,500	424,800			
	76			371,900	425,400			
	77			372,200	425,900			
	78			372,700	426,500			
	79			373,200	427,200			
	80			373,700	427,800			
	81			374,200	428,100			
	82			374,600	428,700			
	83			375,100	429,400			
	84			375,600	430,000			
	85			376,000	430,400			
	86			376,500	430,900			
	87			376,900	431,600			
	88			377,400	432,300			
	89			377,900	432,500			
	90			378,400				
	91			378,900				
	92			379,400				
	93			379,700				
	94			380,100				
	95			380,600				
	96			381,000				
	97			381,500				
	98			381,800				
	99			382,300				
	100			382,700				
	101			383,300				
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700	463,700

備考 この表は、造洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)							
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	154,300 円	199,100 円	233,100 円	265,700 円	297,400 円	324,200 円
	2	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700	325,800
	3	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100	327,300
	4	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500	328,600
	5	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500	330,000
	6	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800	331,200
	7	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900	332,500
	8	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100	333,600
	9	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200	335,300
	10	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300	336,700
	11	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400	338,100
	12	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500	339,500
	13	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200	341,000
	14	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200	342,500
	15	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900	343,800
	16	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700	345,100
	17	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600	346,500
	18	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300	347,800
	19	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000	348,800
	20	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500	349,700
	21	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100	351,000
	22	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600	352,600
	23	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300	354,200
	24	188,200	234,500	269,000	298,900	319,900	355,800
	25	189,900	235,800	270,500	299,900	319,600	356,900
	26	191,500	237,100	272,300	301,200	320,200	358,500
	27	193,300	238,500	274,000	302,300	320,900	360,000
	28	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500	361,500
	29	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300	362,900
	30	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000	364,200
	31	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600	365,600
	32	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100	367,100
	33	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900	368,000
34	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000	
35	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200	
36	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300	
37	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200	
38	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200	
39	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200	
40	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300	
41	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200	
42	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200	
43	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100	
44	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100	
45	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100	
46	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900	
47	225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900	
48	226,800	262,000	300,400	319,100	335,000	382,800	
49	228,200	262,800	301,400	319,600	335,500	383,600	
50	229,400	264,100	302,500	320,000	336,000	384,600	
51	230,300	265,400	303,200	320,500	336,600	385,400	
52	231,400	266,700	304,400	321,000	337,100	386,100	

再任用職員以外の職員	53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100	
	54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900	
	55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800	
	56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500	
	57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400	
	58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200	
	59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000	
	60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800	
	61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300	
	62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000	
	63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600	
	64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300	
	65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900	
	66	246,500	280,800	315,900	328,200	343,100	396,400	
	67	247,300	281,800	316,700	328,800	343,500	396,800	
	68	248,100	282,600	317,600	329,400	343,900	397,300	
	69	248,800	283,400	318,400	329,800	344,400	398,000	
	70	249,400	284,100	319,100	330,200	344,800		
	71	250,000	284,900	319,600	330,600	345,200		
	72	250,800	285,600	320,300	331,000	345,700		
	73	251,600	286,300	320,500	331,200	346,300		
	74	251,900	286,900	321,000	331,400	346,800		
	75	252,200	287,500	321,400	331,600	347,300		
	76	252,500	287,900	321,700	331,800	347,700		
	77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000		
	78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400		
	79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800		
	80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200		
	81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600		
	82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900		
	83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300		
	84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700		

再任用職員	85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100	
	86		292,200	325,800	335,000	351,500	
	87		292,500	326,000	335,400	351,900	
	88		292,800	326,300	335,800	352,300	
	89		293,000	326,600	336,000	352,700	
	90		293,200	326,900	336,300		
	91		293,600	327,100	336,600		
	92		293,900	327,400	337,000		
	93		294,100	327,600	337,400		
	94		294,500	327,800	337,600		
	95		294,900	328,200	337,900		
	96		295,300	328,600	338,200		
	97		295,500	328,800	338,500		
	98		295,700	329,100	338,800		
	99		295,900	329,500	339,100		
	100		296,200	329,900	339,400		
	101		296,600	330,100	339,600		
	102		296,900	330,300	339,900		
	103		297,100	330,500	340,200		
	104		297,300	330,700	340,500		
	105		297,600	331,100	340,700		
	106			331,300	341,100		
	107			331,500	341,300		
	108			331,800	341,500		
	109			332,100	341,800		
	110			332,400			
	111			332,700			
	112			333,000			
	113			333,200			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職係給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六條關係)

教育職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級			
		俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額
	1	220,100	円			281,000	円			327,600	円			406,000	円			534,400	円		
	2	222,400				284,000				330,500				408,300				537,400			
	3	224,600				286,800				333,500				410,700				540,500			
	4	226,800				289,600				336,500				413,200				543,600			
	5	228,900				292,200				339,700				415,300				546,600			
	6	231,000				294,600				342,100				417,800				549,000			
	7	233,200				296,800				344,700				420,000				551,500			
	8	235,300				299,100				347,100				422,500				553,900			
	9	237,600				301,600				349,800				424,200				556,200			
	10	240,000				304,000				352,500				426,700				558,000			
	11	242,400				306,400				355,200				429,000				559,900			
	12	244,800				308,900				358,200				431,300				561,800			
	13	246,900				311,200				361,000				432,700				563,500			
	14	249,300				313,200				362,900				434,900				564,900			
	15	251,700				315,200				365,100				437,100				566,200			
	16	254,100				316,900				367,600				439,400				567,400			
	17	256,100				319,100				369,600				441,500				568,700			
	18	259,200				320,900				371,800				443,900				569,500			
	19	262,300				322,900				373,900				446,200				570,200			
	20	265,400				324,600				375,800				448,600				570,900			
	21	268,300				326,300				377,600				450,700				571,700			
	22	271,300				328,700				379,400				453,000							
	23	274,200				330,900				380,900				455,400							
	24	277,100				333,300				382,100				457,700							
	25	279,700				335,300				383,500				459,700							
	26	282,300				337,300				385,300				461,900							
	27	284,800				339,400				387,100				464,000							
	28	287,400				341,800				389,000				466,200							

29	290, 000	344, 000	390, 900	468, 300
30	292, 300	346, 100	392, 600	470, 600
31	294, 500	348, 000	394, 300	472, 800
32	296, 800	349, 800	396, 000	474, 900
33	299, 000	351, 700	397, 600	476, 800
34	301, 200	353, 600	399, 400	478, 900
35	303, 700	355, 300	400, 900	481, 200
36	305, 900	356, 800	402, 700	483, 400
37	308, 400	358, 400	403, 800	485, 500
38	309, 700	360, 400	405, 400	487, 500
39	311, 400	362, 500	406, 900	489, 400
40	312, 800	364, 400	408, 400	491, 300
41	314, 500	366, 300	409, 300	493, 300
42	315, 000	368, 200	410, 900	495, 200
43	315, 500	370, 000	412, 400	496, 900
44	316, 000	371, 800	414, 000	498, 800
45	316, 800	373, 600	415, 300	500, 700
46	317, 800	375, 400	416, 900	502, 500
47	318, 600	376, 900	418, 300	504, 300
48	319, 600	378, 700	419, 900	506, 200
49	320, 400	380, 200	421, 300	507, 900
50	321, 300	381, 800	422, 600	509, 600
51	322, 100	383, 400	423, 900	511, 400
52	322, 900	385, 100	425, 200	513, 300
53	324, 000	386, 200	425, 900	514, 900
54	324, 800	387, 700	426, 900	516, 500
55	325, 500	389, 100	427, 800	518, 200
56	326, 300	390, 700	428, 700	519, 800
57	326, 800	392, 000	429, 600	521, 400
58	327, 500	393, 400	430, 500	522, 700
59	328, 400	394, 700	431, 400	524, 000
60	329, 200	396, 200	432, 300	525, 200
61	330, 200	397, 500	433, 200	526, 400
62	331, 200	398, 900	434, 100	527, 400
63	332, 300	400, 400	435, 100	528, 400

再任用職員以外の職員	64	333,400	401,900	436,200	529,400		
	65	334,100	402,900	437,100	530,000		
	66	335,200	404,000	438,100	530,900		
	67	335,900	405,000	439,100	531,800		
	68	337,000	406,100	440,000	532,700		
	69	337,600	407,100	441,000	533,600		
	70	338,700	408,000	442,000	534,400		
	71	339,600	408,800	442,900	535,100		
	72	340,700	409,600	443,900	535,600		
	73	341,000	410,400	444,900	536,300		
	74	342,000	411,300	445,800	536,800		
	75	343,000	412,100	446,700	537,600		
	76	344,000	412,900	447,700	538,200		
	77	345,000	413,600	448,500	538,700		
	78	346,000	414,000	449,000			
	79	346,900	414,300	449,700			
	80	347,800	414,600	450,300			
	81	348,800	414,900	451,100			
	82	349,800	415,200	451,800			
	83	350,800	415,400	452,100			
	84	351,800	415,700	452,700			
	85	352,400	416,000	453,100			
	86	353,000	416,300	453,400			
	87	353,600	416,600	453,700			
	88	354,200	416,900	454,000			
	89	354,800	417,100	454,300			
	90	355,200	417,400				
	91	355,600	417,700				
	92	356,100	418,000				
	93	356,600	418,200				
	94	357,000	418,500				
	95	357,500	418,800				
	96	358,000	419,100				
	97	358,600	419,300				

再任用職員	98	359,100	419,600			
	99	359,500	419,900			
	100	360,000	420,100			
	101	360,400	420,300			
	102	360,900	420,600			
	103	361,200	420,900			
	104	361,700	421,100			
	105	362,200	421,300			
	106	362,600				
	107	363,100				
	108	363,600				
	109	364,000				
	110	364,500				
	111	365,000				
	112	365,400				
	113	365,800				
	114	366,200				
	115	366,700				
	116	367,100				
	117	367,500				
	118	367,900				
	119	368,400				
	120	368,800				
	121	369,100				
	122	369,500				
	123	370,000				
	124	370,300				
	125	370,700				
	126	371,200				
	127	371,700				
	128	372,100				
	129	372,500				

備考

この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)										
職員の 区分	職務 の級 号俸	1			2			3		
		俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額
	1			187,900 円			221,500 円			281,000 円
	2			190,400			223,600			284,000
	3			193,000			225,600			286,800
	4			195,600			227,700			289,600
	5			198,300			229,600			292,200
	6			201,000			231,600			294,700
	7			203,700			233,700			297,000
	8			206,500			235,700			299,300
	9			209,300			237,900			301,600
	10			212,000			240,300			304,100
	11			214,900			242,700			306,500
	12			217,600			245,100			309,000
	13			220,100			247,100			311,200
	14			221,700			249,400			313,200
	15			223,500			251,700			315,200
	16			225,200			254,000			316,900
	17			226,900			256,200			319,300
	18			228,600			259,300			321,500
	19			230,400			262,400			323,900
	20			231,900			265,500			326,100
	21			233,800			268,300			328,100
	22			235,700			271,300			330,800
	23			237,700			274,200			333,100
	24			239,700			277,100			335,900
	25			241,300			279,700			338,600
	26			243,200			282,300			341,200
	27			245,100			284,800			343,800
	28			247,100			287,400			346,600
	29			248,800			290,000			349,200
	30			250,700			292,100			351,700

31	252,700	294,100	354,000
32	254,700	296,200	356,300
33	256,500	298,000	358,600
34	258,500	300,100	360,500
35	260,400	302,200	362,100
36	262,300	304,100	363,500
37	263,500	306,100	365,500
38	265,000	307,700	367,600
39	266,500	309,400	369,800
40	268,000	310,900	372,000
41	269,500	312,200	374,200
42	270,600	314,200	376,200
43	271,500	315,900	378,300
44	272,500	318,000	380,400
45	273,400	320,000	381,900
46	274,300	322,000	383,900
47	274,900	324,100	385,700
48	275,600	326,400	387,700
49	276,500	328,600	388,600
50	277,000	330,900	390,400
51	277,500	333,000	392,000
52	278,100	335,000	393,800
53	278,800	337,100	394,800
54	279,400	338,700	396,400
55	280,000	340,000	397,900
56	280,600	341,200	399,600
57	281,400	342,900	400,900
58	282,500	344,800	402,600
59	283,400	346,500	404,200
60	284,800	348,500	405,800
61	285,700	350,300	407,100
62	287,100	352,100	408,700
63	288,200	354,000	410,200
64	289,300	355,800	411,800
65	290,200	357,500	413,200
66	291,300	359,400	414,200
67	292,500	361,100	415,200
68	293,600	362,900	416,100

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	1	円 150,400	円 198,800	円 284,700	円 333,500	円 388,800	円 523,300
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	

再任用職員以外の職員							
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100		
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600		
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100		
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600		
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900		
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300		
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700		
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200		
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600		
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100		
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500		
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000		
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300		
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500		
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700		
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900		
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600		
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100		
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700		
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200		
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900		
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300		
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700		
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200		
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300		
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500		
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700		
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900		
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800		
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800		
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800		
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800		
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900		
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800		
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500		

64	254, 000	309, 100	381, 600	433, 700	521, 200	
65	254, 900	309, 900	382, 200	434, 600	522, 000	
66	255, 800	311, 000	383, 000	435, 400	522, 800	
67	256, 600	311, 900	383, 800	436, 000	523, 600	
68	257, 200	312, 900	384, 600	436, 800	524, 400	
69	258, 000	313, 900	385, 200	437, 200	525, 100	
70	259, 300	314, 900	385, 900	437, 800	525, 900	
71	260, 600	316, 000	386, 600	438, 300	526, 700	
72	261, 800	317, 100	387, 300	438, 800	527, 500	
73	263, 100	317, 600	388, 000	439, 300	528, 200	
74	264, 500	318, 600	388, 600			
75	265, 700	319, 700	389, 200			
76	266, 700	320, 800	389, 900			
77	267, 700	321, 900	390, 600			
78	268, 800	322, 900	391, 200			
79	270, 000	323, 800	391, 800			
80	270, 900	324, 700	392, 400			
81	272, 100	325, 800	393, 000			
82	273, 300	326, 600	393, 600			
83	274, 500	327, 300	394, 200			
84	275, 500	328, 100	394, 800			
85	276, 600	328, 600	395, 300			
86	277, 600	329, 100	395, 800			
87	278, 700	329, 600	396, 300			
88	279, 700	330, 100	397, 000			
89	280, 500	330, 400	397, 400			
90	281, 700	330, 900				
91	282, 700	331, 400				
92	283, 900	331, 900				
93	284, 800	332, 200				
94	285, 800	332, 600				

95	286, 800	333, 100				
96	287, 800	333, 600				
97	288, 100	334, 100				
98	289, 000	334, 600				
99	289, 700	335, 100				
100	290, 600	335, 600				
101	291, 500	336, 100				
102	292, 200	336, 600				
103	292, 900	337, 100				
104	293, 600	337, 600				
105	294, 300	338, 100				
106	294, 800	338, 500				
107	295, 300	339, 000				
108	295, 800	339, 400				
109	296, 000	339, 900				
110	296, 400	340, 300				
111	296, 700	340, 800				
112	297, 000	341, 200				
113	297, 300	341, 700				
114	297, 600	342, 100				
115	297, 900	342, 600				
116	298, 200	343, 000				
117	298, 500	343, 500				
118	298, 900	343, 900				
119	299, 200	344, 300				
120	299, 600	344, 700				
121	299, 900	345, 100				

再任用職員

備考

この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)												
イ 医療職俸給表(一)												
職員 の区 分	職務 の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	号	俸 給 月 額 円	号	俸 給 月 額 円	号	俸 給 月 額 円	号	俸 給 月 額 円	号	俸 給 月 額 円	号	俸 給 月 額 円
	1	253,600		338,400		400,400		471,700		566,500		
	2	256,100		341,400		403,300		474,000		569,600		
	3	258,600		344,200		405,900		476,200		572,700		
	4	261,100		347,100		408,600		478,500		575,800		
	5	263,300		349,800		411,000		480,700		578,700		
	6	267,100		352,800		413,300		482,900		581,100		
	7	270,900		355,900		415,400		485,100		583,500		
	8	274,700		358,700		417,300		487,300		585,900		
	9	278,300		361,100		419,500		489,300		588,100		
	10	282,300		363,700		422,200		491,400		589,600		
	11	286,300		366,400		424,800		493,500		591,100		
	12	290,300		369,200		427,500		495,600		592,600		
	13	294,000		372,100		429,900		497,700		594,100		
	14	298,000		375,600		432,400		499,800		595,200		
	15	301,900		378,600		434,800		501,900		596,300		
	16	305,700		382,200		437,300		504,000		597,200		
	17	309,300		385,600		439,300		506,100		598,400		
	18	312,800		388,300		441,700		508,100		599,400		
	19	316,300		390,800		444,000		510,100		600,400		
	20	319,800		393,400		446,400		512,100		601,400		
	21	323,400		396,100		447,900		513,900		602,400		
	22	327,100		398,300		450,300		515,700				
	23											
	24											
	25											
	26											
	27											
	28											
	29											
	30											
	31											
	32											
	33											
	34											
	35											
	36											
	37											
	38											
	39											
	40											
	41											
	42											
	43											
	44											
	45											
	46											
	47											
	48											
	49											
	50											
再任用職員以外の職員												

51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300		76	475, 800	529, 800	
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200		77	476, 200	530, 600	
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000		78	476, 800	531, 500	
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900		79	477, 400	532, 400	
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800		80	477, 900	533, 300	
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700		81	478, 500	534, 100	
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600		82	479, 000	535, 000	
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500		83	479, 500	535, 900	
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400		84	480, 000	536, 800	
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100		85	480, 400	537, 600	
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000		86	481, 000	538, 500	
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900		87	481, 400	539, 400	
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800		88	481, 900	540, 300	
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700		89	482, 400	541, 100	
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600		90	483, 000		
66		469, 700	521, 400			91	483, 600		
67		470, 400	522, 100			92	484, 000		
68		471, 000	523, 000			93	484, 500		
69		471, 300	523, 900			94	485, 100		
70		472, 000	524, 700			95	485, 700		
71		472, 700	525, 600			96	486, 300		
72		473, 400	526, 500			97	486, 800		
73		473, 800	527, 300						
74		474, 400	528, 200						
75		475, 100	529, 100						

再任用職員	296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900
備考	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。				

ロ 医療職俸給表(二)									
職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1 2 3 4	1	円	155,100	円	191,500	円	226,400	円	252,400
	2		156,500		193,100		228,400		253,500
	3		157,900		194,700		230,000		254,700
	4		159,300		196,300		231,600		256,000
5 6 7 8	5		160,500		197,800		233,000		257,200
	6		162,300		199,300		234,600		258,400
	7		164,000		200,900		236,100		259,500
	8		165,600		202,400		237,700		260,500
9 10 11 12	9		167,200		204,000		238,600		261,800
	10		168,900		205,700		240,000		262,500
	11		170,500		207,300		241,400		263,400
	12		172,300		209,000		242,500		264,200
13 14 15 16	13		173,700		210,400		244,000		265,300
	14		175,500		212,000		245,300		266,400
	15		177,400		213,600		246,500		267,600
	16		179,200		215,200		247,800		268,700
17 18 19 20	17		181,100		216,600		248,600		270,200
	18		182,600		218,200		249,800		271,900
	19		184,400		219,900		250,900		273,600
	20		186,200		221,600		252,000		275,300
21 22 23 24	21		187,700		222,900		253,400		277,000
	22		189,200		224,400		254,200		278,700
	23		190,700		225,800		255,100		280,400
	24		192,200		227,300		256,000		282,000
25 26 27 28	25		193,800		228,500		257,000		283,700
	26		195,100		229,900		258,100		285,400
	27		196,600		231,200		259,200		287,200
	28		198,000		232,400		260,400		288,800
29 30 31 32	29		199,500		233,600		261,800		290,200
	30		200,700		234,900		263,400		291,800
	31		202,000		236,400		265,000		293,400
	32		203,300		237,700		266,500		295,100
33 34 35	33		204,700		238,700		267,800		296,800
	34		206,100		240,000		269,500		298,500
	35		207,400		240,900		271,100		300,300

	36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300	391, 300	435, 800	495, 500
	37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100	392, 400	437, 100	
	38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800	393, 600	437, 900	496, 500
	39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400	394, 700	438, 300	
	40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100	395, 800	439, 000	
	41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600	439, 500	
	42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900	
	43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300	
	44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700	
	45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100	
	46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500	
	47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900	
	48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200	
	49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500	
	50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900	
	51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200	
	52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500	
	53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800	
	54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800		
	55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100		
	56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400		
再任用 以外 の職員	57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700		
	58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000		
	59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300		
	60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700		
	61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900		
	62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200		
	63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500		
	64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800		
	65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000		
	66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900			
	67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600			
	68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200			
	69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600			
	70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100			
	71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600			
	72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100			
	73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700			
	74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200			
	75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800			
	76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400			

	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89	290,300	326,400	347,300				
	90	290,500	326,800	347,600				
	91	290,700	327,200	348,000				
	92	290,900	327,600	348,300				
	93	291,300	327,900	348,700				
	94	291,500	328,100	349,000				
	95	291,700	328,500	349,300				
96	292,000	328,800	349,600					
97	292,400	329,000	349,900					
98	292,700	329,300	350,300					
99	292,900	329,600	350,700					
100	293,200	329,900	351,100					
101	293,500	330,100	351,600					
102	293,700	330,400	352,000					
103	293,900	330,800	352,400					
104	294,200	331,000	352,800					
105	294,500	331,200	353,300					
106		331,400						
107		331,800						
108		332,000						
109	332,200							
110	332,600							
111	333,000							
112	333,400							
113	333,600							
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
	1		169,900 円		197,000 円		243,600 円		265,700 円		288,400 円		330,100 円		374,100 円
	2		171,300		198,900		245,400		266,600		290,000		332,200		376,700
	3		172,800		200,900		247,200		267,500		291,600		334,200		379,400
	4		174,200		202,800		249,000		268,400		293,400		336,400		382,000
	5		175,600		204,900		250,400		268,900		295,000		338,400		384,200
	6		177,100		206,900		251,700		269,900		296,800		340,500		386,600
	7		178,600		209,100		252,800		270,600		298,500		342,600		388,900
	8		180,100		211,200		254,100		271,500		300,200		344,700		391,200
	9		181,300		213,200		254,900		272,600		301,900		346,200		393,200
	10		183,000		214,600		255,800		273,200		303,500		348,200		395,300
	11		184,600		216,000		256,700		274,200		304,800		350,100		397,500
	12		186,100		217,200		257,500		275,200		306,100		352,100		399,800
	13		187,500		218,600		258,600		276,200		307,600		354,000		401,700
	14		189,500		220,000		259,600		277,200		309,200		356,100		403,700
	15		191,500		221,500		260,400		278,200		311,000		358,200		405,900
	16		193,500		222,700		261,300		279,300		312,800		360,200		408,100
	17		195,500		224,100		261,800		280,600		314,500		362,200		410,100
	18		197,500		225,600		262,700		281,800		316,100		364,200		412,300
	19		199,500		227,100		263,500		282,800		317,800		366,300		414,500
	20		201,500		228,600		264,300		284,000		319,500		368,400		416,600
	21		203,500		229,700		265,200		285,500		320,900		370,100		418,500
	22		205,400		231,400		265,900		287,100		322,400		372,200		420,400
	23		207,500		233,100		266,800		288,400		323,900		374,300		422,200
	24		209,600		234,700		267,600		289,700		325,400		376,300		424,100
	25		211,200		236,000		268,600		290,800		326,800		378,300		425,800
	26		212,500		237,700		269,400		292,400		328,200		379,900		427,400
	27		213,700		239,400		270,300		294,100		329,700		381,800		429,100
	28		215,000		241,100		271,300		295,600		331,300		383,700		430,700
	29		216,200		242,700		272,500		296,600		332,400		385,500		432,000
	30		217,300		244,100		273,700		298,000		333,900		387,200		433,300
	31		218,600		245,400		275,200		299,400		335,300		389,100		434,900
	32		219,700		246,500		276,500		300,900		336,800		390,900		436,400

33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600	438, 100
34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300	439, 700
35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100	441, 100
36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600	451, 600
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300	454, 600
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400	455, 300
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600	456, 000
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700	456, 800
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900	457, 600
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900	458, 400
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000	459, 100
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700	
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300	
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700	
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300	
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800	
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200	
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700	
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300	
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700	
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000	
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300	

							430,700	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400			
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000			
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700			
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300			
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000			
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500			
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100			
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600			
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000			
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600			
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100			
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400			
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700			
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200			
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600			
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900			
再任用職員以外の職員								
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200			
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700			
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200			
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600			
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900			
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300			
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800			
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200			
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600			
94	281,900	315,000	348,400	366,400				
95	282,800	315,700	349,100	366,800				
96	283,800	316,300	349,700	367,100				
97	284,400	317,000	350,100	367,700				
98	285,200	317,300	350,500	368,200				
99	285,800	317,900	351,000	368,700				
100	286,700	318,600	351,400	369,200				
101	287,500	319,000	351,900	369,800				
102	288,300	319,600	352,300	370,300				
103	289,100	320,200	352,800	370,800				
104	289,900	320,800	353,200	371,200				

105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
114	293, 700	324, 900	357, 700			
115	294, 100	325, 300	358, 200			
116	294, 400	325, 600	358, 600			
117	294, 700	325, 800	359, 000			
118	295, 000	326, 100	359, 400			
119	295, 300	326, 500	359, 900			
120	295, 700	326, 700	360, 400			
121	296, 000	326, 900	360, 800			
122	296, 400	327, 200	361, 300			
123	296, 700	327, 500	361, 800			
124	297, 100	327, 800	362, 300			
125	297, 300	328, 000	362, 600			
126	297, 500	328, 300				
127	297, 800	328, 700				
128	298, 200	328, 900				
129	298, 400	329, 100				
130	298, 700	329, 300				
131	299, 100	329, 700				
132	299, 500	329, 900				
133	299, 700	330, 200				
134	300, 000	330, 600				
135	300, 400	331, 000				
136	300, 700	331, 400				
137	300, 900	331, 700				
138	301, 200	332, 100				
139	301, 600	332, 500				
140	301, 900	332, 900				

	141	302, 100	333, 200					
	142	302, 500	333, 600					
	143	302, 900	333, 900					
	144	303, 200	334, 300					
	145	303, 400	334, 600					
	146	303, 600	335, 000					
	147	303, 900	335, 400					
	148	304, 300	335, 800					
	149	304, 500	336, 100					
	150	304, 700	336, 500					
	151	305, 000	336, 900					
	152	305, 300	337, 300					
	153	305, 700	337, 600					
	154	305, 900						
	155	306, 100						
	156	306, 400						
	157	306, 700						
	158	307, 000						
	159	307, 300						
	160	307, 600						
	161	308, 000						
	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6
		級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額
	1	円 164,100	円 212,900	円 257,900	円 278,600	円 319,200	円 362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,300
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400
	45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100
	49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	442,600
	55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	443,000
	56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
	60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
	61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
	62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	444,900
	63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	444,900
	64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700	444,900
	65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000	444,900
	66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300	444,900
	67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600	444,900
	68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900	444,900
	69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100	444,900
	70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400	444,900
	71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700	444,900
	72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000	444,900
	73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200	444,900
	74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500	444,900

再任用職員以外の職員	75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
	76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000	
	77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200	
	78	251,800	315,700	341,400	386,000		
	79	252,700	316,400	341,900	386,500		
	80	253,500	317,100	342,300	387,100		
	81	254,400	317,400	342,500	387,600		
	82	255,000	317,700	342,800	388,000		
	83	255,800	318,300	343,300	388,400		
	84	256,600	318,600	343,700	388,800		
	85	257,200	319,000	344,000	389,000		
	86	258,000	319,300	344,300	389,200		
	87	258,700	319,700	344,800	389,500		
	88	259,600	320,000	345,200	389,800		
	89	260,200	320,500	345,500	390,000		
	90	261,000	320,900	345,900	390,300		
	91	261,800	321,200	346,300	390,600		
	92	262,600	321,500	346,500	390,800		
	93	263,000	322,000	346,800	391,000		
	94	263,700	322,400				
	95	264,200	322,600				
	96	264,900	323,000				
	97	265,600	323,400				
	98	266,300	323,800				
	99	267,000	324,200				
	100	267,700	324,600				
	101	268,200	324,800				
	102	268,700	325,100				
	103	269,100	325,400				
	104	269,600	325,700				
	105	269,800	326,100				
	106	270,000	326,300				
	107	270,300	326,600				
	108	270,600	327,000				
	109	271,000	327,400				
	110	271,300	327,700				
	111	271,700	328,100				
	112	272,000	328,400				
	113	272,300	328,700				
	114	272,600	329,100				
	115	272,900	329,400				
	116	273,300	329,600				

	117	273,600	329,800			
	118	273,900	330,100			
	119	274,300	330,500			
	120	274,700	330,900			
	121	274,900	331,100			
	122	275,100				
	123	275,500				
	124	275,800				
	125	276,000				
	126	276,300				
	127	276,700				
	128	277,100				
	129	277,300				
	130	277,700				
	131	278,100				
	132	278,400				
	133	278,600				
	134	278,900				
	135	279,300				
	136	279,600				
	137	279,800				
	138	280,100				
	139	280,400				
	140	280,700				
	141	280,900				
	142	281,100				
	143	281,300				
	144	281,600				
	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				

備考

この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二号第一号イ中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百一・五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		398,000
2		456,000
3		516,000
4		596,000
5		693,000
6		791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		332,000
2		367,000
3		394,000

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		376,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七号第二項
二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八号第二項

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び次条において「給与法」という。))第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定、第三条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。))第七号第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定及び第四条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。))第八号第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において

て「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合に、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する令和四年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第三俸給月額の欄中二二六四、七〇〇円を二二六五、二〇〇円に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第七号の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の同法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。